

南相馬市高齢者総合計画

(第 10 期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

【計画期間: 令和6年度～令和8年度】

福島県 南相馬市

は じ め に

本市では、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）が 37%を超え、国や県と比較しても高い数値となっております。また、人口推計によると、令和 22 年には 42.2%にまで達すると予測されています。

こうした高齢化の急激な進行は、介護保険の要支援・要介護認定者の増加を招いており、介護予防及び認知症予防の充実とともに、介護職員の養成・確保が課題となる中で、介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供が求められております。

さらには、独居高齢者、高齢者のみ世帯が増加しており、地域での支え合いの推進や、まち全体で高齢者を見守る環境の整備などが課題となっております。

このような情勢を踏まえ、本市では、今後の 3 年間の高齢者福祉、介護保険事業の方向性を明確にし、各種事業を推進するための指針として、「南相馬市高齢者総合計画」を策定しました。

本計画は、「ふつうに・くらせる・しあわせ」を基本理念に掲げ、高齢による状態の変化や病気により、介護サービスなどの支援が必要になっても、一人ひとりが「ふつう」の「くらし」が継続できる「しあわせ」を享受できる環境整備を目指した計画としています。

特に高齢化の進行に伴い増えることが見込まれる認知症高齢者が、地域社会において共生できる環境整備にいどみます。

今後、市民の皆様、関係機関・団体、事業者の皆様との連携・協働のもと、本計画を着実に進めてまいりたいと考えますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの市民の皆様並びに介護サービス事業所の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

南相馬市長 門馬 和夫

目 次

第Ⅰ部 総論	3
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけと計画期間	4
3 計画の策定体制	6
4 計画の進行管理	7
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	8
1 南相馬市の高齢者の状況	8
2 計画策定に関するアンケート調査結果の概要	12
3 前計画の総括（主な取組状況）	27
4 前計画の事業状況一覧（到達度）	37
5 南相馬市の介護保険事業の状況	41
6 高齢者の介護・福祉に関わる問題点・課題点の整理	45
第3章 計画の基本的な考え方	48
1 人口推計等	48
2 総合計画との関係	52
3 まちづくりの基本姿勢と高齢者福祉分野の位置づけ	53
4 計画の基本理念・基本目標	53
5 基本施策	55
6 SDGsの推進	56
7 日常生活圏域の設定	57
8 計画の体系	59
 第Ⅱ部 施策の展開	 61
第1章 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るための支援	63
1 高齢者の在宅生活を支える事業	63
2 暮らしの安全や防犯・防災への取組	66
3 高齢者虐待防止と権利擁護	68
4 高齢者の孤立防止と見守り体制の強化	70
5 高齢者活動団体・交流や社会参加への支援	73
第2章 高齢者を取り巻く環境整備	75
1 地域包括ケアシステムの推進	75
2 介護予防・日常生活支援の充実	86
3 総合的な認知症施策の推進	91
4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	98

第3章 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供	100
1 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	100
2 介護保険サービスの充実	105
3 介護サービスの質の充実	106
4 介護者への支援	107
5 非常時における介護事業所等の業務継続への支援	109
第Ⅲ部 介護保険事業計画	111
第1章 介護サービスの見込量	113
1 居宅系サービスの充実	113
2 施設サービスの充実	140
第2章 介護保険事業費	144
1 介護サービス給付費の見込み	144
2 介護サービス事業費の見込み	148
第Ⅳ部 介護保険料	151
第1章 介護保険料算出の流れ	153
第2章 第1号被保険者の保険料負担割合	154
1 標準給付費の負担割合	154
2 地域支援事業費の負担割合	155
第3章 第1号被保険者保険料の段階設定	156
第4章 保険料の算出	157
1 第9期介護保険料の算出	157
2 第9期の所得段階別保険料一覧	158
資料編	159
1 南相馬市地域包括ケアシステム推進会議委員名簿	161
2 計画策定経過	162

第 I 部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、令和7年（2025年）に団塊の世代が全員75歳以上となり、さらには令和22年（2040年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

本市においても、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和5年9月末現在で37.3%となっており、市民のおよそ3人に1人が高齢者となっています。

また、都市部と地方では高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備する必要があります。

介護保険制度は、介護を社会全体で支えることを目的に、2000年に創設され、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着していますが、高齢化が進むにつれて介護費用も増加傾向にあり、介護給付費の総額は、膨れ上がっています。団塊世代が全員75歳以上となる2025年には、介護ニーズがますます高まり介護費用もさらに増加すると予想され、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要があります。

本計画は、以上のような背景、高齢者の現状、介護・福祉に関する将来的な動向等を踏まえながら、高齢化のピーク時に目指すべき地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討することで、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心した生活を送ることができるまちづくりの推進のために中長期的な視点に立って策定し、実行していくためのものです。

2 計画の位置づけと計画期間

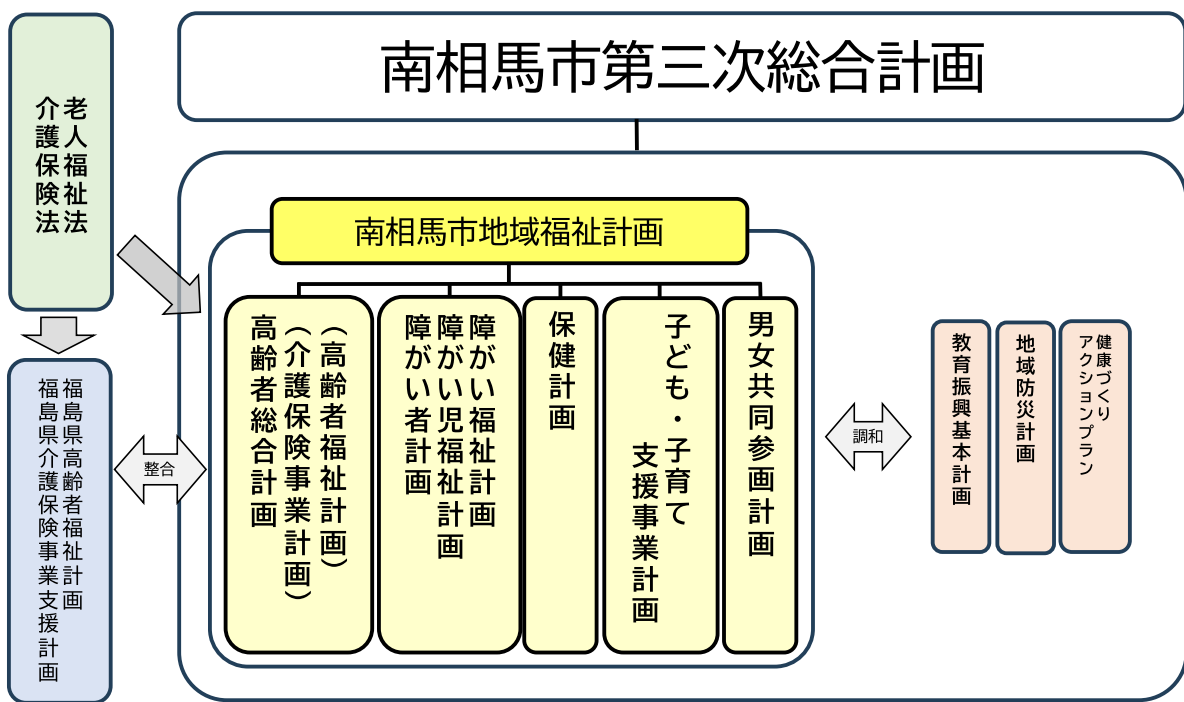
(1) 根拠法令等

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に、「南相馬市高齢者総合計画」として策定しました。

(2) 他の計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」の部門別計画として位置づけ、国及び県の指針や計画を踏まえた上で、南相馬市地域福祉計画などの市の諸計画との整合性を図りながら策定しました。

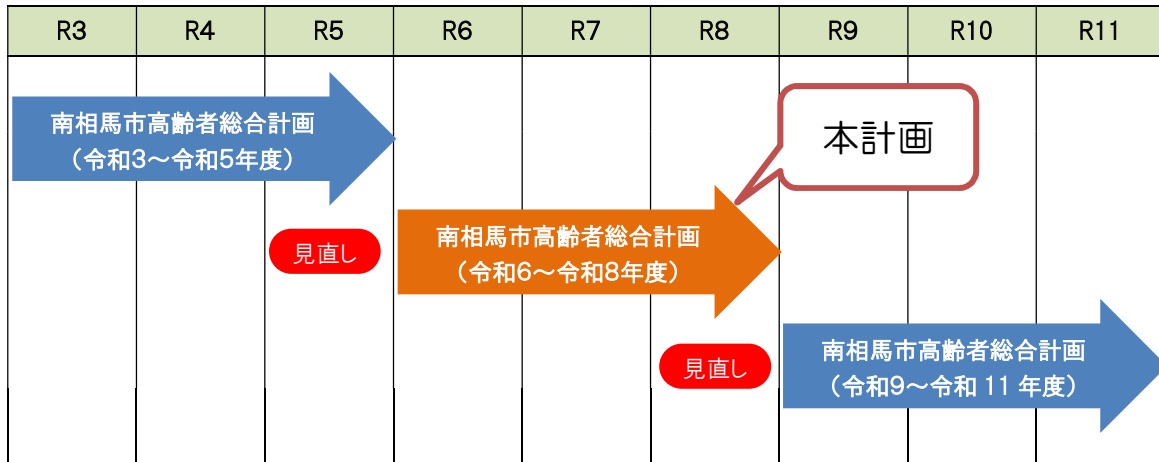
○他の計画等との関係



(3) 計画期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画（高齢者福祉計画）は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、計画期間は3年間となり、本計画は、計画期間を令和6年度～令和8年度として策定しました。

○計画期間



3 計画の策定体制

(1) 地域包括ケアシステム推進会議

保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、関係団体の代表、被保険者の方々に委員として参画いただく地域包括ケアシステム推進会議において、様々な見地から計画案を検討しました。

(2) 専門部会の設置

計画を策定するにあたり、上記推進会議の専門部会（医療と介護の連携部会、生活支援体制整備部会、介護予防部会、認知症支援部会）を活用し、それぞれの領域における個別事業（取組）の見直し、目標・見込値の設定等について検討しました（介護保険部会を追加設置）。

(3) アンケート調査

令和5年3月に実施した、市民及び介護事業所等へのアンケート調査（高齢者の日常生活の状況、介護予防に対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見などの把握）を活用しました。

(4) パブリックコメント

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

4 計画の進行管理

(1) 計画の周知

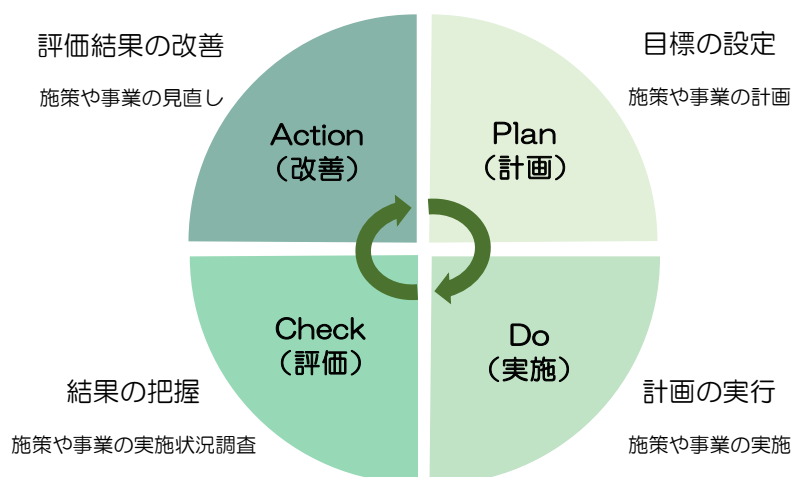
計画を推進していくためには、市民に計画の内容を理解していただくことが第一です。そのため、広報紙やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。また、介護情報基盤の整備に努め、介護保険サービスをはじめ、地域支援事業、市の福祉サービスの内容に関する情報提供を実施します。

(2) 計画の推進及び点検・評価・改善

今後の高齢化の一層の進展を見据え、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確化し、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。

本計画に基づく事業を管理しながら円滑に推進していくため、計画の進捗はPDCAサイクルを活用し、「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」及び「専門部会」や「南相馬市介護保険運営協議会」、「南相馬市地域包括支援センター運営協議会」等において定期的に審議し、地域包括ケアシステムの構築状況を点検・評価を行うとともに、必要に応じて見直ししながら効果的な計画となるように改善し、計画の適正な推進に努めてまいります。

また、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、地域包括ケアを支える基盤の状況を評価し、目標に対する実績評価と評価結果の公表を行います。



第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 南相馬市の高齢者の状況

(1) 人口の推移

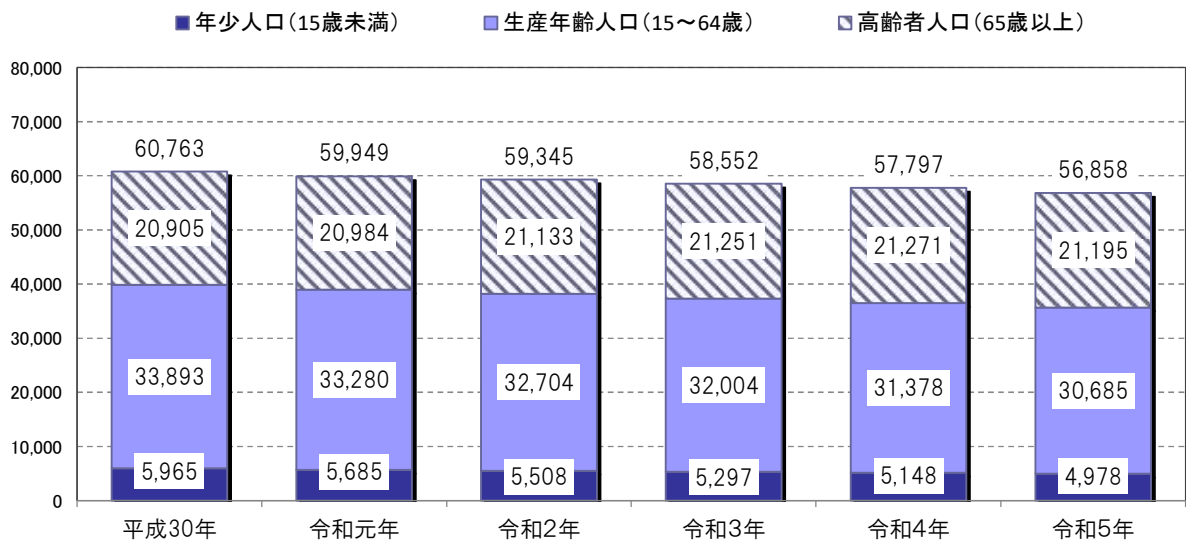
総人口の推移は、減少傾向で推移し、平成30年に60,763人であった人口が、令和5年には56,858人となり、3,905人減少しています。

年齢3区分別に人口推移をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。

また、年齢3区分人口構成比をみると、年少人口（0～14歳）割合、生産年齢人口（15～64歳）割合は減少傾向、高齢者人口（65歳以上）割合は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

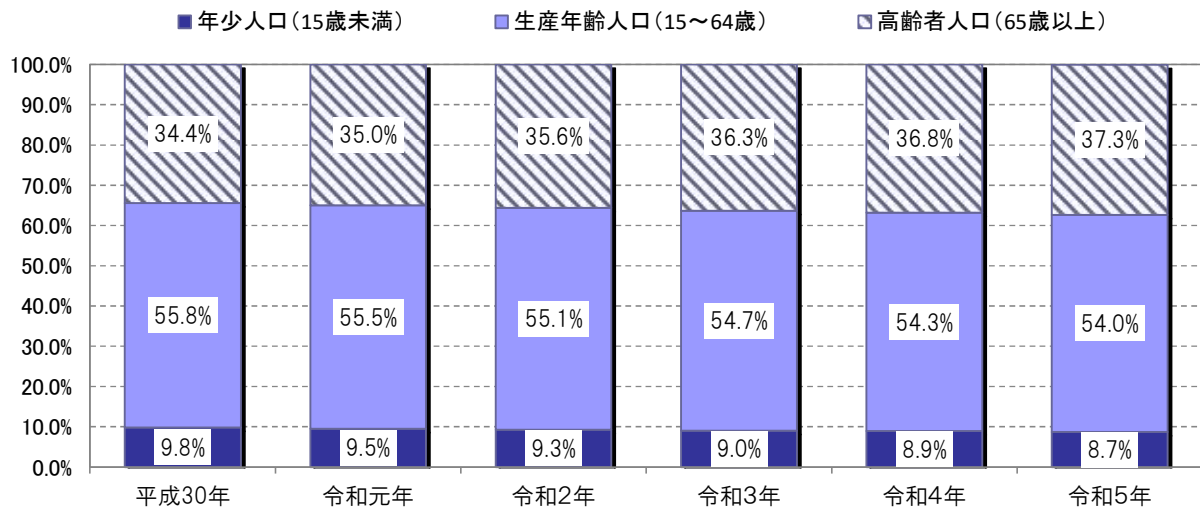
さらに、令和5年9月末現在の人口構成を、人口ピラミッドでみると、出生数の減少と高齢化が反映された「壺型」となっています。また、70歳～74歳の人口構成が比較的多く、今後数年間は後期高齢者の増加が続くと見込まれます。

○人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

○年齢3区分人口構成比の推移

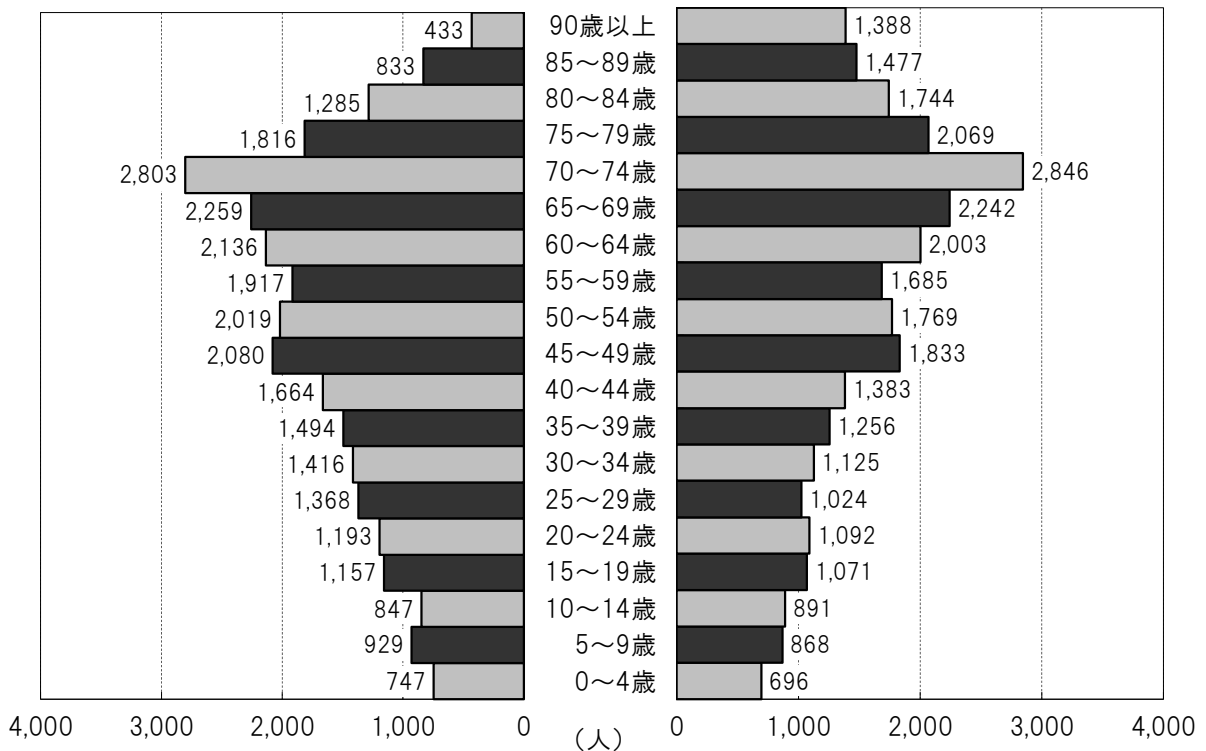


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

○人口ピラミッド

男性(28,396 人)

女性(28,462 人)



資料：住民基本台帳（令和5年9月末現在）

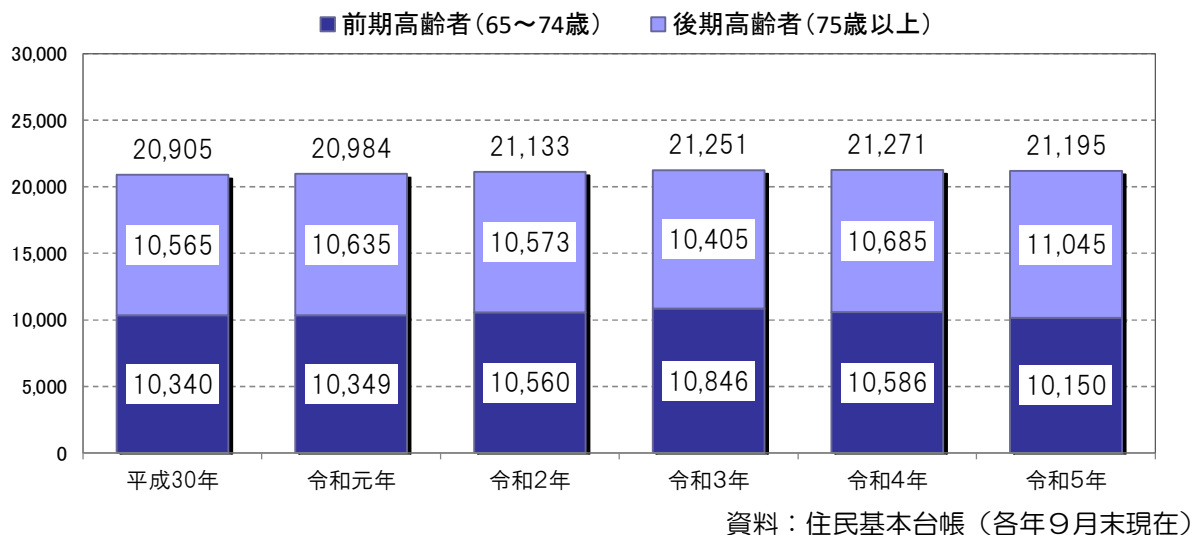
(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、平成30年に20,905人であったものが、令和5年には21,195人となり、290人増加しています。

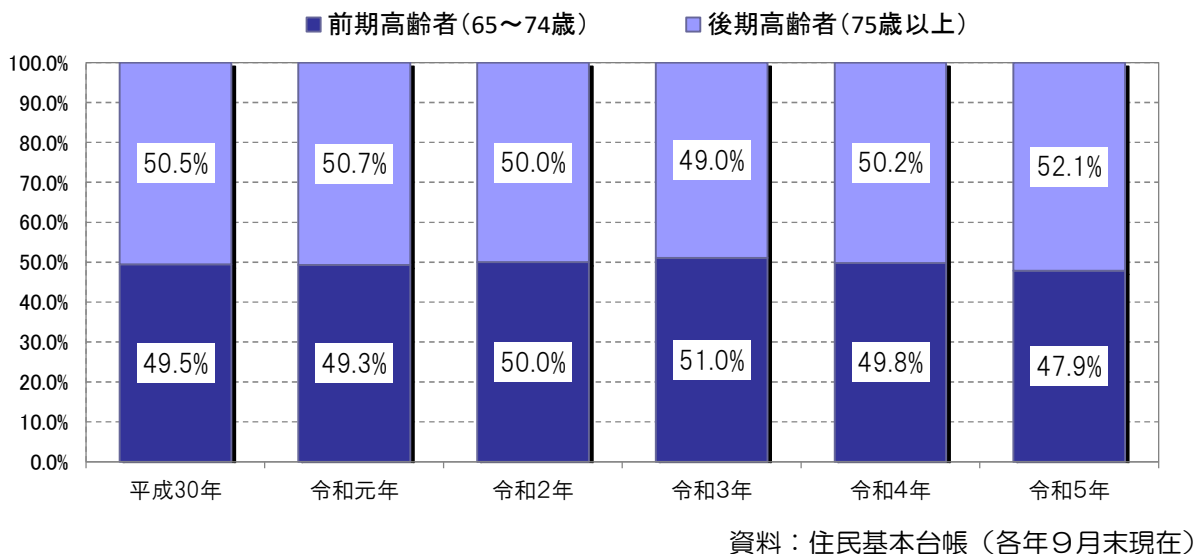
また、65歳以上75歳未満の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者の区分でその推移をみると、前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向にあり、令和5年では前期高齢者が10,150人、後期高齢者が11,045人と、平成30年から前期高齢者190人の減少、後期高齢者480人の増加となっています。

これは、昭和22年～昭和24年生まれのいわゆる「団塊の世代」が令和4年から75歳を迎え始めたことによると考えられるため、今後後期高齢者の比率が更に増加していく傾向になると推測されます。

○前期・後期高齢者人口の推移



○前期・後期高齢者比率の推移



(3) 高齢者のいる世帯の状況

本市の震災前と令和5年の世帯の状況をみると、単身高齢者・高齢者のみ世帯が増加しています。

高齢者が地域で安心して安全に暮らしていくためには、高齢者の社会的孤立を防ぐ取り組みや、地域全体で高齢者を見守る体制の維持と支え合い体制の整備が重要となっています。

○本市の世帯の状況

	H23 年2月	R5年2月	差(数)
全世帯数	24,002 世帯	24,385 世帯	383 世帯の増加
65 歳以上の世帯員がいる世帯	12,730 世帯 (53.0%)	14,131 世帯 (57.9%)	1,401 世帯の増加 (4.9 ポイント)
65 歳以上の単身世帯	2,515 世帯 (10.5%)	4,259 世帯 (17.5%)	1,744 世帯の増加 (7.0 ポイント)
65 歳以上のみ世帯	2,103 世帯 (8.8%)	3,272 世帯 (13.4%)	1,169 世帯の増加 (4.7 ポイント)

資料：南相馬市長寿福祉課（各年2月末時点）

(4) 震災後の高齢者の居住状況

市民の震災後の市内・市外別の居住状況をみると、令和5年9月末現在、人口 56,849 人のうち、94.4%の 53,680 人が市内に居住しています。

高齢者に限ると、94.7%にあたる 20,074 人が市内に居住しており、市内の居住者に占める高齢人口割合は 37.4%と、住民基本台帳の高齢人口割合（37.3%）を上回ることから、本市の実質的な高齢化率はさらに高くなっている状況にあります。

○本市住民の市内居住率

区 分	人 口	内 訳		市内居住率
		市内居住	市外居住等	
南相馬市人口	56,849 人	53,680 人	3,169 人	94.4%
うち高齢人口	21,197 人	20,074 人	1,123 人	94.7%
※高齢人口割合	37.3%	37.4%	35.4%	—

資料：南相馬市被災者支援課（居住状況統計）（令和5年9月末現在）

2 計画策定に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「南相馬市高齢者総合計画（第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）」の策定にあたり、高齢者の生活状況や健康状態、介護サービスに対する意識等を把握し、令和6年度～令和8年度までを計画期間とする計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査の対象

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（57 設問）

南相馬市内に居住している、65 歳以上の要支援1・2等の認定を受けている方及び要介護認定を受けていない方を調査の対象とし、年齢、男女比など考慮した上で、層化無作為抽出法により抽出しました。

○在宅介護実態調査（22 設問）

南相馬市内に居住している、要介護1～5の認定を受けている方のうち、在宅で介護を受けられている方を調査の対象とし、年齢、男女比、要介護度など考慮した上で、層化無作為抽出法により抽出しました。

○在宅生活改善調査（14 設問）

居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャー。

○居所変更実態調査（10 設問）

介護施設等（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅）。

○介護人材実態調査（5 設問）

居宅系介護事業所（訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護）、介護施設等（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅）。

③ 調査の方法及び実施時期

○調査の方法

郵送による配布・回収

○調査の実施時期

令和5年3月15日(水)～令和5年3月29日(水)

※集計処理にあたっては、令和5年4月17日（月）着分の調査票まで含む

※介護事業所等を対象とした調査は令和5年3月14日（火）～3月27日（月）で実施

④ 配布・回収の結果

種 類	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000 件	1,111 件	55.6%
在宅介護実態調査	1,000 件	520 件	52.0%
在宅生活改善調査（事業所票）	40 件	14 件	35.0%
居所変更実態調査	18 件	17 件	94.4%
介護人材実態調査 事業所票（訪問系）	15 件	11 件	73.3%
介護人材実態調査 職員票（訪問系）	118 件	19 件	16.1%
介護人材実態調査（施設・通所系）	47 件	40 件	85.1%

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 想定される各種機能リスクについて

		回答者数 (人)		運動リスク 該当者 (%)		転倒リスク 該当者 (%)		閉じこもり 傾向有り (%)		口腔リスク 該当者 (%)		低栄養リスク 該当者 (%)		認知リスク 該当者 (%)		うつリスク 該当者 (%)	
		今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査	今回 調査	前回 調査
全 体		1,111	1,045	15.1	16.2	30.8	33.2	22.4	18.4	28.5	26.9	1.2	1.1	48.7	61.0	45.6	44.9
年 齢	65歳～69歳	266	276	8.3	6.9	26.7	24.3	13.5	9.8	21.4	23.6	2.3	1.1	44.4	61.6	44.7	43.8
	70歳～74歳	324	264	11.4	6.4	27.2	32.2	15.4	13.6	24.1	23.9	1.2	0.8	43.8	51.5	45.7	43.6
	75歳～79歳	236	211	9.7	15.2	31.4	31.8	22.5	16.1	29.2	24.2	0.4	0.9	53.4	58.3	41.1	38.9
	80歳～84歳	147	133	17.0	29.3	38.8	39.1	30.6	20.3	34.7	29.3	0.7	0.0	50.3	68.4	48.3	46.6
	85歳以上	137	132	44.5	43.2	38.0	49.2	47.4	47.7	45.3	44.7	0.7	3.0	59.1	72.7	52.6	55.3
性 別	男性	517	465	11.8	11.4	28.0	32.0	17.0	15.7	25.9	28.6	1.2	1.5	47.4	60.2	43.7	40.6
	女性	593	563	18.0	20.2	33.2	34.6	27.2	20.8	30.9	26.1	1.2	0.7	49.9	61.1	47.4	48.0
要 介 護 度	要支援1	17	33	41.2	54.5	58.8	60.6	47.1	48.5	47.1	42.4	0.0	0.0	70.6	84.8	70.6	60.6
	要支援2	15	16	86.7	75.0	73.3	43.8	73.3	75.0	53.3	56.3	0.0	6.3	73.3	56.3	73.3	56.3
	事業対象者	5	-	40.0	-	20.0	-	80.0	-	40.0	-	0.0	-	60.0	-	60.0	-
	一般高齢者	1,073	-	13.6	-	29.8	-	21.1	-	27.9	-	1.2	-	48.0	-	44.8	-
地 区	小高中学校区	134	132	21.6	17.4	29.9	34.8	32.1	17.4	32.8	31.8	2.2	0.8	51.5	66.7	46.3	47.7
	鹿島中学校区	224	188	11.6	12.2	28.6	32.4	23.2	17.0	24.1	23.9	0.9	0.0	50.9	55.9	42.4	45.7
	原町第一中学校区	254	253	15.4	16.6	29.5	32.8	20.9	19.8	29.1	24.1	2.8	1.6	48.0	59.3	48.0	43.5
	原町第二中学校区	200	163	16.5	18.4	37.0	30.7	22.5	17.8	27.5	27.6	0.0	1.2	50.0	65.6	44.0	48.5
	原町第三中学校区	92	88	15.2	13.6	33.7	37.5	18.5	19.3	25.0	31.8	1.1	0.0	47.8	63.6	39.1	37.5
	石神中学校区	206	193	13.1	16.1	28.2	32.1	18.9	17.6	32.5	27.5	0.0	1.6	44.7	57.5	50.5	43.5

※要介護度

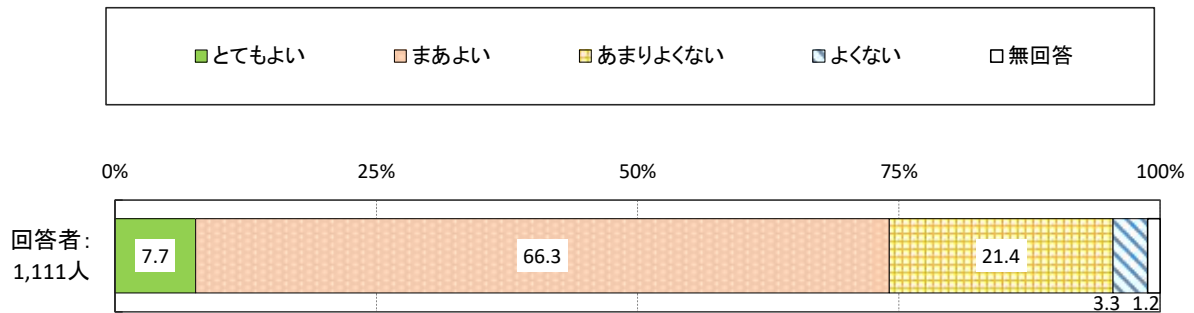
前回調査は「事業対象者」「一般高齢者」の区分がないため数値を掲載しておりません

	前回調査から10ポイント以上の増加
	前回調査から10ポイント以上の減少

アンケート結果の回答から各種リスクの該当者をみると、全体では「認知リスク該当者」が48.7%と最も多く、次いで「うつリスク該当者（45.6%）」、「転倒リスク該当者（30.8%）」となっています。

前回調査と各種リスク割合の順位について変動はない一方、「認知リスク該当者」について、今回調査（48.7%）と前回調査（61.0%）で12.3ポイント減少しています。

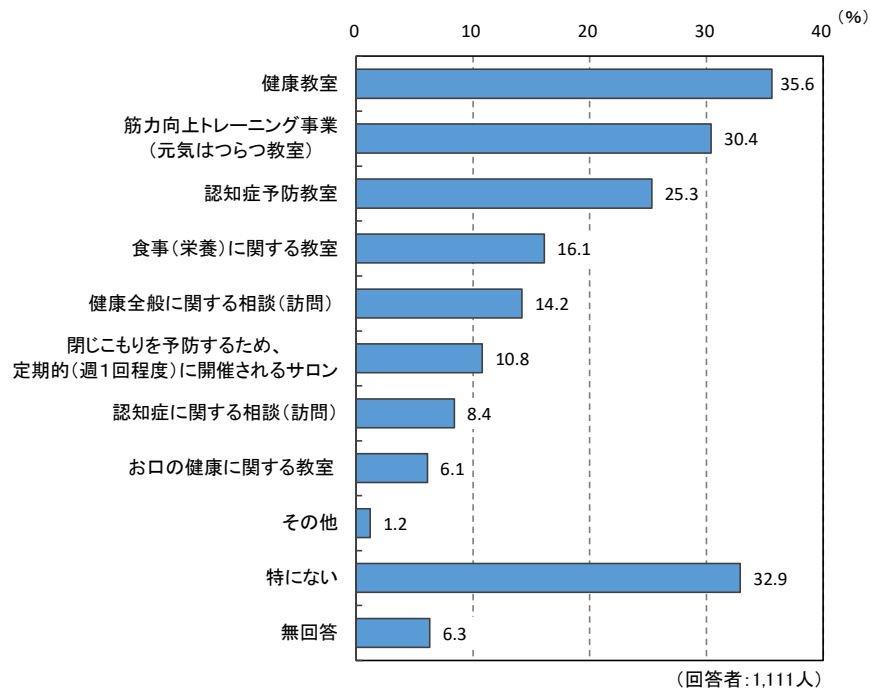
② 健康状態について



現在の健康状態について、「とてもよい」（7.7%）と「まあよい」（66.3%）を合わせた『よい』が74.0 %、「よくない」（3.3%）、「あまりよくない」（21.4%）を合わせた『よくない』が24.7%となっています。

今回回答		前回回答		差
とてもよい	7.7%	とてもよい	9.3%	-1.6
まあよい	66.3%	まあよい	65.6%	0.7
あまりよくない	21.4%	あまりよくない	19.9%	1.5
よくない	3.3%	よくない	3.8%	-0.5

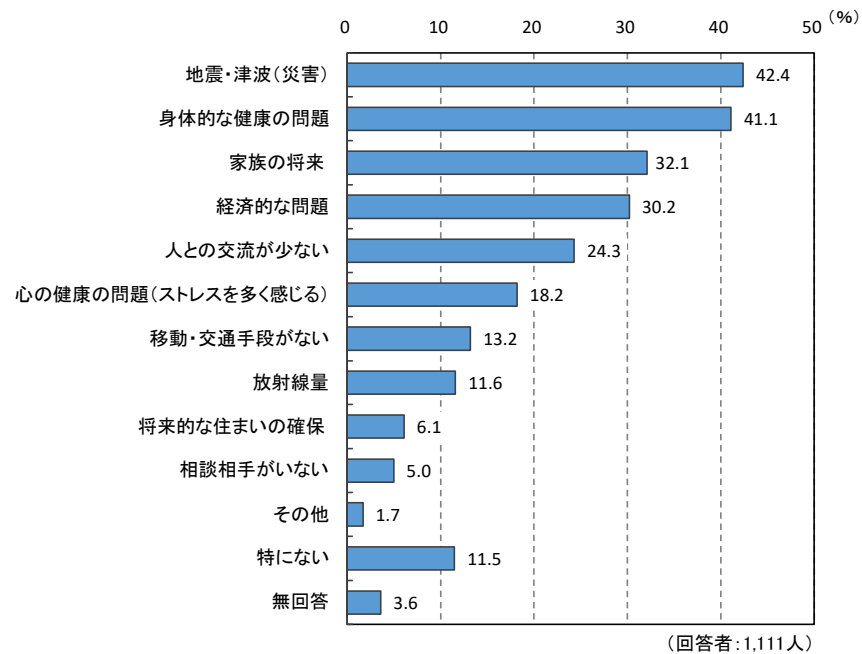
③ 健康づくりや介護予防の教室で利用したいもの



健康づくりや介護予防の教室で利用したいものについて、「健康教室」が35.6%と最も多く、次いで、「筋力向上トレーニング事業（元気はつらつ教室）」（30.4%）、「認知症予防教室」（25.3%）となっています。

今回回答		前回回答		差
健康教室	35.6%	健康教室	35.8%	-0.2
筋力向上トレーニング事業 (元気はつらつ教室)	30.4%	筋力向上トレーニング事業 (元気はつらつ教室)	28.6%	1.8
認知症予防教室	25.3%	認知症予防教室	25.6%	-0.3
食事(栄養)に関する教室	16.1%	食事(栄養)に関する教室	17.2%	-1.1
健康全般に関する相談(訪問)	14.2%	健康全般に関する相談(訪問)	14.0%	0.2

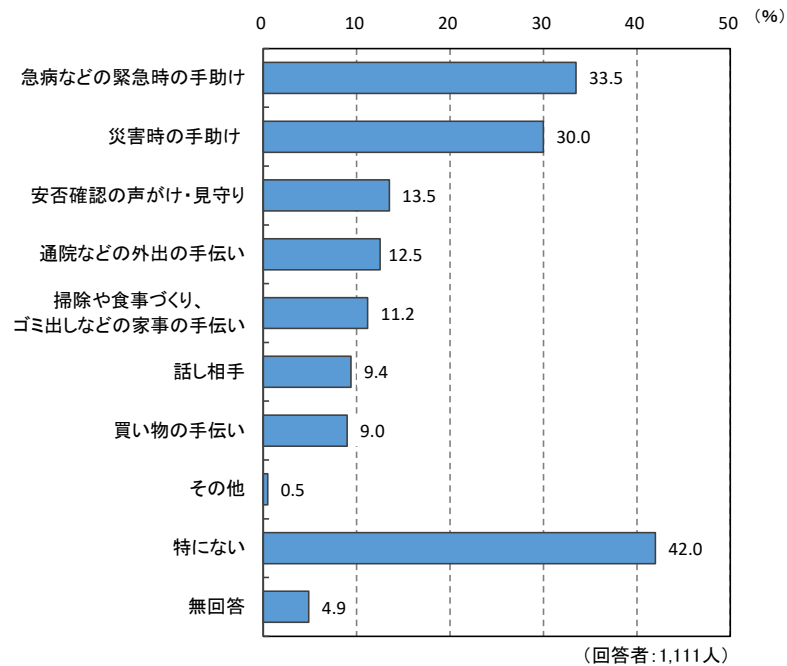
④ 日常生活の不安



震災以降、日常生活で不安に感じていることについて、「地震・津波(災害)」が42.4%と最も多く、次いで、「身体的な健康の問題」(41.1%)、「家族の将来」(32.1%)となっています。

今回回答		前回回答		差
地震・津波(災害)	42.4%	地震・津波(災害)	25.0%	17.4
身体的な健康の問題	41.1%	身体的な健康の問題	40.4%	0.7
家族の将来	32.1%	家族の将来	35.5%	-3.4
経済的な問題	30.2%	経済的な問題	27.8%	2.4
人との交流が少ない	24.3%	人との交流が少ない	19.7%	4.6

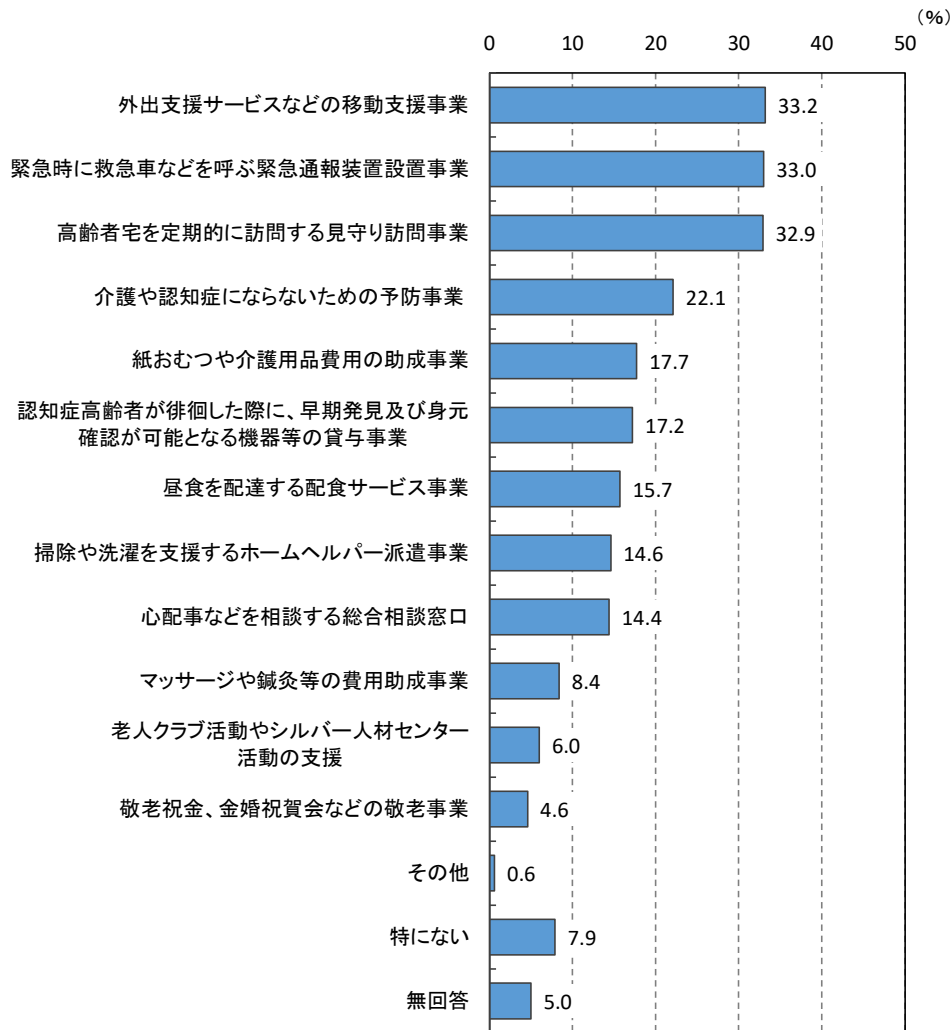
⑤ 日常生活を送るうえで協力してもらえたら助かること



日常生活を送るうえで協力してもらえたら助かることについて、「急病などの緊急時の手助け」が 33.5%と最も多く、次いで「災害時の手助け」(30.0%)、「安否確認の声がけ・見守り」(13.5%)となっています。

今回回答		前回回答		差
急病などの緊急時の手助け	33.5%	急病などの緊急時の手助け	32.5%	1.0
災害時の手助け	30.0%	災害時の手助け	24.2%	5.8
安否確認の声がけ・見守り	13.5%	安否確認の声がけ・見守り	13.1%	0.4
通院などの外出の手伝い	12.5%	通院などの外出の手伝い	12.2%	0.3
掃除や食事づくり、ゴミ出しなどの家事の手伝い	11.2%	掃除や食事づくり、ゴミ出しなどの家事の手伝い	13.4%	2.2

⑥ 高齢者福祉事業で重要なもの

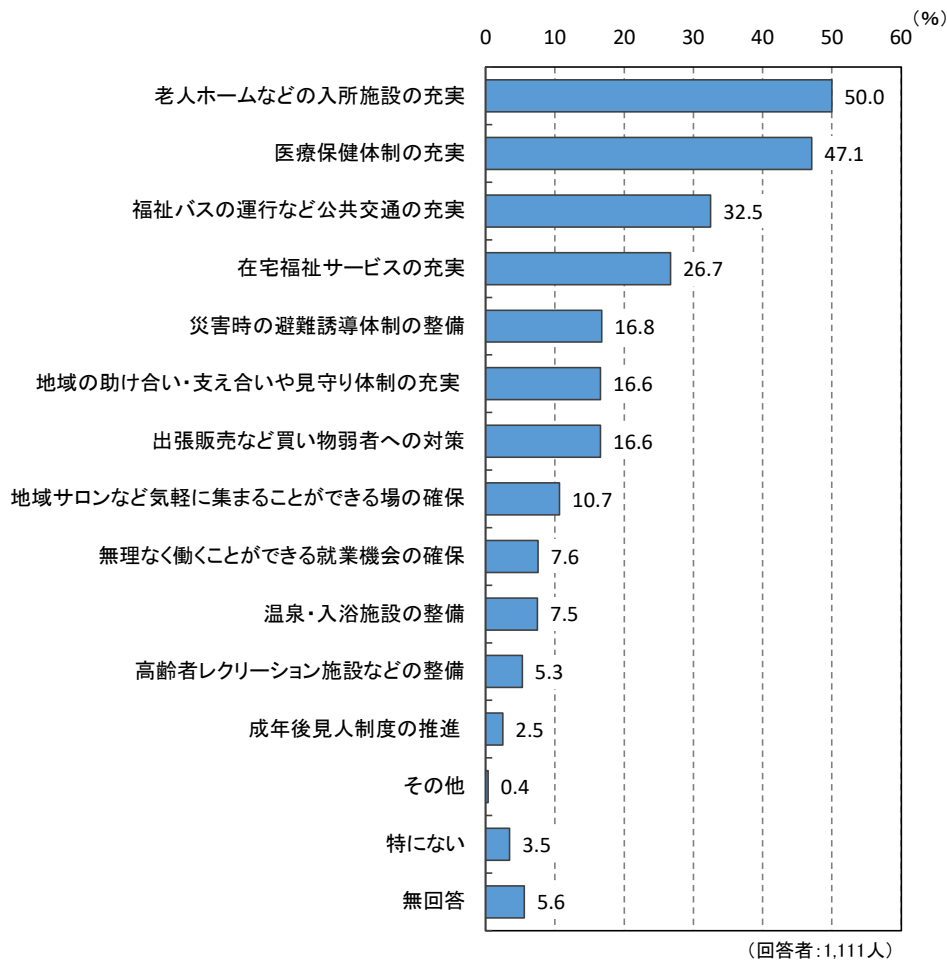


(回答者: 1,111人)

市が現在実施している高齢者福祉事業の中で特に重要と思うものについて、「外出支援サービスなどの移動支援事業」が33.2%と最も多く、次いで「緊急時に救急車などと呼ぶ緊急通報装置設置事業」(33.0%)、「高齢者宅を定期的に訪問する見守り訪問事業」(32.9%)となっています。

今回回答		前回回答		差
外出支援サービスなどの移動支援事業	33.2%	外出支援サービスなどの移動支援事業	31.0%	2.2
緊急時に救急車などと呼ぶ緊急通報装置設置事業	33.0%	緊急時に救急車などと呼ぶ緊急通報装置設置事業	37.1%	-4.1
高齢者宅を定期的に訪問する見守り訪問事業	32.9%	高齢者宅を定期的に訪問する見守り訪問事業	36.2%	-3.3
介護や認知症にならないための予防事業	22.1%	介護や認知症にならないための予防事業	24.7%	-2.6
紙おむつや介護用品費用の助成事業	17.7%	掃除や食事づくり、ゴミ出しなどの家事の手伝い	13.5%	4.2

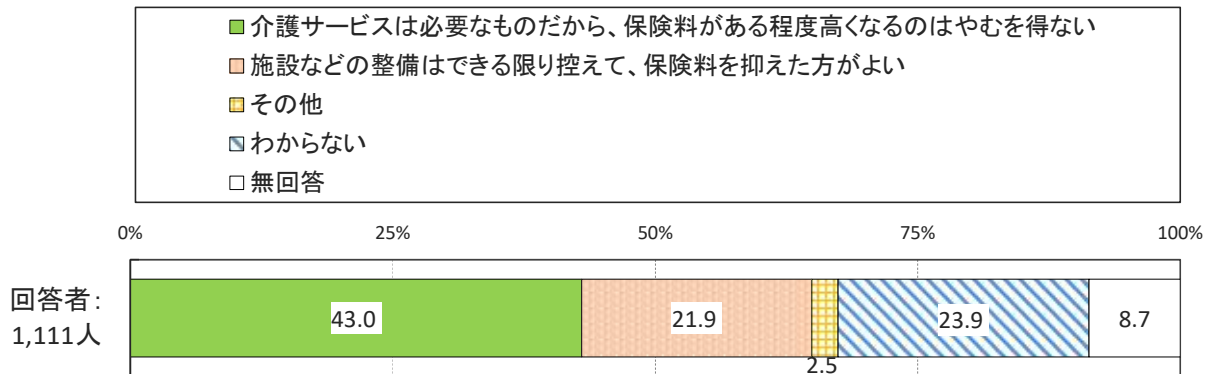
⑦ 力を入れるべき高齢者福祉施策



市が現在実施している高齢者福祉施策の中で特に力を入れるべきものについて、「老人ホームなどの入所施設の充実」が 50.0%と最も多く、次いで「医療保健体制の充実」(47.1%)、「福祉バスの運行など公共交通の充実」(32.5%)となっています。

今回回答		前回回答		差
老人ホームなどの入所施設の充実	50.0%	老人ホームなどの入所施設の充実	48.3%	1.7
医療保健体制の充実	47.1%	医療保健体制の充実	51.7%	-4.6
福祉バスの運行など公共交通の充実	32.5%	福祉バスの運行など公共交通の充実	30.5%	2.0
在宅福祉サービスの充実	26.7%	在宅福祉サービスの充実	27.5%	-0.8
災害時の避難誘導体制の整備	16.8%	災害時の避難誘導体制の整備	17.5%	-0.7

⑧ 介護保険のサービスと保険料の関係について

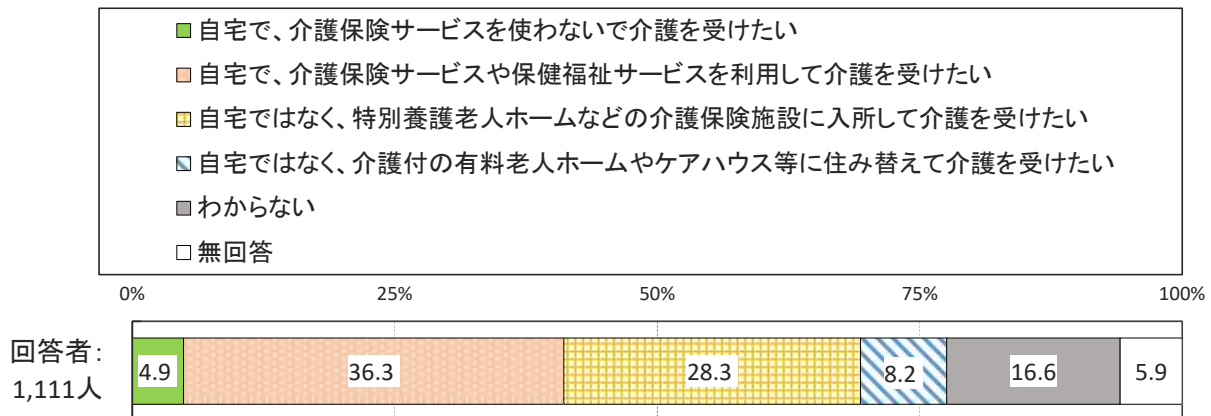


介護保険のサービスと保険料の関係について、「介護サービスは必要なものだから、保険料がある程度高くなるのはやむを得ない」が43.0%と最も多く、次いで「施設などの整備はできる限り控えて、保険料を抑えた方がよい」（21.9%）となっています。

また、23.9%が「わからない」と回答しています。

今回回答		前回回答		差
介護サービスは必要なものだから、保険料がある程度高くなるのはやむを得ない	43.0%	介護サービスは必要なものだから、保険料がある程度高くなるのはやむを得ない	44.7%	-1.7
施設などの整備はできる限り控えて、保険料を抑えた方がよい	21.9%	施設などの整備はできる限り控えて、保険料を抑えた方がよい	20.9%	1.0
わからない	23.9%	わからない	19.9%	4.0

⑨ 将来希望する介護について



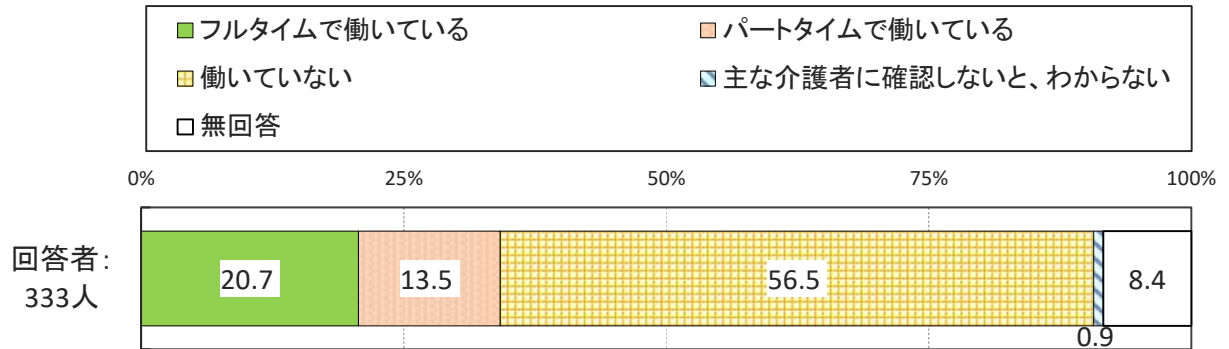
将来介護が必要になった場合に希望する介護について、「自宅で、介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して介護を受けたい」が36.3%と最も多く、次いで「自宅ではなく、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して介護を受けたい」(28.3%)、「自宅ではなく、介護付の有料老人ホームやケアハウス等に住み替えて介護を受けたい」(8.2%)となっています。

また、16.6%が「わからない」と回答しています。

今回回答				前回回答			
自宅で、介護保険サービスを使わないで介護を受けたい	4.9%	自宅計	41.2%	自宅で、介護保険サービスを使わないで介護を受けたい	6.3%	自宅計	43.7%
自宅で、介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して介護を受けたい	36.3%			自宅で、介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して介護を受けたい	37.4%		
自宅ではなく、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して介護を受けたい	28.3%	自宅以外計	36.5%	自宅ではなく、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して介護を受けたい	29.2%	自宅以外計	37.0%
自宅ではなく、介護付の有料老人ホームやケアハウス等に住み替えて介護を受けたい	8.2%			自宅ではなく、介護付の有料老人ホームやケアハウス等に住み替えて介護を受けたい	7.8%		

(3) 在宅介護実態調査

① 主な介護者の現在の勤務形態

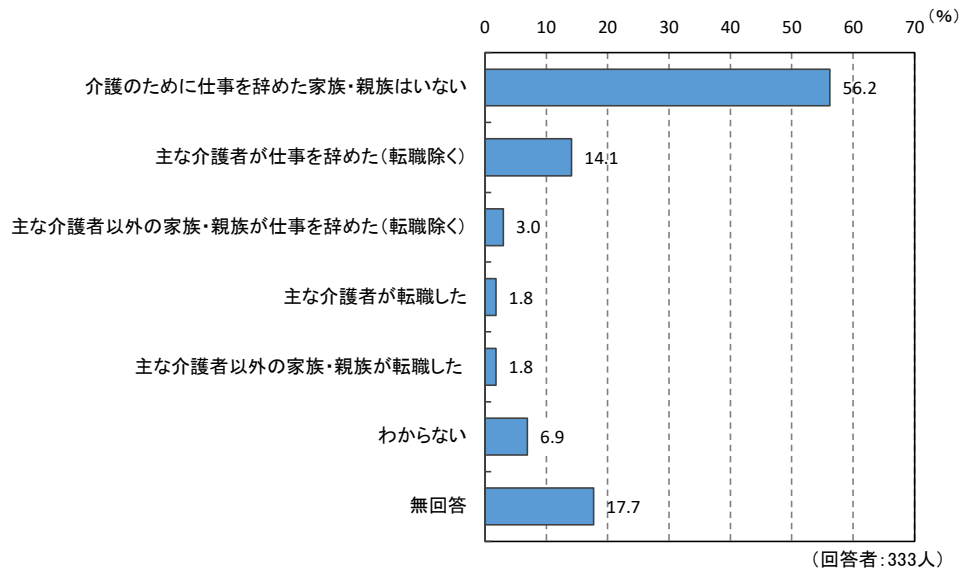


主な介護者の現在の勤務形態について、「フルタイムで働いている」が20.7%、「パートタイムで働いている」が13.5%となっています。

また、56.5%が「働いていない」と回答しています。

今回回答		前回回答		差
フルタイムで働いている	20.7%	フルタイムで働いている	16.3%	4.4
パートタイムで働いている	13.5%	パートタイムで働いている	13.2%	0.3
働いていない	56.5%	働いていない	52.7%	3.8

② 介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるか

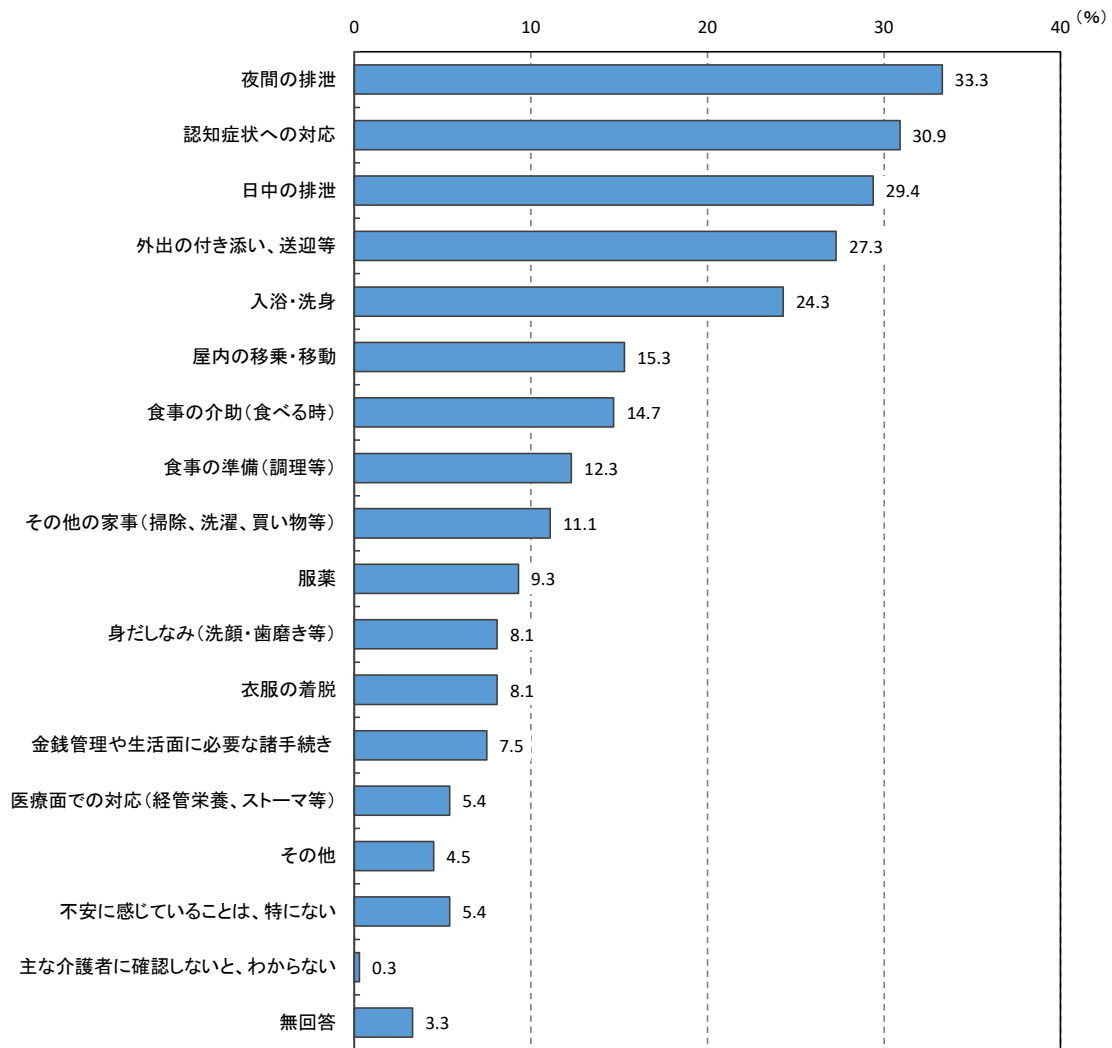


家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかについて、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が56.2%となっています。

その他、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(14.1%)、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)」(3.0%)、「主な介護者が転職した」(1.8%)、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」(1.8%)となっており、介護を理由として離職や転職した家族や親族が20.7%となっています。

今回回答		前回回答		差
介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	56.2%	介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	51.0%	5.2
主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)	14.1%	主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)	10.4%	3.7
主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)	3.0%	主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)	2.0%	1.0
主な介護者が転職した	1.8%	主な介護者が転職した	1.7%	0.1

③ 主な介護者の方が不安に感じる介護等について

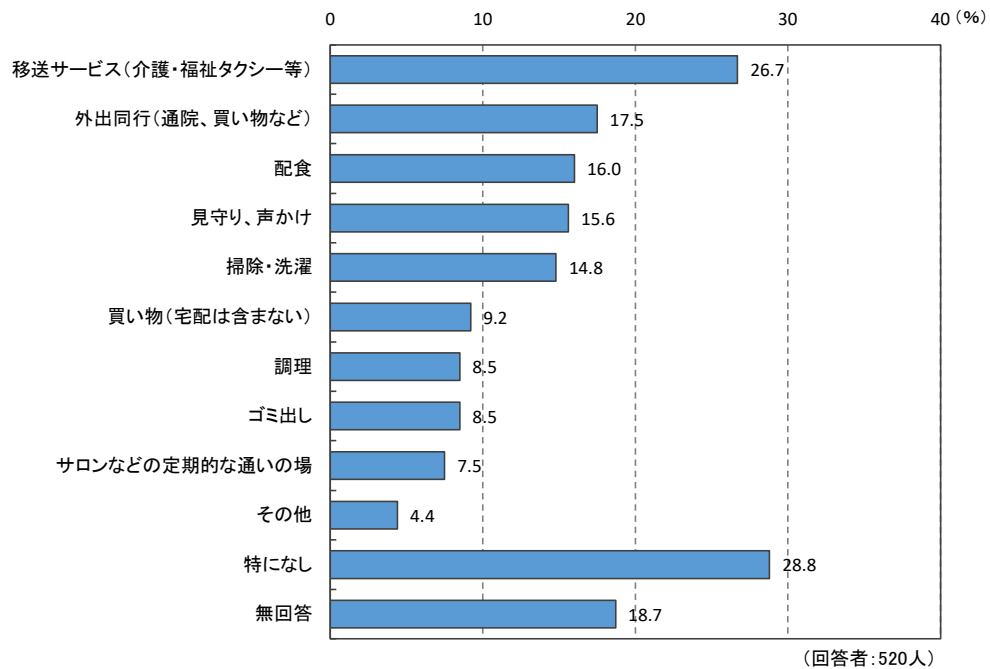


(回答者: 333人)

主な介護者が不安に感じる介護等の内容について、「夜間の排泄」が 33.3%と最も多く、次いで「認知症状への対応」(30.9%)、「日中の排泄」(29.4%)となっています。

今回回答		前回回答		差
夜間の排泄	33.3%	夜間の排泄	26.2%	7.1
認知症状への対応	30.9%	認知症状への対応	31.5%	-0.6
日中の排泄	29.4%	日中の排泄	19.2%	10.2
外出の付き添い、送迎等	27.3%	外出の付き添い、送迎等	33.8%	-6.5
入浴・洗身	24.3%	入浴・洗身	26.5%	-2.2

④ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて



今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 26.7%と最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」（17.5%）、「配食」（16.0%）、となっています。

また、28.8%は「特になし」と回答しています。

今回回答		前回回答		差
移送サービス (介護・福祉タクシー等)	26.7%	移送サービス (介護・福祉タクシー等)	20.7%	6.0
外出同行 (通院、買い物など)	17.5%	外出同行 (通院、買い物など)	14.1%	3.4
配食	16.0%	配食	10.8%	5.2
見守り、声かけ	15.6%	見守り、声かけ	11.2%	4.4
掃除・洗濯	14.8%	掃除・洗濯	10.4%	4.7

3 前計画の総括（主な取組状況）

前計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）における主な取組状況などについて、基本施策ごとにまとめました。

（1）基本施策1 高齢期の健康意識の向上・生きがいづくりの推進

【個別施策】

- 「生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進」
- 「高齢者自身の主体的な健康づくり運動の推進」
- 「高齢者活動団体・交流や社会参加への支援」

【主な取組状況（課題）】

- 南相馬市健康福祉センター（愛称：ゆらっと）について、高齢者の健康増進、生きがい活動や介護予防活動など各種事業が実施されました。
小高老人福祉センターが老朽化のため令和5年度で廃止となることも含め、事業内容を見直しながらサービス向上に努めることが必要となります。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進について、後期高齢者医療担当部局が中心となり、健康づくり担当部局と連携し、高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）を実施しました。
- 老人クラブ活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の自粛や解散などがみられているため、活動支援のための取組などを検討する必要があります。

【主な事業実績】

事業名	項目	見込値			実績値		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
敬老祝金等事業	支給者数 77 歳（人）	800	662	556	761	609	504
	支給者数 88 歳（人）	502	579	523	432	445	393
	支給者数 99 歳（人）	64	81	130	36	40	51
	支給者数 100 歳（人）	53	64	81	36	26	29

資料：南相馬市長寿福祉課（各年度末時点、R5年度の実績値は見込値）

(2) **基本施策2** 高齢者が健やかに日常生活を送るための支援

【個別施策】

- 「高齢者の在宅生活を支える事業」
- 「暮らしの安全や防犯・防災への取組」
- 「高齢者虐待防止と権利擁護」
- 「高齢者の孤立防止と見守り体制の強化」
- 「被災高齢者への支援」
- 「感染症対策の推進」

【主な取組状況（課題）】

- マッサージ等施術費助成事業について、利用できる登録店が限られていることから、今後登録店の拡大を図る必要があります。
- 緊急通報システム事業について、高齢者の単身世帯・高齢者のみ世帯の増加に伴い、利用者数は増加傾向にあります。
身寄りのない利用者、協力員を確保できない世帯が増加していることから、センサー式見守り及び警備会社等の駆け付けサービス導入等、時代の変化やニーズに応じた事業の在り方についての検討が必要です。
- 配食サービス事業についても、利用者数は増加傾向にあり、今後も食事の提供事業者と協議し、メニューの追加など利用者の利便性向上を図る必要があります。
- 成年後見制度利用支援事業について、南相馬市成年後見制度利用支援事業実施規則を定め、制度利用が必要な要援護者への市長申立てや後見人等への報酬扶助を実施しました。
今後、成年後見制度利用促進のため、中核機関の設置とあわせ、成年後見制度利用促進の周知及び報酬助成に該当する後見人に対し、報酬扶助制度の周知を図る必要があります。
- 定額タクシー「みなタク」事業について、南相馬市に住民登録がある方を対象に、自宅と特定の地点(病院・スーパーなど)の間の料金を定額にし、外出などで足場の弱い高齢者への支援の一助となっています。
令和5年6月より、利用料金の引き下げや乗降場所の変更など、利便性向上のため制度見直しを実施しました。

- 高齢者運転免許証自主返納支援事業について、高齢者が当事者となる交通事故減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者を対象に、3年間有効のタクシー券2万円分を交付しています。
- 南相馬市要配慮者家庭ごみ戸別収集事業について、家庭ごみをごみ集積所に持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者に対して、戸別に訪問して家庭ごみを収集する事業を実施しています。
- 高齢者虐待防止と権利擁護について、国や県の手引きに倣い、市や地域包括支援センター・介護事業所等が高齢者虐待と思われる事案の通報や相談を受けた場合、関係機関が連携して迅速な対応にあたる体制を整えてきました。
今後、未然に防ぐために虐待に関する知識を広く周知するとともに、高齢者虐待につながる兆候の早期把握や情報共有、見守りが必要となります。
- 孤立防止と見守り体制の強化について、緊急通報装置のほか、郵便や宅配事業者などの事業者の協力を得ながら、高齢者の孤立防止と見守り体制の強化に努めてきました。
単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加を踏まえ、ＩＣＴ機器の活用も含めた見守り体制の継続検討が必要となります。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

【主な事業実績】

事業名	単位	目標・見込値			実績値		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
車いす同乗軽自動車貸出事業	貸出件数（件）	270	300	330	223	261	244
外出支援サービス事業	運行回数（回）	300	320	340	346	363	498
日常生活用具給付等事業	電磁調理器等（台）	9	9	9	1	4	1
	福祉電話（台）	15	15	15	8	8	8
マッサージ等施術費助成事業	利用者数（人）	130	130	130	100	107	113
軽度生活援助事業	サービス提供時間（時間）	4,000	4,200	4,400	3,482	2,663	2,445
	サービス利用者数（人）	90	100	110	68	61	52
緊急通報システム事業	貸出台数（台）	320	330	340	339	342	359
配食サービス事業	利用者数（人）	350	360	370	423	462	519
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数（件）	8	10	12	4	3	4
	報酬扶助件数（件）	4	5	6	2	5	6
要配慮者家庭ごみ戸別収集事業	対象者数（人）	32	34	35	17	22	27

資料：南相馬市長寿福祉課（各年度末時点、R5年度の実績値は見込値）

(3)－1 **基本施策3** 地域包括ケアシステムの深化・推進

【個別施策】

「地域包括ケアシステムの推進」

「介護予防・日常生活支援の充実」

「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」

【主な取組状況（課題）】

- 地域包括ケアシステム推進のため、南相馬市地域包括ケアシステム推進会議と、その下部組織として生活支援体制整備部会、介護予防部会、認知症支援部会、医療と介護の連携部会、介護保険部会の5つの専門部会を設置し、地域課題の把握と改善策の検討に取り組みました。
- 高齢者の在宅における自立した生活の継続支援や生活課題の解決に向けて、多職種の専門的助言による支援方法を検討する自立支援型地域ケア会議を開催し、ケアマネジャーのケアマネジメント力向上や高齢者の介護予防・重度化防止に取り組みました。
- 筋力向上トレーニング事業（元気はつらつ教室）について、概ね65歳以上の虚弱高齢者を対象に高齢者向けのトレーニング機器を使用した運動教室を実施しました。
また、令和4年度から、鹿島区において専門業者に委託し事業を拡大しました。
今後、新規利用者の拡大のために、対象者や実施内容を検討する必要があります。
- 元気高齢者運動教室（ほがらか体操教室）について、概ね65歳以上の元気高齢者を対象に高齢者向けのトレーニング機器を使用した運動教室を実施しました。
高齢期の課題の多様性に対応できるように教室内容の見直しも検討する必要があります。
- 生活支援コーディネーターの配置について、高齢者の生活を支える地域づくりの取り組みを強化するため、専任の生活支援コーディネーターの配置を実施しました。
今後、地域に精通したコーディネーターの配置を目指すための増員と、協議体活動や地域の支え合い活動の支援方法について早期の確立が課題となります。
- 協議体の設置について、第2層協議体は、新型コロナウイルス感染症による活動自粛のため、設置した協議体の活動を活発化することができませんでした。
今後、感染症の長期化により協議体の役員等も変わっているところが多いことから、生活支援コーディネーターと連携し、活動再開の支援を行い、地区の自主性を尊重した取り組みを広げるとともに、新たな協議体の掘り起こしが課題となります。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

【主な事業実績】

事業名		単位	目標値			実績値		
			R 3	R 4	R 5	R 3	R 4	R 5
介護支援専門員の資質向上や業務支援		研修会・情報交換会の開催（回）	2	2	2	3	2	2
地域の実態把握		ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等の実態把握数（件）	2,400	2,500	2,600	1,868	1,937	2,000
生活支援コーディネーターの配置協議体の設置	第 1 層	生活支援コーディネーター配置数（人）	10	10	10	10	10	10
		協議体数（団体）	1	1	1	1	1	1
	第 2 層	生活支援コーディネーター配置数（人）	9	11	12	7	9	11
		協議体数（団体）	6	8	9	4	6	8
介護予防・生活支援サービス事業		訪問型サービス（人）（人/月）	215	220	225	227	234	245
		通所型サービス（人）（人/月）	530	550	570	552	543	550
筋力向上トレーニング事業（元気はつらつ教室）		教室参加者数（人）	120	120	120	98	134	136
元気高齢者運動教室（ほがらか体操教室）		年間実施回数（回）	80	80	80	55	80	80
介護予防普及啓発事業（健康教育）		健康教育年間実施回数（回）	20	20	20	3	8	10
地域介護予防活動支援事業		週一サロン実施（箇所）	30	34	38	29	29	31
		週一サロンサポーター年間育成総数（人）	170	190	210	157	161	161
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業		助成件数（件）	45	50	55	36	43	39
住宅改修支援事業		支援件数（件）	45	50	55	36	43	39

資料：南相馬市長寿福祉課（各年度末時点、R5年度の実績値は見込値）

(3)－2 **基本施策3** 認知症施策の総合的な推進

【個別施策】

「認知症施策の総合的な推進」

【主な取組状況（課題）】

- 認知症サポーター養成講座について、認知症サポーター数が国や県・県内同規模市と比べると少ないことから、広く市民への参加の呼びかけや出前講座を実施することが必要となります。

今後、市内の小売業や製造業、金融機関等市内事業所や関係機関、小中学校等に積極的に働きかけ、認知症サポーター養成講座を実施します。

- 認知症サポーター等を対象に、チームオレンジ研修会を開催し、チームオレンジ（認知症の人や家族の支援ニーズに合った支援につなげる仕組み）の取組の推進を図る必要があります。

- 徘徊高齢者等早期身元特定事業について、QRコードシールに加え、衣類に張り付け可能なアイロンシートを追加し利便性向上を図りました。

また、令和4年度より開始したGPS機器の貸与と併用して使用することにより身元特定の早期発見につなげられるよう、周知方法の検討が必要となります。

- 徘徊高齢者位置情報探索機器貸与事業について、認知症などで行方が分からなくなる恐れのある高齢者が徘徊した際に、速やかに位置確認・保護できるよう、位置情報探索機器（GPS機器）を貸与しました。

今後、高齢者のみ世帯の場合、保護の際に身元引受人となる緊急連絡先の確保が課題となります。

- 高齢者補聴器購入費助成事業について、高齢者の難聴による認知症予防を目的に、令和5年度より補聴器の購入費の一部助成を実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

【主な事業実績】

事業名	単位	目標値			実績値		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
認知症サポーター養成講座	年間養成者数（人）	350	350	350	169	176	190
認知症サポーターステップアップ講座	年間受講者数（人）	50	50	50	24	44	50
認知症サポーターステッカー配布事業	ステッカー配布数（件数）	5	5	5	3	6	9
認知症相談(脳いきいき相談)事業	実施回数(回)	12	12	12	10	4	7
脳の健康教室	脳の健康教室参加者数（人）	20	20	20	16	23	25
認知症初期集中支援事業	相談対応件数（新規）	8	8	8	4	2	1
認知症地域支援推進員による地域づくり事業	実施回数（回）	4	4	8	7	10	18
認知症カフェの普及	認知症カフェの総設置数	2	2	3	2	2	2
徘徊高齢者等早期身元特定事業	対象者数（人）	40	50	60	37	30	50
チームオレンジの設置	設置数	—	—	1	—	—	1

資料：南相馬市長寿福祉課（各年度末時点、R5年度の実績値は見込値）

(4) **基本施策4** 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供

【個別施策】

「介護保険運営の安定化に資する施策の推進」

「介護保険サービスの充実」

「介護サービスの質の向上」

「介護者への支援」

「介護事業者等による災害・感染症対策への支援」

【主な取組状況（課題）】

- 家族介護教室事業について、今後もニーズの高い事柄をテーマとした教室の開催や、知識・技術の定着につながる教室を継続していく必要性があります。
また、認知症地域支援推進員と協力して、認知症に関する知識や対応への理解を深める教室にも取り組みました。
- 紙おむつ・介護用品助成事業について、事業の利便性向上のため、1,000円券3枚の給付とし、利用券による取扱い品目を増やしました。
高齢化率が増加するに伴い、利用者が増加しており、在宅介護の経済的負担を軽減するため継続実施していきます。
- 家族介護者交流事業について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に注意しながら、在宅介護者のリフレッシュと交流・意見交換の機会確保に取り組みました。
- 介護事業所等による災害・感染症対策への支援について、介護事業者に対し令和6年4月から義務化される業務継続計画について、事業所の運営指導にあわせ、早期の策定勧奨と策定支援の情報提供を行ってきました。
また、新型コロナウイルス感染症では、市内の医療機関従事者の協力を得て、高齢者施設における感染拡大予防のため、高齢者施設巡回によるワクチン接種などを行ってきました。
- 介護スタッフ等人材の養成・確保の支援(介護職員初任者研修・実務者研修)について、初任者研修において、研修受講後に必ずしも介護事業所への就業につながらない場合があり、いかに多くの受講者を就業につなげていくかが課題となります。
介護職として勤めるためのスキルアップになることから研修継続の要望があり、開催時期などの検討をしながら支援をしていく必要があります。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

【主な事業実績】

事業名		単位	目標値			実績値		
			R3	R4	R5	R3	R4	R5
地域密着型サービス事業所への指導の実施		運営指導実施割合（％）	100	100	100	100	100	100
要介護認定調査結果の点検		認定調査票の点検割合（％）	100	100	100	100	100	100
医療情報との突合		縦覧点検の実施（回）	4	4	4	4	4	4
介護給付費通知		通知書送付（回）	2	2	2	2	2	2
ケアプランの点検		点検回数（回）	1	1	1	1	1	1
住宅改修の点検		点検割合（％）	100	100	100	100	100	100
制度及びサービスの周知		制度等の広報回数（回）	6	6	6	6	5	5
家族介護教室事業		参加者数（人）	320	400	400	139	220	248
		開催回数（回）	16	16	16	14	15	16
紙おむつ・介護用品助成事業		助成件数（件）	1,430	1,500	1,550	1,382	1,477	1,547
家族介護者交流事業		参加者数（人）	100	130	130	79	74	90
		開催回数（回）	8	8	8	9	10	8
介護スタッフ等専門人材の養成・確保の支援	初任者研修	養成講座開催回数（回）	2	2	2	2	2	2
		受講者数（人）	30	40	40	26	23	28
		資格取得者数（人）	30	40	40	25	19	27
	実務者研修	養成講座開催回数（回）	2	2	2	2	2	2
		受講者数（人）	30	30	30	15	22	22
		資格取得者数（人）	30	30	30	13	21	22

資料：南相馬市長寿福祉課（各年度末時点、R5年度の実績値は見込値）

4 前計画の事業状況一覧（到達度）

前計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）における各事業の進捗状況について、見込み値に対する到達度を評価しました。

※令和5年度の見込み値に対する実績値により進捗状況进行评估しています。

区分	到達度基準
A	「到達」：見込み値を達成
B	「改善」：見込み値には到達していないが、実績の増加傾向がみられるもの
C	「未達」：見込み値に到達していない（実績が減少・横ばいのもの）
D	評価不能

【高齢者活動団体・交流や社会参加への支援】

事業名	単位	見込み値（現計画）			実績値			到達度
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R5 比較
敬老祝金等支給事業	対象者数 77 歳（人）	800	662	556	761	609	504	C
	対象者数 88 歳（人）	502	579	523	432	445	393	C
	対象者数 99 歳（人）	64	81	130	36	40	51	B
	対象者数 100 歳（人）	53	64	81	36	26	29	C

【高齢者の在宅生活を支える事業】

事業名	単位	見込み値（現計画）			実績値			到達度
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R5 比較
車いす同乗軽自動車貸出事業	貸出件数（件）	270	300	330	223	261	244	B
外出支援サービス事業	運行回数（回）	300	320	340	346	363	498	A
日常生活用具給付等事業	電磁調理器等（台）	9	9	9	1	4	1	C
	福祉電話（台）	15	15	15	8	8	8	C
マッサージ等施術費助成事業	利用者数（人）	130	130	130	100	107	113	B
軽度生活援助事業	サービス提供時間（時間）	4,000	4,200	4,400	3,482	2,663	2,445	C
	サービス利用者数（人）	90	100	110	68	61	52	C
配食サービス事業	利用者数（人）	350	360	370	423	462	519	A
要配慮者家庭ごみ戸別収集事業	対象者数（人）	32	34	35	17	22	27	B

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

【高齢者虐待防止と権利擁護】

事業名	単位	見込み値（現計画）			実績値			到達度
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R5 比較
成年後見制度 利用支援事業	成年後見市長申立 ての件数（件）	8	10	12	4	3	4	C
	報酬助成件数 （件）	4	5	6	2	5	6	A

【高齢者の孤立防止と見守り体制の強化】

事業名	単位	見込み値（現計画）			実績値			到達度
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R5 比較
緊急通報シス テム事業	貸出台数（台）	350	360	370	395	409	420	A

【地域包括ケアシステムの推進】

事業名		単位	見込み値（現計画）			実績値			到達度
			R3	R4	R5	R3	R4	R5	R5 比較
地域包括 支援セン ターの機 能強化	ケアマネジメ ント支援に関 するもの	研修会・情報交換 会の開催（回）	2	2	2	3	2	2	A
	地域の実態 把握	ひとり暮らしや高 齢者のみ世帯等 の実態把握数（件）	2,400	2,500	2,600	1,868	1,937	2,000	B
生活支援 体制の整 備推進	協議体の設置	第1層 生活支援コー ディネーター 配置数（人）	10	10	10	10	10	10	A
		協議体数（団 体）	1	1	1	1	1	1	A
		第2層 生活支援コー ディネーター 配置数（人）	9	11	12	7	9	11	B
		協議体数（団 体）	6	8	9	4	6	8	B
高齢者の より良い 住環境づ くりの推 進	高齢者にやさ しい住まいづ くり助成事業	助成件数（件）	45	50	55	36	43	39	C
	住宅改修支援 事業	支援件数（件）	45	50	55	36	43	39	C

【介護予防・日常生活支援の充実】

事業名		単位	見込み値（現計画）			実績値			到達度
			R3	R4	R5	R3	R4	R5	R5比較
介護予防・生活支援サービス事業		訪問型サービス（人/月）	215	220	225	227	234	245	A
		通所型サービス（人/月）	530	550	570	552	534	529	C
筋力向上トレーニング事業	高齢者筋力向上トレーニング事業（元気はつらつ教室）	虚弱高齢者運動教室（元気はつらつ教室）年間参加者数（人）	120	120	120	98	134	136	A
	元気高齢者運動教室（ほがらか体操教室）	元気高齢者運動教室（ほがらか体操教室）年間実施回数（回）	80	80	80	55	80	80	A
介護予防普及啓発事業	健康教育	健康教育実施回数（回）	20	20	20	3	8	10	B
住民主体の通いの場の普及・啓発	週一サロンの拡大	週一サロン登録数（箇所）	30	34	38	29	29	31	B
	週一サロンサポーター養成・育成	週一サロンサポーター登録者数（人）	170	190	210	157	161	161	B

【認知症施策の総合的な推進】

事業名	単位	見込み値（現計画）			実績値			到達度
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R5比較
認知症サポーター養成講座	年間養成者数（人）	350	350	350	169	176	190	B
認知症サポーターステップアップ講座	年間受講者数（人）	50	50	50	24	44	50	A
認知症サポーターステッカー配付事業	ステッカー配付数（件数）	5	5	5	3	6	9	A
認知症カフェの普及	※1	2	2	3	1	4	5	D
認知症相談（脳いきいき相談）事業	※2	12	12	12	18	7	6	D
脳の健康教室	脳の健康教室参加者数（人）	20	20	20	16	23	25	A
認知症初期集中支援事業	相談対応件数（新規）	8	8	8	4	2	1	C
認知症地域支援推進員の配置	認知症地域支援推進員による地域づくり事業（回）	4	4	8	7	10	18	A
徘徊高齢者等早期身元特定事業	※3	40	50	60	37	30	49	D

※1 見込み値：認知症カフェの総設置数、実績値：認知症カフェの開催回数

※2 見込み値：脳いきいき相談事業の実施回数（回）、実績値：脳いきいき相談事業の相談者数（人）

※3 見込み値：対象者数（人）、実績値：利用者数（人）

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

【介護保険運営の安定化に資する施策の推進】

事業名		単位	見込み値（現計画）			実績値			到達度
			R3	R4	R5	R3	R4	R5	R5 比較
地域密着型サービス事業所等への指導の実施		実地指導実施割合（％）	100	100	100	100	100	100	A
介護認定・給付の適正化	①要介護認定調査結果の点検	認定調査票の点検割合（％）	100	100	100	100	100	100	A
	②医療情報との突合	縦覧点検の実施(回)	4	4	4	4	4	4	A
	③介護給付費通知	通知書送付(回)	2	2	2	2	2	2	A
	④ケアプランの点検	ケアプランの点検(回)	1	1	1	1	1	1	A
	⑤住宅改修の点検	住宅改修の点検割合（％）	100	100	100	100	100	100	A
介護職員等専門人材の養成・確保の支援	介護職員初任者研修講座等の開催	初任者研修	養成講座開催回数（回）	2	2	2	2	2	A
			受講者数（人）	30	40	40	26	23	C
			資格取得者数（人）	30	40	40	25	19	C
		実務者研修	養成講座開催回数（回）	2	2	2	2	2	A
			受講者数（人）	30	30	30	15	22	B
			資格取得者数（人）	30	30	30	13	21	B

【介護保険サービスの充実】

事業名		単位	見込み値（現計画）			実績値			到達度
			R3	R4	R5	R3	R4	R5	R5 比較
サービス利用の支援	制度及びサービスの周知	制度等の広報回数（回）	6	6	6	6	5	5	C

【介護者への支援】

事業名	単位	見込み値（現計画）			実績値			到達度
		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R5 比較
家族介護教室事業	参加者数（人）	320	400	400	139	220	248	B
	開催回数（回）	16	16	16	14	15	16	A
紙おむつ・介護用品助成事業	助成件数（件）	1,430	1,500	1,500	1,382	1,477	1,517	A
家族介護者交流事業	参加者数（人）	100	130	130	79	74	90	B
	開催回数（回）	8	8	8	9	10	8	A

5 南相馬市の介護保険事業の状況

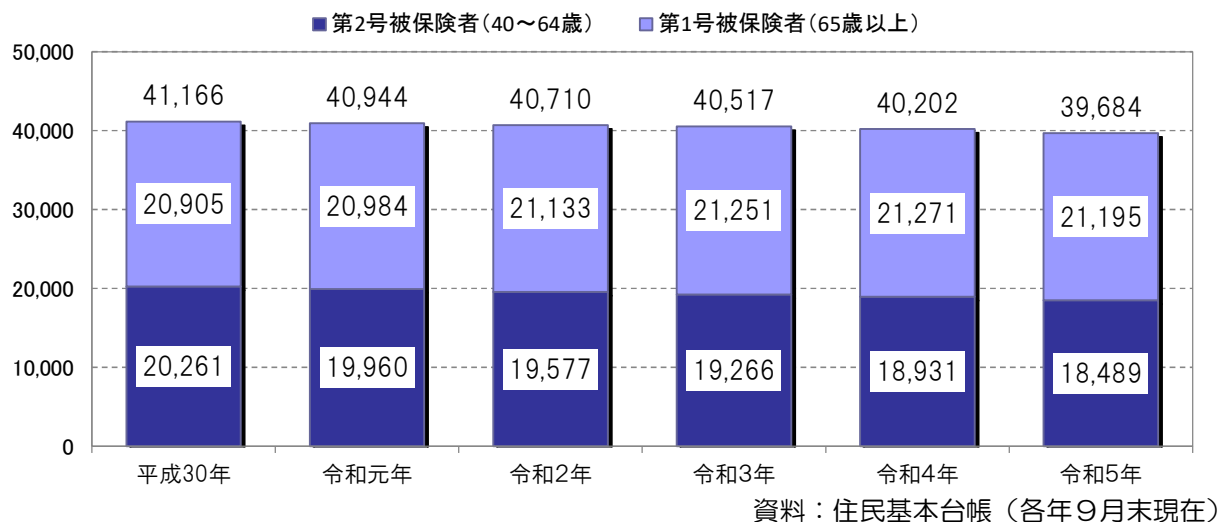
本市の被保険者数の推移、要支援・要介護認定者数の推移、介護給付費の状況、介護保険サービス事業所の状況は次のとおりです。

(1) 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数は減少傾向で推移しており、平成30年に41,166人であった被保険者数が令和5年には39,684人となり、1,482人減少しています。

また、被保険者種類別にみると、第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～64歳）ともに減少傾向にあります。

○南相馬市の介護保険被保険者数の推移

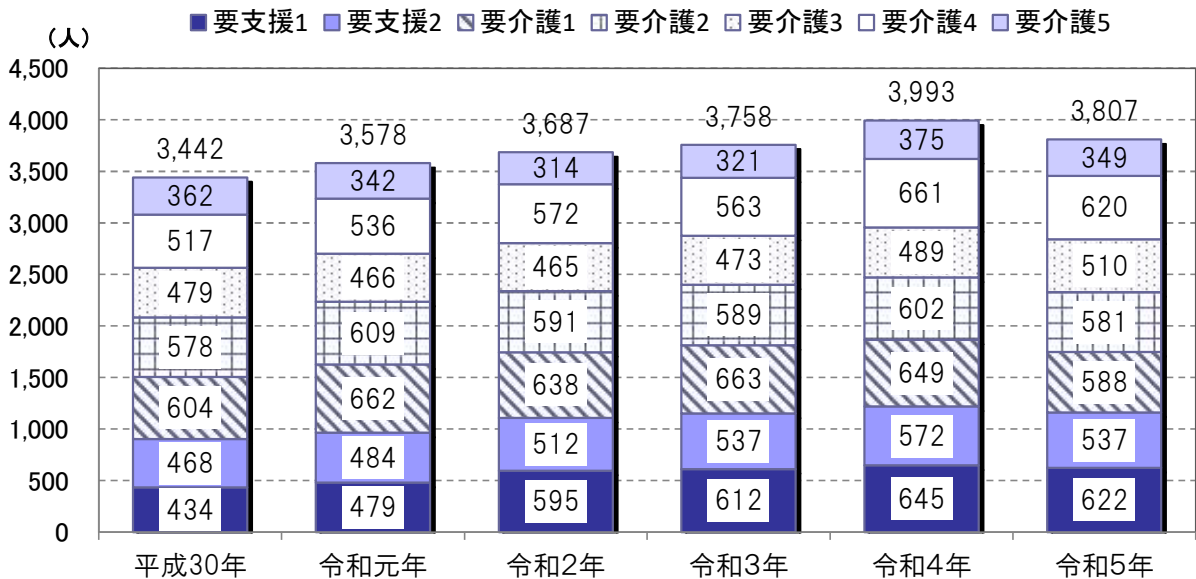


(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、概ね増加傾向で推移しており、平成30年に3,442人だった認定者数は令和5年には3,807人となっています。

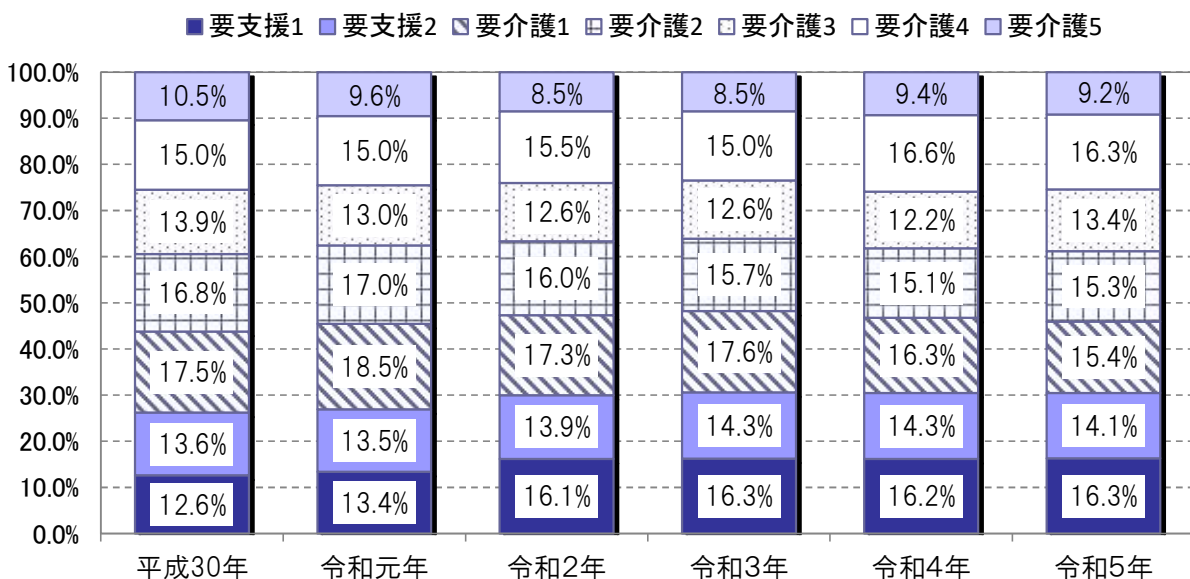
また、要介護度別の構成比は、要支援1から要介護2の比較的軽度の認定者割合が増加傾向、要介護5の重度の認定者割合が減少傾向となっています。

○南相馬市の要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



資料：介護保険事業状況報告（各年3月末現在）

○要支援・要介護度別の認定者構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年3月末現在）

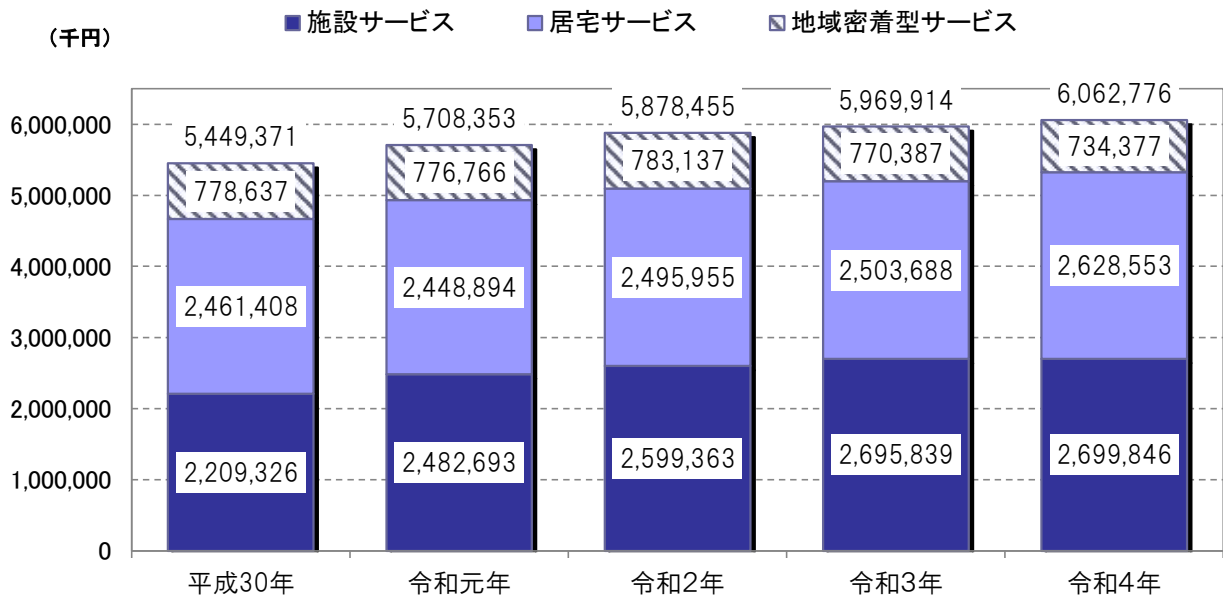
(3) 介護給付費の状況

■サービス別給付費と構成比の推移

本市の介護保険サービスの給付費をみると、平成30年度以降は年々増加しています。

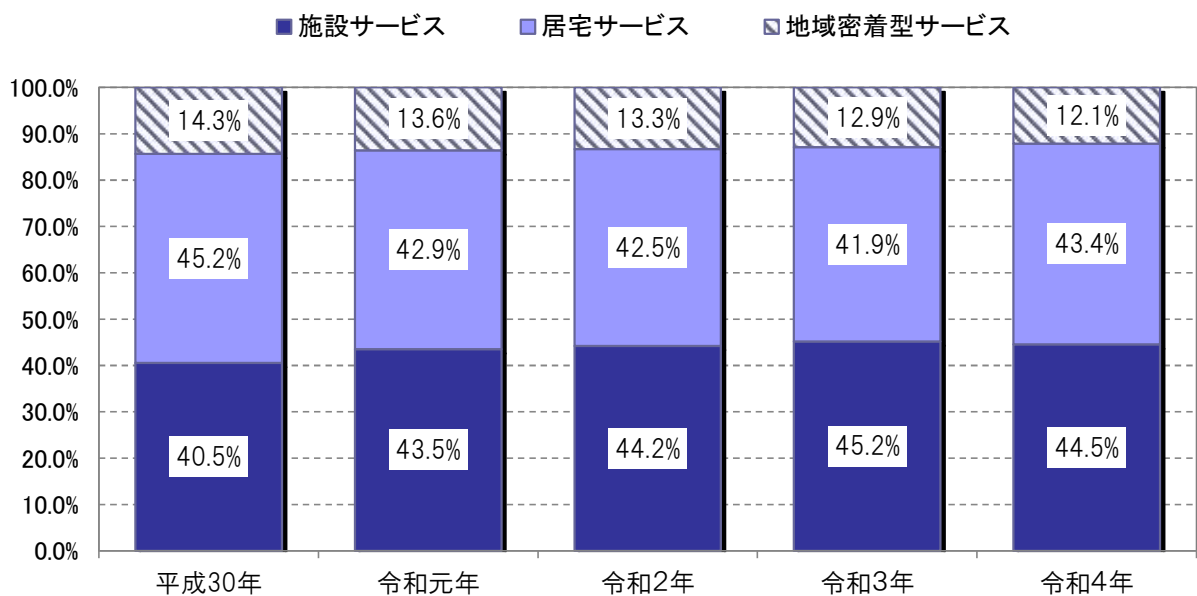
給付費の構成比をみると、施設サービスは増加傾向にあり、地域密着型サービスは年々減少しています。

○サービス別給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

○サービス別給付費の構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告

(4) 市内の介護保険サービス事業所(施設)の状況

令和5年7月現在、本市内に開設中の入居系サービス（介護保険施設と認知症対応型共同生活介護）は計16施設で定員は798人、在宅系サービス（居宅サービスと地域密着型サービス）は計74事業所となっています。

① 入居系サービス（介護保険施設・認知症対応型共同生活介護（グループホーム））

施設の種類		震災前	震災後			現稼働施設
			新・増設	休止	廃止	
1.介護老人福祉施設	施設数	5	—	—	—	5
	床数	300	85	—	—	385
2.介護老人保健施設	施設数	3	—	—	—	3
	床数	258	42	40	—	260
3.介護療養型医療施設	施設数	2	—	—	1	1
	床数	31	—	—	21	10
4.認知症対応型共同生活介護	施設数	5	2	—	1	6
	床数	81	36	9	18	90
5.介護医療院	施設数	—	1	—	—	1
	床数	—	53	—	—	53
合計	施設数	15	3	—	2	16
	床数	670	216	49	39	798

資料：南相馬市長寿福祉課（令和5年7月末現在）

② 居宅系サービス

施設の種類		震災前	震災後			現稼働施設
			新・増設	休止	廃止・統合	
1.訪問介護	事業所数	13	6	1	5	13
2.訪問入浴介護	事業所数	4	1	1	3	1
3.訪問看護	事業所数	5	4	3	2	4
4.訪問リハビリ	事業所数	—	2	1	1	—
5.通所介護	施設数	13	13	1	3	22
6.通所リハビリテーション	施設数	3	—	—	—	3
7.短期入所生活介護	施設数	5	1	—	—	6
8.短期入所療養介護	施設数	5	—	1	—	4
9.認知症対応型通所介護	施設数	3	—	1	1	1
10.指定居宅介護支援事業者	事業所数	19	8	3	6	18
11.小規模多機能型居宅介護	事業所数	—	1	—	—	1
12.看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	—	1	—	—	1
合計		70	37	12	21	74

資料：南相馬市長寿福祉課（令和5年7月末現在）

6 高齢者の介護・福祉に関わる問題点・課題点の整理

本市においては、少子・高齢化の進行に伴い、年々高齢化率が増加傾向となっており、県と比較しても高い数値となっています。

要支援・要介護認定者数についても増加しており、介護サービス需要がさらに増加すると考えられるため、施設サービス、居宅サービスともに介護職員の養成・確保が重要となります。

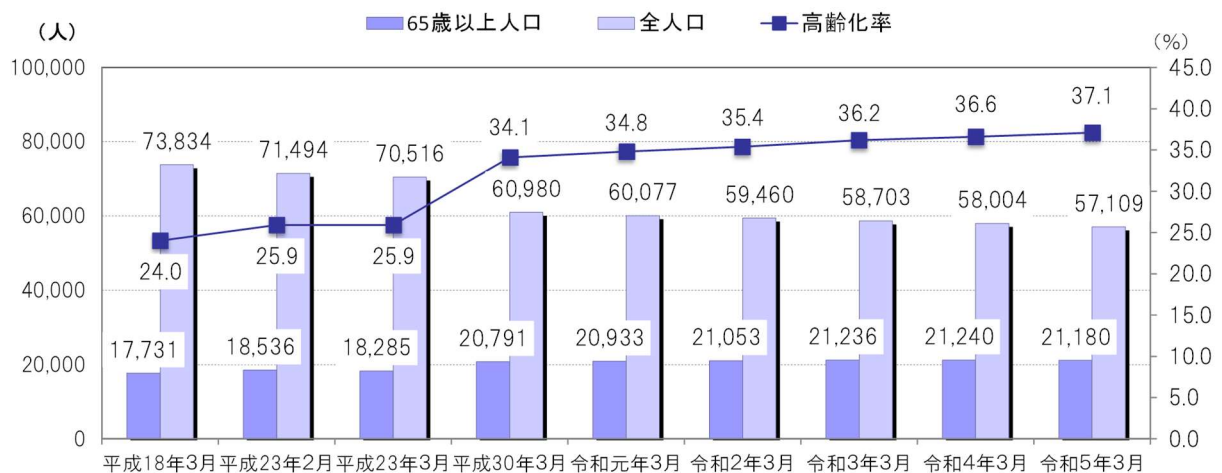
また、独居高齢者・高齢者のみ世帯が増加していることから、住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らすための地域包括ケアシステムを深化させていくことが必要とされます。

(1) 高齢化率の上昇

合併時（平成18年）24.0%だった本市の高齢化率は年々上昇し、震災直前の平成23年2月では1.9ポイントアップの25.9%となり、令和5年3月末現在では37.1%と高い数値になっています。

なお、総務省統計局の人口推計によると、全国平均で29.1%（令和5年8月1日）、福島県企画調整部の現住人口調査月報によると33.3%（令和5年8月1日）（この調査で南相馬市は38.5%）となっており、これらと比較しても本市の高齢化率は高い状況となっています。

○高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年月末現在）

(2) 介護サービス事業所の介護職員(ヘルパー)不足

本市では現在、入居系施設は16施設（特別養護老人ホーム5、老人保健施設3、介護療養型医療施設1、介護医療院1、グループホーム6）が稼働しています。

介護職員養成事業や介護事業所就職説明会などの本市の取組もあり、介護職員の数は震災前より増加していますが、介護職員不足による休止及び未稼働ベッドは94床となっています。

そのため、介護従事者の定着、介護に携わる職員の養成・確保については今後も継続して取り組まなければならない課題となっています。

また、訪問・通所介護等の居宅サービスについても、介護職員不足は続いており、職員の年齢分布を考慮すると在宅介護を支える人員確保についても同様の課題となっています。

○追加で確保が必要な介護職員数の推移（不足人数）

（単位：人）

	平成28年 11月	令和元年 9月	令和2年 8月	令和3年 9月	令和4年 9月	令和5年 9月
計	84	121	107	115	114	93
入居系	39	68	66	73	64	56
居宅系	45	53	41	42	50	37

資料：南相馬市長寿福祉課

○介護職員数の推移

（単位：人）

	平成28年 11月	令和元年 9月	令和2年 8月	令和3年 9月	令和4年 9月	令和5年 9月
計	630	707	726	701	738	768
入居系	306	382	385	412	430	434
居宅系	324	325	341	289	308	334

資料：南相馬市長寿福祉課

※介護職員＝介護福祉士＋実務者研修修了者＋旧ホームヘルパー1級＋初任者研修修了者＋旧ホームヘルパー2級＋無資格の合計。

※「追加で確保が必要な介護職員数」＝各事業所の空床の稼働や運営状況改善に必要な人数。事業所の法定職員数を満たすために必要な数ではない。

※平成30年度より集計方法を変更。入居系について、平成29年度までは現状の運営改善に必要な人数を不足数としていたが、平成30年度より空床稼働に必要な人数も加算している。

(3) 介護老人福祉施設への入居申込者の推移

本市においては、東日本大震災及び原子力災害以前から入居系施設への入居希望者は多く、今回実施したアンケート結果からも自宅で介護を受けるよりも、施設に入所して介護を受けたいとの考えが増加傾向にあります。

また、単身高齢者・高齢者のみ世帯が増加していることから、今後入居申込者の増加が見込まれますが、施設で働く介護職員の不足や、施設入居に伴う介護給付の増加により、介護保険料の増加を招くことも考慮し、更なる施設の新增設については慎重に判断することが必要です。

(4) 介護予防・認知症予防

高齢者が健康であるとともに、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送るためには、心と身体の健康を保つことや身体機能の低下を予防する支援が必要です。

そのため、高齢者自らが健康づくりや介護予防・認知症予防に取り組めるよう、地域全体で推進できるような体制づくりが重要となります。

(5) 単身高齢者・高齢者のみ世帯の増加

東日本大震災及び原子力災害の避難により若い世代が避難先に定着し、帰還した高齢者のみの世帯の同居者が施設入所・死亡などにより、単身高齢者・高齢者のみ世帯に移行する状況が続いています。

単身高齢者世帯では孤独死の懸念もあることから、高齢者が地域から孤立しないよう人と人とのつながりづくりと、行政や関係機関だけでなく、事業者や地域住民も含めた、まち全体で地域の高齢者を見守る環境の整備が必要とされます。

(6) 要支援・要介護認定者の増加

令和5年3月時点での認定者は3,807人と、震災時から1,194人増加しており、特に要支援1～要介護1の軽度認定者が倍近くの伸び率となっています。

東日本大震災及び原子力災害による避難生活等のみならず、自然災害や新型コロナウイルス感染症による影響の長期化による生活環境の変化が、心身状況の悪化を招いたと推測されており、生活環境の変化は、身体機能の低下、認知症の発症や進行の加速にも繋がる大きな要因と考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 人口推計等

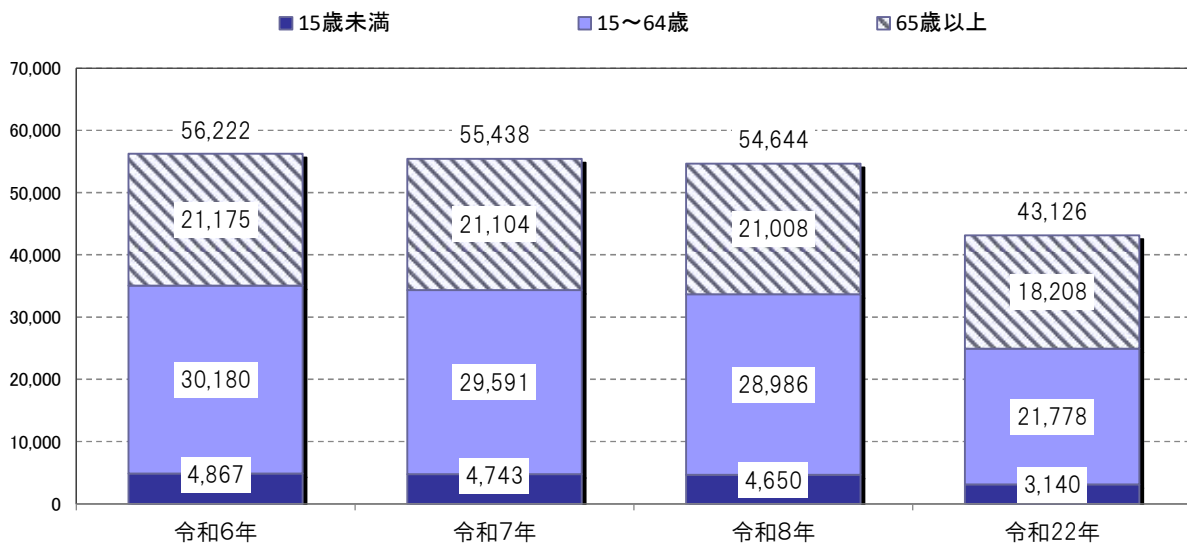
(1) 人口推計

令和元年から令和5年の住民基本台帳を基にして算出した令和6年以降の総人口は減少傾向で推移し、令和8年（2026年）の総人口は54,644人と予測されます。

また、令和6年（2024年）の計画期間内から高齢者の減少がみられます。

しかし、それ以上に介護や地域を支える15～64歳の生産年齢人口が急激に減少しており、令和8年（2026年）の構成比でみると15～64歳で53.0%、65歳以上で38.5%となっており、令和22年（2040年）の構成比でみると15～64歳で50.5%、65歳以上で42.2%となっています。

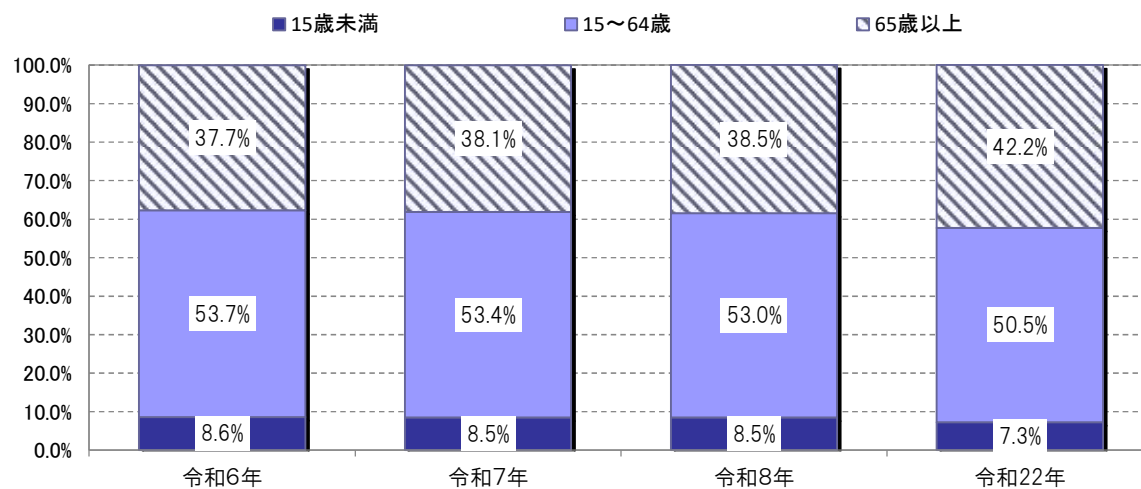
○人口推計



※令和元年から令和5年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動
勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

○年齢3区分人口構成比の推移



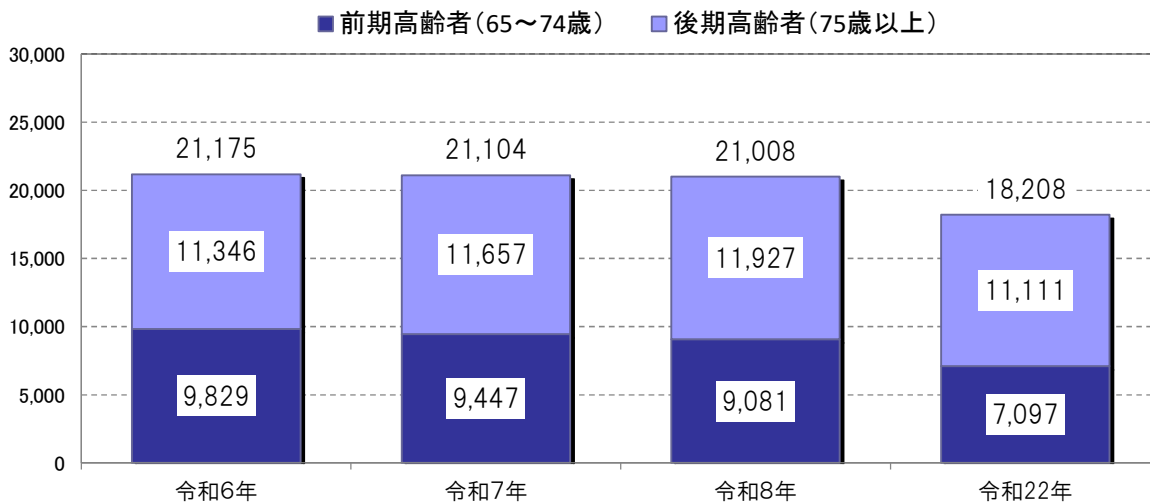
※令和元年から令和5年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(2) 高齢者人口の推計

令和元年から令和5年の住民基本台帳を基にして算出した令和6年以降の高齢者人口は、減少傾向で推移し、令和8年（2026年）の高齢者人口は21,008人と予測されます。さらに、推計高齢者人口の前期高齢者と後期高齢者の比率をみると、前期高齢者比率は減少傾向の中、後期高齢者比率は増加しています。

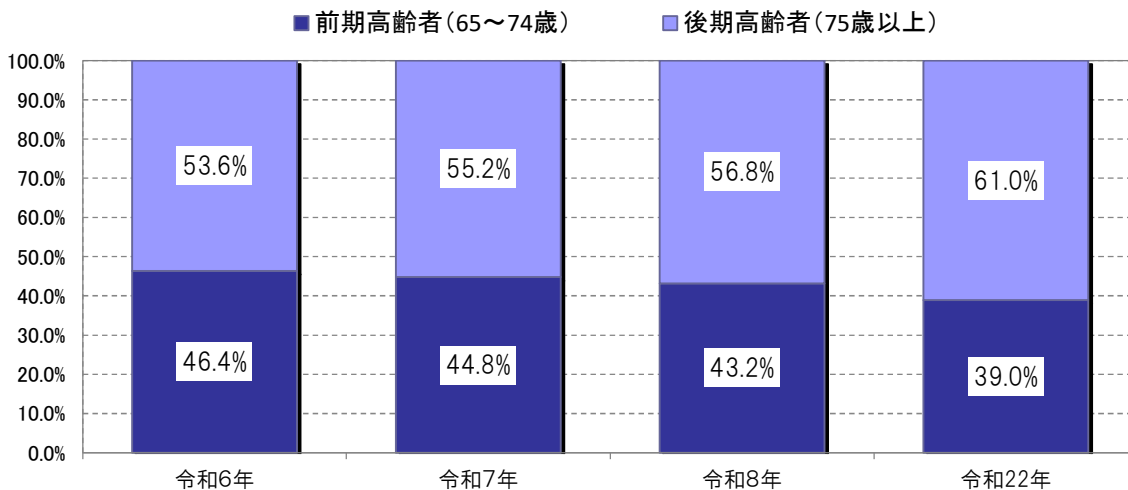
なお、「団塊ジュニア世代」が前期高齢者となる令和22年（2040年）の高齢者人口は18,208人と大幅な減少が予測されます。

○前期・後期高齢者人口の推計



※令和元年から令和5年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

○前期・後期高齢者比率の推計



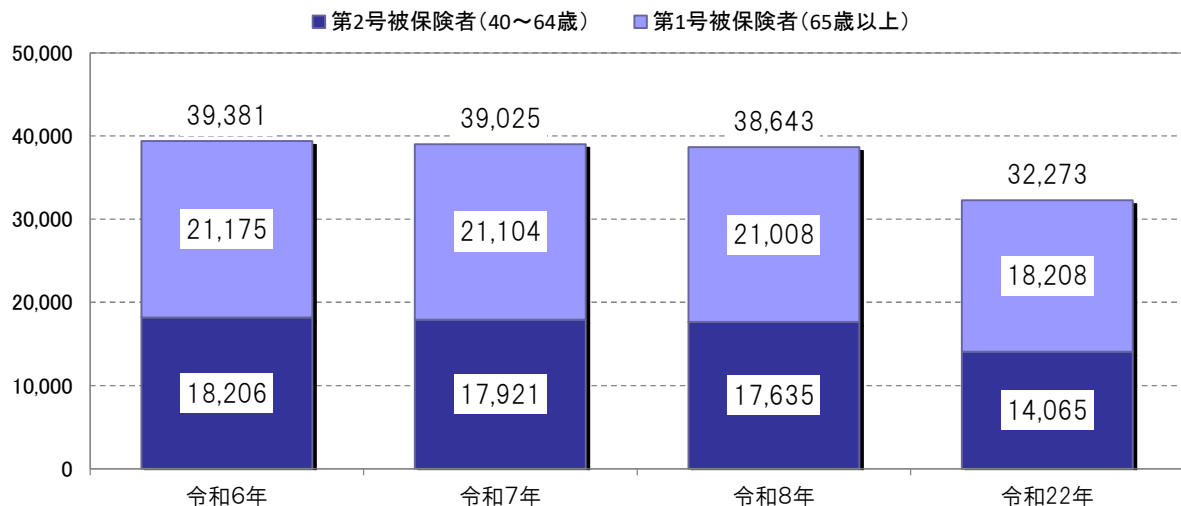
※令和元年から令和5年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(3) 被保険者数の推計

令和元年から令和5年の住民基本台帳を基にして算出した令和6年以降の介護保険被保険者数の推移をみると、減少傾向で推移し、令和8年（2026年）では38,643人と予測されます。

また、被保険者種類別にみると、第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～64歳）共に年々減少しています。

○第1号被保険者数と第2号被保険者の推計

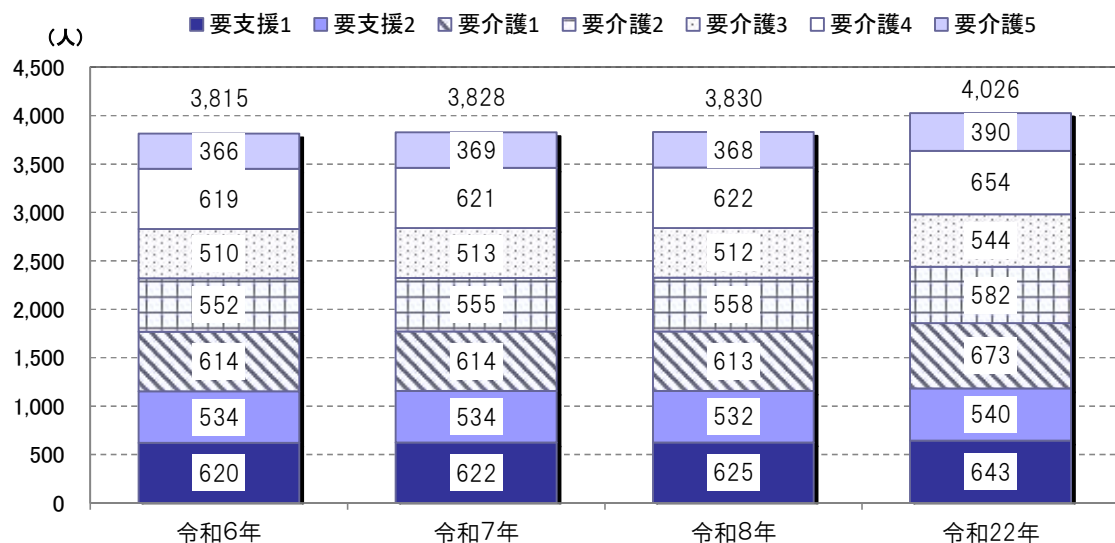


※令和元年から令和5年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(4) 要介護等認定者の推計

令和元年から令和5年の住民基本台帳を基にして算出した令和6年以降の要介護等認定者数は、概ね増加傾向で推移し、令和8年（2026年）の要介護等認定者数は3,830人と予測されます。

○要介護等認定者の推計

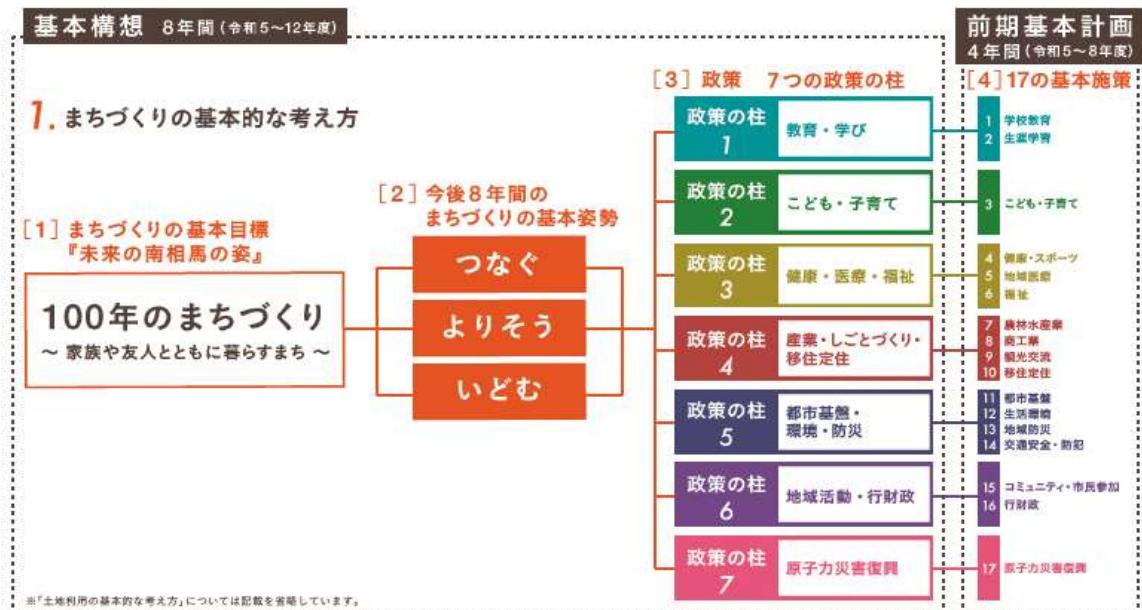


※地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により推計

2 総合計画との関係

市では令和5年度を始期とする「南相馬市第三次総合計画」を策定しました。未来の南相馬の姿である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、今後8年間で、市民が東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生を実感できることを目指します。

この目標達成に向けて、市民、事業者、まちづくり団体、行政が一体となって、協働によるまちづくりを進めるため、3つの「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」を掲げ、7つの政策の柱に基づき施策を展開します。



本計画は市政の最上位計画である総合計画の実現に向けた、高齢者福祉分野の計画に位置付けられます。総合計画に掲げる基本目標および基本姿勢に準拠し、今後3年間で目指す姿や目標をより詳細に策定します。

本計画の着実な実行により、総合計画の「政策の柱3」における重要目標達成指標の実現を目指します。

お達者度(※) 県内1位を目指して（健康寿命の延伸）

現状値（令和元年）	男性 17.70 年（県内 13 位）	女性 21.45 年（県内 5 位）
目標値（令和8年）	男性 18.65 年	女性 21.68 年
	（令和元年の県内1位の自治体と同水準）	

※お達者度：65歳時から要介護度2以上の認定を受けずに日常生活が自立している期間の平均。福島県が県内市町村別に算定し、3年ごとに公表している（令和3年に令和元年分を公表）。

健康寿命の延伸を目指すこととあわせ、65歳以上の要介護2から5の認定者の割合を目標値以下にすることを目指します。

現状値（令和4年度）10.0% → 目標値（令和8年度）9.7%

3 まちづくりの基本姿勢と高齢者福祉分野の位置づけ

高齢者福祉分野においては、「まちづくりの基本姿勢」である「つなぐ」「よりそう」「いどむ」を以下のとおり実践し、基本目標「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を推進していきます。

つなぐ : 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体でつながりを持ち、世代を越えて支え合うことのできる地域づくりを推進します。

よりそう : 介護保険を利用する様々な方の実態を踏まえたサービス供給体制の構築を図り、要介護者や要介護者を在宅で介護している家族によりそう介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

いどむ : 高齢化率の上昇が今後見込まれる中でも、高齢者自身が心身の健康の維持・増進を図り、地域社会の一員として社会とのかかわりを保ちながら、生きがいを日々実感出来る社会づくりとともに、高齢化率の進展に伴い認知症高齢者も増えることが見込まれるため、認知症高齢者が地域社会において共生できる環境整備にいどみます。

4 計画の基本理念・基本目標

（1）計画の基本理念

高齢による状態の変化や病気により、介護サービスなどの支援が必要になっても、一人ひとりが「ふつう」の「暮らし」が継続できるという「しあわせ」を享受できる環境を整備していくことを本計画の視点とし、基本理念を以下のように定めます。

基本理念

ふつうに・くらせる・しあわせ

本計画は、この基本理念のもと、「南相馬市第三次総合計画」における高齢者福祉分野の実施施策の推進を図ります。

(2) 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の3点を掲げます。

基本目標1 「在宅生活の支援」の強化

高齢期になり、世帯状況や環境・心身の状態が変化しても、必要な時に必要なサービスを選択・利用し、高齢者それぞれの生活に合わせて福祉サービスを組み合わせながら、住み慣れた自宅で高齢者自身が自分らしい生活の継続を維持できる体制づくりを推進します。

基本目標2 「地域とのつながり」の強化

高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯の増加が継続している現状でも、高齢者同士、介護者同士、医療・介護・福祉等高齢者を支える人同士がつながることで、地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。

基本目標3 「健康な心体づくり」の強化

高齢者が自立して暮らし続けるためには、何より健康な体づくりが必要です。高齢者自身が心身の健康の維持・増進に取り組み、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、健康づくりの取組みを強化します。

5 基本施策

基本施策は、基本目標を達成するための取組であり、計画の柱となるものです。

本計画においては、本市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」（令和5年度～令和12年度までの8年間）の高齢者分野に係る取組方針を踏まえ、以下の3つの柱により高齢者が健やかに生活していけるよう、各事業を効果的に進めていくこととします。

基本施策

- 1 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るための支援
（生活支援と地域のつながり）
- 2 高齢者を取り巻く環境整備
（地域包括ケア推進・健康づくり・認知症施策）
- 3 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供
（介護保険制度の推進）

6 S D G s の推進

S D G s は Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、平成 27 年（2015 年）9 月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標です。

「誰一人取り残さない」を合い言葉に、令和 12 年（2030 年）を目標として、「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など 17 のテーマからなる目標と、169 のターゲットから構成されています。

S D G s が掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、市民一人ひとりが地域社会で活躍し、お互いに支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で、心身ともに元気で健やかな暮らしを続けられることを目指す本市の高齢者福祉施策の方向性と一致するものです。

本計画を推進するに当たっては、多様性を認め合いながら、誰もが活躍し、全員参加で支える社会の実現のため、特に以下に掲げる S D G s の 4 つの目標を意識し、施策に取り組みます。

■本計画における S D G s と基本施策の対応

 3 すべての人に健康と福祉を 【3 すべての人に健康と福祉を】 ■関連する主な基本施策 ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るための支援 ・高齢者を取り巻く環境整備	 11 住み続けられるまちづくりを 【11 住み続けられるまちづくりを】 ■関連する主な基本施策 ・高齢者を取り巻く環境整備
 16 平和と公正をすべての人に 【16 平和と公正をすべての人に】 ■関連する主な基本施策 ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るための支援 ・高齢者を取り巻く環境整備	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう 【17 パートナリーシップで目標を達成しよう】 ■関連する主な基本施策 ・介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供

7 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。

本市における具体的な圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案し、概ね中学校区に準じた6つの圏域を設定しており、今回の計画でも引き続きこの6圏域を日常生活圏域として継続することとします。

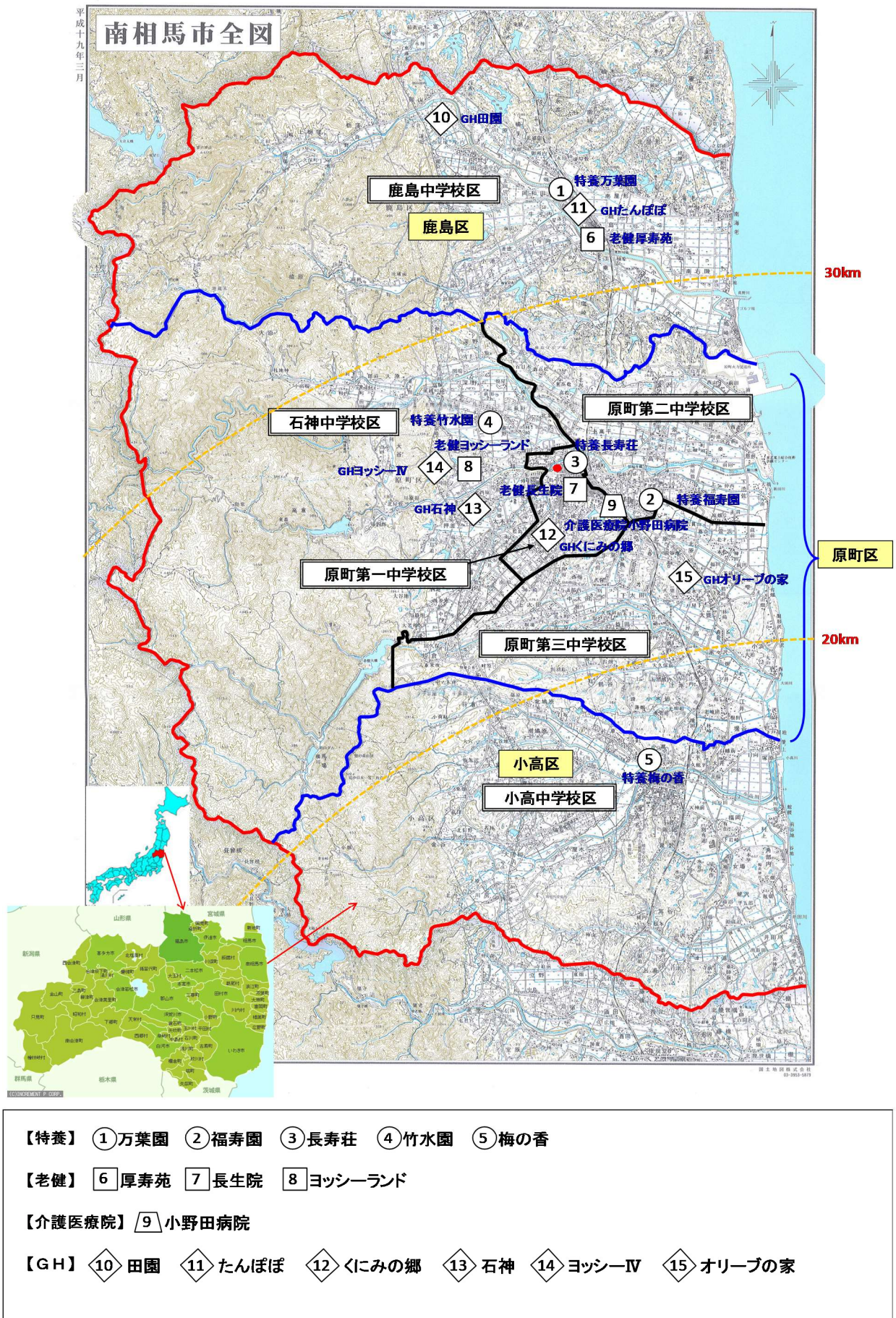
○南相馬市の日常生活圏域

圏域名	地 域	高齢者人口
小高中学校区	小高区の全域	2,941 人
鹿島中学校区	鹿島区の全域	3,753 人
原町第一中学校区	国見町、上町、西町、三島町、北町、小川町、本町、南町、本陣前、橋本町、栄町、大町一丁目、東町一丁目、二見町一丁目、陣ヶ崎	5,309 人
原町第二中学校区	大町二丁目・三丁目、東町二丁目・三丁目、旭町、二見町二丁目～四丁目、青葉町、錦町、桜井町、高見町、日の出町、上渋佐、下渋佐、北萱浜、北原の一部(県道小浜字町線北側)、上北高平、上高平、下高平、下北高平、泉、北泉、金沢	3,759 人
原町第三中学校区	萱浜、北原(県道小浜字町線南側)、大甕、雫、小浜、米々沢、江井、下江井、堤谷、小沢、小木迫、鶴谷、高、益田、下太田、牛来、中太田、上太田、矢川原、片倉	1,779 人
石神中学校区	大谷、大原、信田沢、深野、長野、北長野、北新田、仲町、馬場、大木戸、牛越、石神、押釜、高倉	3,654 人

資料：住民基本台帳（令和5年9月末）

第3章 計画の基本的な考え方

○南相馬市日常生活圏域、特養・老健・GH等配置図



資料：南相馬市長寿福祉課資料（令和5年7月）

8 計画の体系

基本理念	ふつうに・くらせる・しあわせ		
基本目標	「在宅生活の支援」「地域とのつながり」「健康な心体づくり」を強化		
基本施策	個別施策	個別事業	
1 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るための支援	1-1 高齢者の在宅生活を支える事業	1 高齢者生活支援ガイドブック 2 車いす同乗軽自動車貸出事業 3 外出支援サービス事業 4 マッサージ等施術費助成事業 5 軽度生活援助事業 6 配食サービス事業 7 生活支援ショートステイ事業 8 公共交通の確保 9 要配慮者家庭ごみ戸別収集事業	生活支援と地域のつながり
	1-2 暮らしの安全や防犯・防災への取組	1 交通安全対策の充実 2 防犯対策の推進・市民相談体制の確保 3 防災対策の推進 4 避難行動要支援者名簿の整備 5 災害時の福祉避難所の運営	
	1-3 高齢者虐待防止と権利擁護	1 市民相談事業 2 高齢者虐待防止の推進 3 高齢者への虐待対応体制の強化 4 権利擁護事業 5 日常生活自立支援事業の推進 6 成年後見制度利用支援事業【強化】 7 老人保護措置事業	
	1-4 高齢者の孤立防止と見守り体制の強化	1 安心見守りネットワーク事業 2 緊急通報システム事業【拡充】 3 在宅サービス利用者の見守り活動 4 安心見守り連絡会議 5 市内の被災高齢者への支援 6 市外の被災高齢者への支援 7 旧避難指示解除区域等における介護提供体制の確保	
	1-5 高齢者活動団体・交流や社会参加への支援	1 老人クラブ活動への支援 2 シルバー人材センターの活動支援 3 元気高齢者の活動支援 4 生涯学習活動の推進 5 老人福祉センターの活用	
2 高齢者を取り巻く環境整備	2-1 地域包括ケアシステムの推進	1 地域ケア会議の推進 2 地域包括支援センターの機能強化 3 生活支援体制の整備推進 4 在宅医療・介護連携の推進【強化】 5 高齢者のより良い住環境づくりの推進	地域包括ケア推進・健康づくり・認知症施策
	2-2 介護予防・日常生活支援の充実	1 健康づくりの推進 2 介護予防普及啓発事業【強化】 3 筋力向上トレーニング事業 4 介護予防・生活支援サービス事業 5 住民主体の通いの場の普及・啓発【拡充】 6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 7 スポーツ活動の推進【新規】	
	2-3 総合的な認知症施策の推進	1 市民への認知症の理解促進 1 認知症セミナー【新規】 2 認知症サポーター養成講座の推進 3 認知症キッズサポーター養成講座の実施【新規】 4 指針の策定【新規】 2 認知症の予防及び早期発見・早期対応の推進 1 認知症への気づき事業【新規】 2 認知症に関する相談窓口の普及・啓発【強化】 3 認知症相談事業 4 脳の健康づくり事業 5 高齢者補聴器購入費助成事業【拡充】 3 認知症高齢者とその家族への支援の推進 1 認知症初期集中支援事業 2 認知症地域支援推進員活動の推進 3 チームオレンジの活動の推進【新規】 4 認知症カフェの普及【拡充】 4 認知症高齢者の在宅生活支援 1 見守り活動の推進 2 徘徊高齢者等早期身元特定事業 3 徘徊高齢者等位置情報探索機器貸与事業 4 認知症高齢者等の安心安全のための支援【新規】	
	2-4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	1 包括的支援と多様な参加・協働の推進 2 共生型サービスの推進	
	3-1 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	1 地域密着型サービス事業所等への指導の実施 2 サービス事業所への立入調査等の実施 3 介護認定・給付の適正化 4 介護保険料収率の確保・向上【強化】 5 介護職員等専門人材の養成・確保の支援 6 介護人材における外国人の受入れ支援 7 介護事業所の介護職員・看護職員不足解消対策 8 介護職員合同就職説明会の実施 9 介護事業所の介護職員就労継続支援【強化】 10 南相馬市保育・介護・医療等人材バンク【新規】	
3 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供	3-2 介護保険サービスの充実	1 介護保険サービス基盤の整備とサービス必要量の確保【強化】 2 サービス利用の支援	介護保険制度の推進
	3-3 介護サービスの質の充実	1 介護サービス提供事業者の活動環境の整備	
	3-4 介護者への支援	1 家族介護教室事業 2 紙おむつ・介護用品助成事業 3 家族介護者交流事業 4 仕事と介護・子育ての両立が可能な環境の醸成	
	3-5 非常時における介護事業所等の業務継続への支援	1 自然災害への対策支援 2 感染症への対策支援	

第Ⅱ部 施策の展開

第1章 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るための支援

～生活支援と地域のつながり～

高齢になっても、活力のある日常を送るためには、高齢者自身のところとからだを健やかに保ちながら、生きがいと社会における役割を持って活躍することが重要です。

活動の基礎となる、心身の健康管理にて高齢者自身を適切にケアしながら、これまでの豊富な人生経験を活かして、いつまでも社会で輝いていく高齢者を支援していきます。

そのために、市では高齢者自らが行う活動、交流や社会参加活動の支援、就業促進に取り組めます。

1 高齢者の在宅生活を支える事業

自立度が比較的高く在宅で生活する高齢者に対し、住み慣れた地域で自分らしい生活をできる限り長く続けられるよう、日々の生活を支援する事業を実施します。

(1) 高齢者生活支援ガイドブック

高齢者が住み慣れた地域で健康に生活を続けていくため、高齢者支援サービス等をまとめたガイドブックを発行します。ガイドブックは事業内容に併せ定期的に見直しを行い、65歳以上の高齢者がいるすべての世帯に配布します。

(2) 車いす同乗軽自動車貸出事業

歩行が困難な高齢者等が医療機関や公共施設等へ外出する際、その家族に対し、車いす同乗軽自動車の貸出を実施します。また、利用状況から今後の事業内容のあり方についても見直しを検討します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸出件数(件)	223	261	244	270	300	330

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(3) 外出支援サービス事業

概ね65歳以上の高齢者で心身に障がいがあるため一般の交通機関を利用することが困難な方で、市県民税非課税世帯の方を対象に、リフトつき車両等により、主に利用者の居宅と医療機関との間の送迎を実施します。また、費用対効果の観点から今後の事業内容のあり方についても見直しを検討します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運行回数(回)	346	363	498	540	570	600

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(4) マッサージ等施術費助成事業

70歳以上又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方で、市県民税が非課税又は均等割のみ課税の方を対象に、健康の維持・増進、心身の疲労回復を図るため、マッサージ施術費の助成を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	100	107	113	120	130	140

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(5) 軽度生活援助事業

概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続と要介護状態への進行の防止を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス提供時間(時間)	3,482	2,663	2,445	2,500	2,670	2,760
サービス利用者数(人)	68	61	52	60	60	60

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(6) 配食サービス事業

概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等で、心身の障がい等により食事の調理が困難な方を対象に、栄養のバランスのとれた食事を調理し配食サービスを提供することにより、低栄養状態の予防、健康及び自立生活の支援を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	423	462	519	580	630	680

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(7) 生活支援ショートステイ事業

概ね 65 歳以上の高齢者の方を在宅で介護（援護）している家族を対象に、一時的に要援護者を預けられるように、利用者が負担金を負担し養護老人ホーム等で一時的に要援護者が生活できるようにします。

(8) 公共交通の確保

交通弱者も生きがいを持って行動できるよう移動手段の確保や利便性向上に努めます。

(9) 要配慮者家庭ごみ戸別収集事業

家庭ごみをごみ集積所に持ち出すことが困難であり、かつ親族や近隣住民、ホームヘルプサービスの支援が困難な方に対して、戸別に訪問して家庭ごみを収集し、日常生活の負担軽減を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数(人)	17	22	27	29	32	35

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

2 暮らしの安全や防犯・防災への取組

高齢者をはじめ、すべての地域住民が安心して暮らすことができるよう、各地域における防犯、防災対策の充実を図ります。

(1) 交通安全対策の充実

交通安全の観点からは、高齢者は被害者だけでなく加害者ともなりうる存在です。そこで、警察署や交通指導員・交通教育専門員等と連携し、高齢運転者向けの運転講習や交通安全教室などを行うほか、外出する際には、明るい色の服装や反射材用品の着用を呼びかけるなど、高齢者自身の安全意識を啓発するとともに、高齢者に配慮する市民意識の醸成を図ります。

また、自動車等の運転に不安を持つ高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境とするため、運転免許証を自主返納された方（65歳以上）へタクシー利用券を交付し、高齢者が当事者となる交通事故の減少を図ります。

(2) 防犯対策の推進・市民相談体制の確保

高齢者が被害者となるなりすまし詐欺や悪徳商法による被害等を防止するため、「南相馬市消費生活相談室」において様々な相談に応じるとともに、市が設置した「南相馬市消費者安全確保地域協議会」で、高齢者を始めとする消費者被害に遭いやすい特性を有する市民に対し、見守り等の取組を行います。

(3) 防災対策の推進

ひとり暮らし高齢者の安心・安全のため、緊急通報システムの設置について、普及啓発を図ります。また、南相馬市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿を作成（更新）し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難行動に活用するとともに、ハザードマップ該当区域の高齢者に関する個別避難計画の作成を推進し、災害時要配慮者の避難誘導等を適切に行うための体制整備に努めます。

(4) 避難行動要支援者名簿の整備

災害時や災害のおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方（要介護3以上の認定を受けた方など）の名簿を作成し、行政区、民生委員、地域包括支援センター等の支援等関係者へ平時から配付することにより、名簿に登録されている避難行動要支援者の支援体制の構築を推進します。

(5) 災害時の福祉避難所の運営

福祉避難所は、災害発生時に一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者などを受け入れる避難所です。

本市では、現在、福祉避難所を介護保険施設、障がい者施設合わせて33カ所を指定しており、今後も新たな施設ができた際は福祉避難所として指定する取組を進めます。

3 高齢者虐待防止と権利擁護

加齢とともに判断能力などが衰えた場合にも、地域において今までと同様に安心して暮らせるよう、虐待防止と権利擁護に取り組みます。

(1) 市民相談事業

市民生活の中で生じる様々な問題等について支援を行うため、消費生活に関する相談及び法律相談等の専門家による相談業務を行います。

(2) 高齢者虐待防止の推進

本市では、虐待の早期発見から適切な事後対応を図るため、虐待に関する相談窓口を設置して地域住民からの情報収集に努めるとともに、虐待防止の啓発及び通報先等の周知を図っています。

家庭内での虐待など発見が難しいケースに対応できるよう、地域の民生委員やケアマネジャー、または地域住民に早期発見のノウハウ等を情報提供し、早期に対応できるよう努めます。

また、高齢者等の虐待事例の相談対応を行うとともに、地域の関係機関等の連携による「南相馬市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、虐待の未然防止や早期発見、適切な支援を行います。

(3) 高齢者への虐待対応体制の強化

市と地域包括支援センターが連携して対応する高齢者への虐待ケースにおいて、対応が困難なケースには、「福島県高齢者虐待対応専門職チーム」の支援を得ながら適切な対応策を協議するとともに、市と地域包括支援センター共同で虐待対応についての勉強会を定期的を開催し、虐待対応体制の強化に努めます。

(4) 権利擁護事業

市は地域包括支援センターと連携し、高齢者からの権利擁護に関する相談対応のほか、成年後見制度の情報提供や成年後見人の紹介団体への仲介などを通じて、高齢者の権利擁護を図ります。

(5) 日常生活自立支援事業の推進

本市の社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症高齢者などが地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいた福祉サービスの利用援助等を通じて、その方の権利擁護に資することを目的とした事業を行っています。主に、福祉サービスにおける情報提供・助言、福祉サービス手続きの援助、福祉サービス料金の支払、苦情解決制度の利用援助、援助に関連した日常的な金銭管理等を支援しています。

今後も、市と地域包括支援センターは社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業を推進し、認知症高齢者等の保護に努めます。

(6) 成年後見制度利用支援事業【強化】

成年後見制度は、認知症、知的障がいなどで判断能力が不十分な方などに対して、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度です。

単身高齢者世帯の増加等により、成年後見制度は今後ますます需要が高くなると見込まれることから、成年後見制度の利用が必要な方を速やかに支援につなげられるよう、中核機関の設置を図り、成年後見制度に関わる関係団体等が連携を図るネットワークの構築を進めます。

また、ネットワークの構築とともに、引き続き、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用・相談を行います。さらに、支援できる親族がいない方への市長による成年後見の市長申立て及び後見人等へ公費による報酬扶助を実施することで、成年後見制度の利用促進を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見市長申立ての 件数(件)	4	3	4	6	8	10
報酬助成件数(件)	2	5	6	7	8	9

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(7) 老人保護措置事業

民生委員と地域包括支援センター、市が連携して環境上の理由や経済的理由により居宅において将来的に養護を受けることが困難になる可能性のある高齢者を早期に把握し、必要に応じて老人ホーム入所判定委員会の判定に基づき、迅速かつ適切に養護老人ホームに入所を委託します。

4 高齢者の孤立防止と見守り体制の強化

「孤独・孤立対策推進法」が令和5年に施行され、地方公共団体や支援を行う者、地域住民その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものと規定されており、地域全体で孤独・孤立対策に取り組むことが重要です。

本市では、単身高齢者世帯・高齢者のみ世帯が増加しており、孤立死のリスクが高まっています。今後、高齢者の孤立防止と見守り体制の強化、緊急時の支えが、より重要になってくる中で、市の既存の取組を拡充しつつ、ＩＣＴの活用も含めた地域ぐるみの見守り体制等の整備に努めます。

(1) 安心見守りネットワーク事業

行政区長や民生委員・児童委員をはじめ、郵便、新聞、牛乳等の配達、電気や水道の検針、荷物の宅配を行う事業者等と協力し、高齢者等の見守り活動に努めるとともに、更なる事業者の参入について要請を行います。

(2) 緊急通報システム事業【拡充】

概ね 65 歳以上の単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ的確な救援体制により、生活不安を解消できるように努めるとともに、利用者の拡大を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸出台数(台)	395	409	420	440	460	480

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(3) 在宅サービス利用者の見守り活動

栄養のバランスのとれた食事を調理し配食サービスを提供する「配食サービス事業」や、戸別に訪問して家庭ごみを収集する「要配慮者家庭ごみ戸別収集事業」等においても、利用者の見守り活動を合わせて実施します。

(4) 安心見守り連絡会議

庁内関係各課や関係機関がこれまで行ってきた高齢者等の見守り活動や訪問活動などの取組状況を共有し、庁内、関係者での連携、連絡体制を強化します。

(5) 市内の被災高齢者への支援

市内に居住する被災された高齢者に対して、地域包括支援センターや県などの関係機関と連携しながら、見守り訪問活動や心のケアを行います。

○被災高齢者見守り・相談支援事業

地域包括支援センターに担当職員を配置し、関係機関と連携しながら見守り訪問活動を行い、被災された高齢者の不安や心配事を軽減するとともに、各種サービスへの結びつけや自立かつ安定した生活の支援に努めます。

○心のケア事業

施設名	事業内容	運営主体
心のケアセンター事業	家庭訪問、復興公営住宅等のサロン活動を通して、遅発性PTSD、うつ、悲嘆反応などのケア・生活支援を行います。	NPO法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会 (県委託事業)
精神障がい者アウトリーチ推進事業	未治療の高齢期精神疾患の方への支援、症状悪化予防をアウトリーチで行います。	

(6) 市外の被災高齢者への支援

市外に避難する高齢者への支援として、平成23年8月に施行された「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」による避難先自治体でのサービスの実施や、南相馬市が実施する在宅サービスのうち、次のサービスを市外で実施します。

○原発避難者特例法に基づく特例事務

※避難先自治体の実施（必要に応じて避難先自治体と連絡調整を行います。）

避難している高齢者は、避難先においても特例法に基づき以下のサービスを受けることができます。

- ①要介護認定等に関する事務
- ②介護予防等のための地域支援事業に関する事務
- ③養護老人ホーム等への入所措置に関する事務

○南相馬市の在宅サービス

※南相馬市が実施

南相馬市は、市外に避難する高齢者の方々を支援するため、以下のサービスを実施しています。

- ①紙おむつ・介護用品助成事業

(7) 旧避難指示解除区域等における介護提供体制の確保

旧避難指示区域等における介護提供体制については、介護サービス事業所の新設や再開がなされているものの、定員の受入れまでには依然として介護人材の確保が課題となっています。

このため、市は事業者や県と連携し、人材確保に向けた支援等を行いながら、長期避難者の早期帰還に向けた環境整備に努めます。

5 高齢者活動団体・交流や社会参加への支援

高齢者が地域社会の中で「いきいき」「はつらつ」と暮らせるよう、高齢者の主体的な活動支援や就労機会の充実を図ります。

(1) 老人クラブ活動への支援

近年、全国的にその衰退が危惧されている老人クラブ活動の育成・発展のために、会員加入促進や役員・世話役の引き受け手不足などの課題の改善に向けた取組と魅力的な事業の推奨などにより、より良い組織づくりについて、関係機関と協議しながら支援を行います。

(2) シルバー人材センターの活動支援

高齢化率が30%を超える本市においては、元気な高齢者自らが社会を支える一員として活躍していただくことが期待されます。そこで、高齢者がこれまで培った知識や技術を活用し、臨時的、短期的な就業を提供し、高齢者の就労の促進と生きがいの充実や福祉の増進のため、事業活動等の支援を行います。

(3) 元気高齢者の活動支援

本市のまちづくりには若年層のみならず元気な高齢者の力が必要です。元気高齢者によるボランティア活動や高齢者活動を支えるNPO法人、社会福祉協議会等への支援を検討し、多様な形で地域社会に参画してもらい、これまで培ってきた豊富な知識や経験・技術を活かして、自分たちが住む地域を支え、活力ある地域を創造する推進役となってもらうために、その地域での活躍や活動等を周知・広報していきます。

(4) 生涯学習活動の推進

生涯学習は、高齢者の生活の質やモチベーションを向上させる原動力となり、生きがい・やりがいを得ることにつながります。また、仲間と学ぶことで社会参加にもつながり、介護予防の効果が期待されるため、多様な生涯学習の機会の創出を図ります。

(5) 老人福祉センターの活用

老人福祉センターは、高齢者の生きがいづくりのために気軽に利用できる施設として位置づけられています。

市内に2か所ある老人福祉センターのうち、原町老人福祉センターは施設が老朽化していることから新設移転を行い、令和2年度（2020年度）より、「南相馬市健康福祉センター（愛称：ゆらっと）」として供用を開始しました。

また、小高老人福祉センターについては、施設の老朽化のため、令和5年度に廃止となったことから、高齢者の健康増進、生きがい活動や介護予防活動など、高齢者が憩い、集える場として、南相馬市健康福祉センターの活用を図ります。

第2章 高齢者を取り巻く環境整備

～地域包括ケア推進・健康づくり・認知症施策～

1 地域包括ケアシステムの推進

いわゆる「団塊の世代」（概ね昭和22年～24年生まれの方）が75歳以上となる令和7年（2025年）以降、介護の需要や必要量が一層増加することが見込まれます。また、令和22年（2040年）にかけて、総人口や生産年齢人口が減少する中で、介護ニーズが高い85歳以上の人口が急増するとともに、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯の継続的な増加も見込まれています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で環境や状態が変化しても継続して安心して暮らしていけるよう、保健医療・生活支援・介護予防・住まい・介護サービスの各種サービスを一体的に提供する体制づくりの取組として、令和7年度（2025年度）を目標に「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

本市では、生産年齢人口が急減する2040年問題や、医療や介護の担い手が不足する可能性がある2050年問題を見据え、中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含めた地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方を議論し、人口構造や地域社会の変化に適切に対応した地域包括ケアシステムの構築・見直しに取り組むとともに、既存事業の相乗効果が期待できる事業連携の仕組みを検討します。

施策の推進にあたっては、南相馬市地域包括ケアシステム推進会議での協議、生活支援体制整備・介護予防・認知症支援・医療と介護の連携の4つの専門部会の議論等を踏まえながら、柔軟に対応していきます。

また、市が目指す地域包括ケアシステムの姿への実現に向けたさまざまな取組が、適切に機能しているか・関係機関や事業の連携が図られているかといった振り返りに、国が提供する点検ツールも活用し、次期計画の策定に反映していきます。

(1) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議とは、多職種による専門家からの視点を交えて、個別ケースの課題分析を通して地域課題を抽出し、課題の解決に向けた地域づくり・資源開発・政策の形成につなげることや、ケアマネジメントの質の向上を図ることを目的とした各種会議です。

①個別地域ケア会議の開催

地域包括支援センターが主催する個別地域ケア会議は、対応が困難な個別ケースについて、地域住民を含めた多職種により対応策を協議する会議です。問題の根底にある地域課題も抽出します。

②地域包括ケアシステム推進会議の開催

地域包括ケアシステム推進会議は、個別地域ケア会議により抽出された地域課題や、高齢者全般にわたる課題解決に向けて専門多職種により協議を行います。また、医療・介護・福祉等関係機関相互のネットワーク構築の推進を図ります。

③自立支援型地域ケア会議の開催

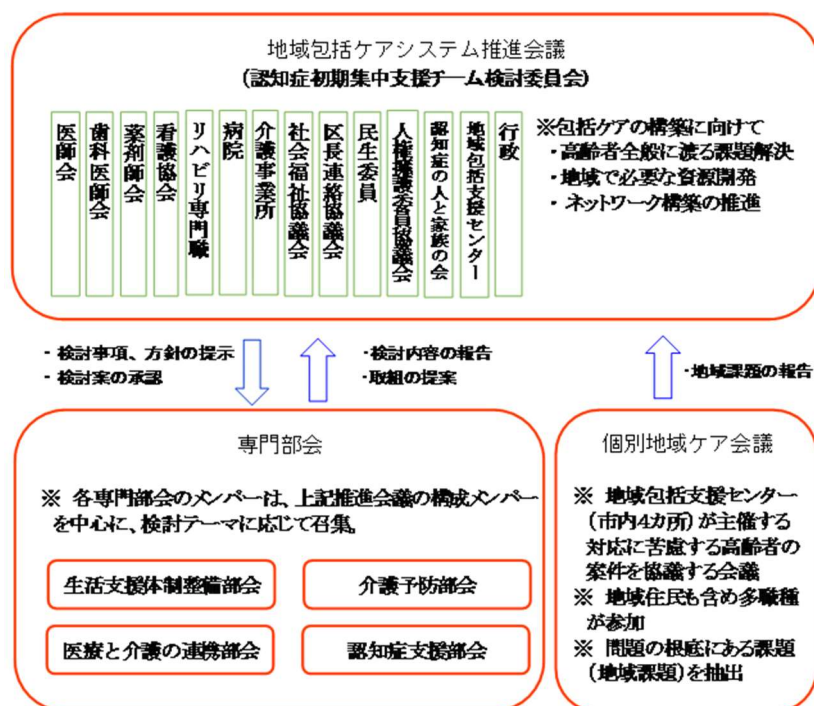
自立支援型地域ケア会議は、ケアマネジャーが作成するケアプランについて、他の専門職が集まって助言を行い、対象者の自立支援に資するケアマネジメントを行う会議です。今後も、多職種連携のもと開催に取り組めます。

(助言を行う主な専門職)

薬剤師・歯科衛生士・栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

なお、必要に応じて生活支援コーディネーター・弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の参加も検討し、地域課題等について協議する個別地域ケア会議の開催につなげていきます。

「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」の取組イメージ図



(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う地域の中核的機関です。

各地域包括支援センターには、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種「保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員」を配置し、住民からの相談対応、介護予防ケアプランの作成や家族介護教室の実施など、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な支援を行っています。

①地域包括支援センターの体制に関するもの

○行政や関係機関との協議・連携の推進

介護・福祉サービスの総合相談窓口として、住民やサービス事業者等からの相談内容について、行政や関係機関と協議・連携しながら課題解決に取り組むとともに、地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていけるように、地域包括支援センター運営協議会を設置し、中立性の確保や公平な運営の継続を図り、高齢者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

○人員体制の検証・強化

地域包括支援センターの3職種等の一人あたりの高齢者数(人員/圏域内の65歳以上の高齢者数)等を適宜把握し、適正な人員配置に努めます。

○住民による活用促進

住民による地域包括支援センターの活用を促進するため、より分かりやすいセンター機能の周知に努めるとともに、介護サービス情報公表システム等により事業内容・運営状況等を公表します。

○南相馬市の地域包括支援センターと人員の配置状況(令和5年7月末)

センター名称	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員	介護支援専門員	合計
原町西地域包括支援センター	1人	5人	1人	1人	8人
原町東地域包括支援センター	1人	2人	2人	1人	6人
小高地域包括支援センター	1人	1人	1人	0人	3人
鹿島地域包括支援センター	1人	2人	1人	1人	5人

※ 原町西地域包括支援センター及び鹿島地域包括支援センターの介護支援専門員2名が、原町西地域包括支援センター、鹿島地域包括支援センター、小高地域包括支援センターの3つの地域包括支援センターを担当しています。

※ 原町東及び小高地域包括支援センターの社会福祉士等については、被災高齢者見守り・相談支援事業にて各1名ずつ配置している職員を含みます。

②ケアマネジメント支援に関するもの

○介護支援専門員の資質向上や業務支援

介護保険制度の趣旨に沿った適切、かつ、効果的なサービスの提供がなされるよう、介護支援専門員の資の向上を図るための研修会や業務を円滑に遂行するための情報交換会等について、地域包括支援センターが中心となって開催します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会・情報交換会の開催(回)	3	2	2	2	2	2

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

③地域の実態把握

地域包括支援センターを中心に高齢者の実態把握を推進し、一人暮らしや高齢者のみの世帯等への支援やニーズに対応できる体制整備を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ひとり暮らしや高齢者のみ世帯等の実態把握数(件)	1,868	1,937	2,000	2,000	2,000	2,000

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

④困難事例への迅速・効果的な対応

高齢者や家庭に重層的に課題がある場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握したときは、行政、地域包括支援センター、関係機関の連携のもと、個別地域ケア会議等も活用しながら、必要な支援を検討します。また、困難事例への対応を担う関係職員のスキルアップを図るため、研修会等への参加を促進し、迅速・効果的な対応に努めます。

⑤地域包括支援センターの広報・周知

令和5年3月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、地域包括支援センターの認知度が約5割でした。高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが、高齢者だけでなくあらゆる世代にも認知されるよう周知を図ります。

○地域包括支援センターの事業(機能)一覧

事業名・項目		事業内容・目標
① 総合相談支援事業	地域におけるネットワーク構築	地域住民や各種団体に対して、センター(職員)の認知度向上のためのPRを行うとともに、地域における各種活動の状況等を把握し、信頼関係を築きます。
	実態把握	高齢者単身世帯・高齢者のみの世帯を中心に生活実態の把握に努めます。
	総合相談	地域に出向き、センターのPR活動を行い、相談に対して円滑に対応します。
② 権利擁護事業	成年後見制度の活用	市の業務を支援するとともに、連携して制度を円滑に利用できるようコーディネートを行います。
	老人福祉施設等への措置	市の業務を支援するとともに、連携して迅速に対応します。
	虐待への対応	通報等により、虐待の疑いがあった場合には、市と連携して迅速に状況を確認し、適切に対応します。
	困難事例への対応	行政、各関係機関等と連携し、迅速に対応します。
	消費者被害防止	地域の実態把握と、各関係機関への情報伝達と連携に努めます。ケース把握時には迅速に対応します。
③ ケアマネジメント事業	介護予防事業に関するマネジメント業務	基本チェックリスト該当者に対して、その心身の状況等に応じて、適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。
	介護予防給付に関するマネジメント業務	要支援1・2の利用者の生活機能向上のためにサービス提供に努めるとともに、業務委託先を支援します。
④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の人材等の社会資源の活用が図られるよう、情報提供や支援を行うとともに、関係機関の連携を強化します。
	地域における介護支援専門員のネットワーク活用	地域の介護支援専門員の任意団体である「原町方部介護支援専門員連絡協議会」との連携を強化します。
	日常的個別指導・相談	介護支援専門員の日常的業務に対する助言、指導を継続的に実施します。
	支援困難事例への指導・助言	行政と連携し、適切な指導・助言を行います。
⑤ その他市委託事業	高齢者在宅サービスに係る実態調査及び代行申請等	在宅サービスに係る相談、実態調査及び申請に係る代行業務を行います。
	家族介護教室事業	要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術等の習得を図ります。
	家族介護者交流事業	介護者間で情報交換できる場を提供し、介護者を介護から一時的に開放し、リフレッシュを図ります。
	認知症総合支援事業	認知症の初期段階から個別訪問等を行い、適切な支援を行います。

(3) 生活支援体制の整備推進

①生活支援コーディネーターの配置

「生活支援コーディネーター」とは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（ボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク機能）を果たす者（人材）です。

生活支援体制の整備推進に向けては、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築が求められることから、市内全域へ専任の「生活支援コーディネーター」の配置を推進します。

②協議体の設置

「協議体」とは、地域における生活の課題を把握し、住民が主体となって支え合いの輪を広げて行くために、地域住民同士で話し合う場のことであり、第1層（市全域版）、第2層（日常生活圏域版）があります。第2層協議体は地域課題を把握し、地域による支え合い体制づくりを支援するために、設置数の増加に取り組みます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1層	生活支援コーディネーター配置数(人)	10	10	10	10	10	10
	協議体数(団体)	1	1	1	1	1	1
第2層	生活支援コーディネーター配置数(人)	7	9	11	3	5	5
	協議体数(団体)	4	6	8	10	12	14

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

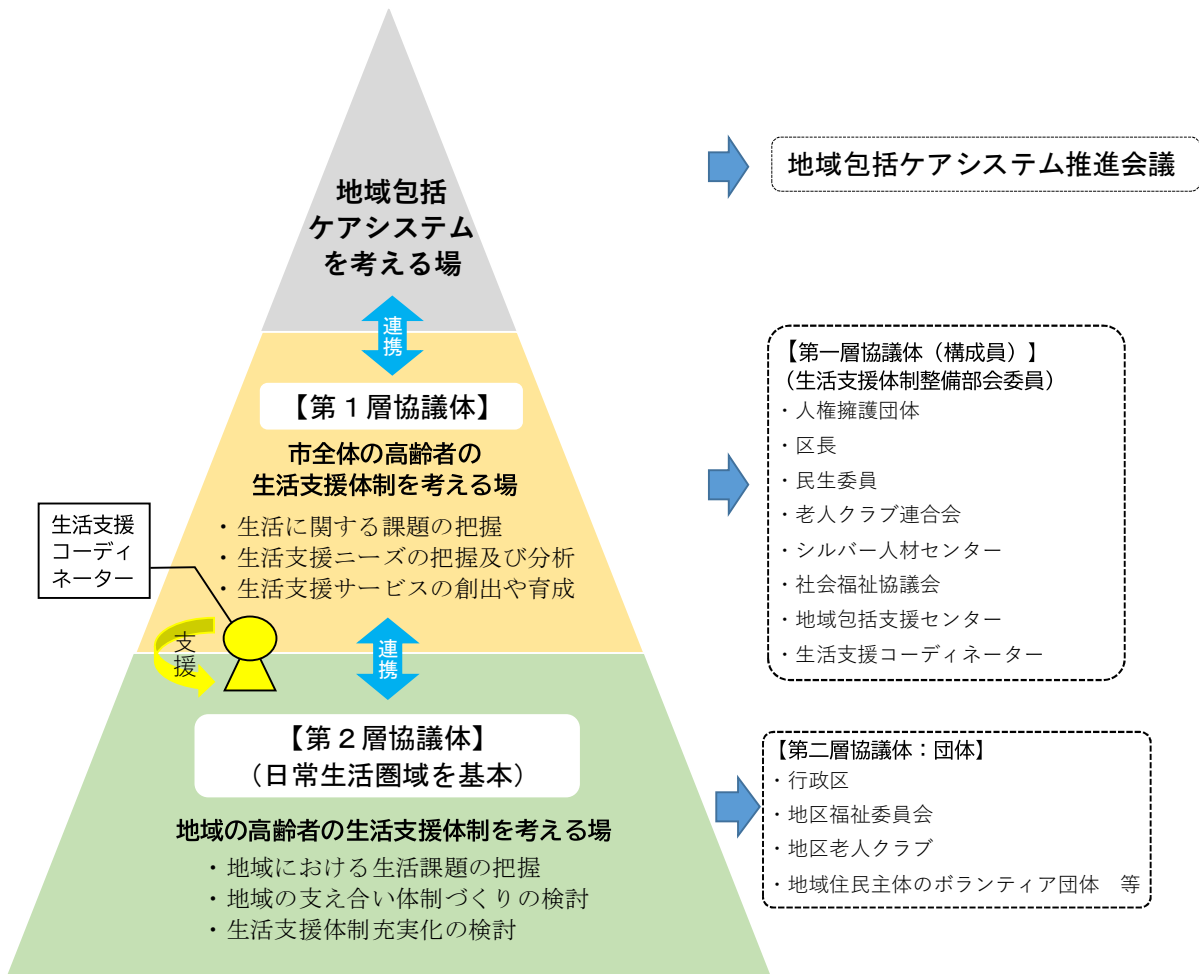
※令和6年度以降の第2層協議体の生活支援コーディネーター配置数目標値については、生活支援体制整備事業の業務委託により配置する者の人数とします。

③地域住民の支え合い活動の普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、事業者等による保健・医療・福祉・介護の各サービス提供の他、近隣住民の助け合いや住民による相互扶助活動等、地域住民からの協力が不可欠です。

そのため、生活支援コーディネーターなどが各地区に出向いて、これまで地域で行われてきた支え合い活動の重要性、意義について普及・啓発を図るとともに、新たな活動の創出に向けて、自主性を尊重しながら地域住民の地域づくりの支援を図ります。

生活支援体制整備の体系



④生活支援に係る地域の社会資源リストの活用の推進

高齢者の在宅生活継続支援のため、在宅において利用できる介護保険外の生活支援サービスなど、民間企業や団体により提供されている、地域の社会資源をとりまとめた「地域支え合い資源リスト」を作成しました。

「地域支え合い資源リスト」は、高齢者が自宅などで安心・安全に継続するために有効活用していただけるよう、リストの周知と記載内容の充実化に取り組めます。

(4) 在宅医療・介護連携の推進【強化】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による「将来希望する介護について」のアンケートでは、自宅で介護保険サービスを利用しないで介護を受けたい・自宅で介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して介護を受けたいと回答した方が41.2%であることから、介護が必要になっても住み慣れたところでの生活継続を希望する方が、不安なく療養・日常生活を送ることができるよう、相馬郡医師会とも連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備を推進します。

また、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）以降は、高齢者の日常生活において医療と介護の複合的ニーズがさらに高まることから、市と地域の医療機関が連携して取り組む在宅医療の確保とあわせ、在宅医療と介護の連携を強化し、在宅療養の推進に取り組めます。

①在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口の設置【新規】

令和6年度内の設置に向け、相馬郡医師会と相馬郡4市町村が協議・検討を進めている「（仮称）相馬郡在宅医療・介護連携支援センター」と連携し、医療・介護関係者の相談支援、医療資源・介護資源の把握、医療・介護関係者の情報共有支援など、地域の医療・介護関係者への継続的な支援を推進します。

また、地域住民が在宅医療や介護についての理解を促進する取り組みも併せて推進します。

②退院調整ルールの定着推進

相双医療圏においては、平成29年4月に退院調整ルールを策定・運用を開始し、病院や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどが参加して、入退院時における高齢者情報の共有と退院後の在宅生活に向けた関係者の連携やサービス調整を目的に取り組んでいます。

運用に関し、相双保健福祉事務所主導のもと定期的に運用状況を確認するとともに、問題に対し関係機関で対応策を協議していますが、退院調整もれを無くすため、今後も、病院、ケアマネジャーに対しルールの浸透を図るとともに、運用状況を確認しながら連携の強化に取り組めます。

また、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加していることから、地域の高齢者に対し、①入院したらケアマネジャーに連絡すること、②入院時セット（担当ケアマネジャーの名刺、医療被保険者証、介護被保険者証、お薬手帳、医療機関の診察券）の準備について、周知を図ります。

③多職種連携ＩＣＴの検討

在宅の高齢者を支援する医療と介護の多職種が、ＩＣＴツールの活用により専門職の職種・法人を越えた情報共有を容易にし、コミュニケーションの活発化や高齢者の変化に対する対応が迅速化されることで重度化防止が期待できます。また、セキュリティ基準を満たしたツールの利用により、共有する情報のセキュリティ向上、ＩＣＴ化による事務効率の改善が見込めることから、導入に向けた検討を推進します。

④自立支援型地域ケア会議の開催【再掲】

自立支援型地域ケア会議は、高齢者個々の能力・状態に応じて自立した生活が継続できるよう支援することを目的に、ケアマネジャーが作成するケアプランについて、専門職が対象高齢者の自立支援に資するケアマネジメントへの助言を行い、生活のＱＯＬ向上や重度化防止を目指してきました。今後は、個別課題から地域課題の把握に努めるとともに改善策の検討へつなげられるよう開催方法の見直しを図ります。

また、検討を行った事例の継続的な支援のため、モニタリング方法についても見直しを図ります。

（助言を行う主な専門職）

薬剤師・歯科衛生士・栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

なお、必要に応じて生活支援コーディネーター・弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の参加も検討し、地域課題等について協議する個別地域ケア会議の開催につなげていきます。

（５）高齢者のより良い住環境づくりの推進

加齢に伴い身体機能などが低下すると、長年住み慣れた環境でも暮らしにくくなる場合があります。そこで、高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、高齢者の生活環境の向上を図ります。

また、地域共生社会の実現という観点からは、住まいと生活の一体的な支援が重要であることを踏まえ、生活面に困難を抱える高齢者に対して、居住支援協議会等を活用し、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施します。

①高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

要支援・要介護認定を受けていない60歳以上の高齢者を対象に、自宅において転倒等により要介護等の状態にならないよう住宅改修資金の助成を実施します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数(件)	36	43	39	39	42	45

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

②住宅改修支援事業

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業及び介護保険の住宅改修を実施する際に必要となる理由書作成については、制度の円滑な利用を支援するため、介護支援専門員又は福祉住環境コーディネーターに依頼した場合は、その費用を負担します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援件数(件)	36	43	39	39	42	45

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

③公共施設などの利用しやすさの向上

公共施設や医療・福祉・商業等の様々な都市機能を集約し、歩いて利用できるコンパクトなまちづくりを進め、公共施設の利便性の高い効率的な土地利用の誘導に取り組むとともに、公共施設や商業、娯楽、文化、教育等の様々な施設にアクセスする道路等のバリアフリー化を進め、誰もが安心して通行できる住環境を形成し、年齢や障害の有無などに関わらず、多くの人々が安心して利用できるユニバーサルデザインの誘導を目指します。

④市営住宅の福祉対応型への整備

「南相馬市公営住宅等長寿命化計画」との整合を図りながら、市営住宅の建設や改修に際しては、市営住宅担当課と連携し、高齢者等が生活しやすいようバリアフリー化を進めます。

⑤居住支援協議会等との連携

生活困窮や身寄りがいないなどの理由により、住まいの確保が困難な高齢者等には居住支援協議会等と連携し、民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図ります。

⑥養護老人ホームの充実

環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者が増加する傾向にあり、養護老人ホームの果たす役割は大きなものとなっていることから、市が運営する高松ホームにあっては、処遇、健康管理、食事及び生きがい対策や環境整備等に取り組めます。

⑦軽費老人ホーム・ケアハウスの確保

軽費老人ホームは、ほとんどの施設が個室になっており、家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設で、食事の提供や日常生活上必要な便宜を提供する「A型」と、自炊が原則の「B型」があります。また、ケアハウスは、自炊ができない程度に身体機能が低下し、独立して生活するには不安がある人が入所対象となる施設です。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むため、住宅と生活支援サービスが組み合わされた支援が必要であるとの考えから、軽費老人ホームの担う役割は重要性を増しています。現在、本市には該当する施設は1施設あり、運営事業者とともにその有効活用を図ります。

⑧有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備・充実

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加など、生活困難な高齢者や老後の安心した生活を求める高齢者の増加により、有料老人ホームへの入所希望者が増加すると思われることから、必要に応じて民間資本による整備拡充を検討します。また、介護・医療・住宅の連携のもと、高齢者が安心できる住まいの供給を促進するための「サービス付き高齢者向け住宅」について、現在、本市に該当する施設は1施設20戸が整備されており、住まいに対する高齢者のニーズの多様化に対応する観点から、様々な高齢者の住まいの整備について検討していきます。

2 介護予防・日常生活支援の充実

(1) 健康づくりの推進

若い世代から健康な体づくりや生活習慣病予防に心がけ、元気でいきいきとした高齢期を迎えられるよう、健康づくり担当部局と連携した保健事業を推進します。

【主な取組】

- 疾病の早期発見、早期治療、重症化予防ができるよう健(検)診及び指導等を実施します。
- 歯の健康を守るための正しい知識を得て実践できるよう、歯科健康教育、保健指導等を実施します。
- 望ましい食生活を送るために、バランスの良い食事、低栄養を予防するための普及啓発に努めます。
- 高齢者が心身ともに健康で生活していくことができるよう、健康づくりの取り組みを推進します。

【参考】南相馬市保健計画 2023 の重点施策 （○が高齢者との関係が深い施策）

- I ○健康意識の向上
- II ○健康行動の拡大
- III ○疾病の予防
- IV 安心の醸成
- V 基盤の整備

(2) 介護予防普及啓発事業【強化】

①健康教育

高齢者が自ら意欲的に健康づくりや介護予防に取り組むことができることを目指し、フレイルなどについての正しい知識の普及、啓発活動を様々な機会を通じて行います。また、サロンや地域のクラブ活動状況に考慮した方法を検討して、実施します。

②生活機能評価事業

高齢者がいきいきと生活が送れるように、自身の生活に必要な心身の機能や体力を測定し、その結果にアドバイスを受けることで、健康に関する正しい知識を習得し、運動習慣の構築や生きがい対策を促進するため、福島県立医科大学等との共同事業として、65歳以上の体力測定会を実施します。

今後は、デジタル技術の活用等による身体の状態把握を取り入れるなど、事業の多角的な推進を行います。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数(人)	—	63	98	120	130	140

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(3) 筋力向上トレーニング事業

①元気高齢者運動教室（ほがらか体操教室）

概ね65歳以上の元気な高齢者を対象に、筋力の維持及び向上を図るため、高齢者向けのトレーニング機器を使用した運動教室を実施します。今後は、高齢期の課題の多様性に対応できるように教室内容を見直し、運動だけではなく栄養面や口腔機能、認知機能等の予防に働きかけ、通いの場としての受け皿にもなるように検討します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
元気高齢者運動教室 （ほがらか体操教室） 年間実施回数(回)	55	80	80	80	80	80

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

②高齢者筋力向上トレーニング事業（元気はつらつ教室）

概ね 65 歳以上の虚弱高齢者を対象に、筋力の維持及び向上を図るため、高齢者向けのトレーニング機器を使用した短期集中型の運動教室を実施します。教室開催にあたり、移動手段のない高齢者の送迎にも配慮し、運動や交流、外出などの機会の確保、栄養面や口腔機能、認知機能等の高齢期の多様な課題を予防できるように学ぶ機会を設けます。また、民間事業所等への委託も検討して、拡大に努めます。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
虚弱高齢者運動教室 （元気はつらつ教室） 年間参加者数(人)	98	134	136	140	140	140

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

（4）介護予防・生活支援サービス事業

高齢者が健康であるとともに、できる限り長く自立した生活を送ることができるよう、介護予防の大切さについて普及啓発するとともに、多様なサービスの充実化を図り、地域で住民が主体的に交流・活動できる拠点の整備を検討します。

○訪問型サービス・通所型サービス

要支援1・2の方及び総合事業対象者の訪問型サービスや通所型サービスについては、多様な生活支援ニーズに対応するため、身近な地域資源を活用しながら、サービスの充実に向けて検討していきます。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス （人/月）	227	234	245	232	232	231
通所型サービス （人/月）	552	534	529	530	530	526

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(5) 住民主体の通いの場の普及・啓発【拡充】

①週一サロンの普及・啓発

高齢者が住み慣れた身近な地域で自分らしい暮らしが継続できることを目指し、高齢者自身が週1回程度通い、運動を中心とした地域の人と交流できる機会を住民主体で設置運営できるよう支援します。また、サロンの設置状況について、関係機関に情報提供し、サロンの利用促進につなげます。

②週一サロンの拡大

高齢者の通いの場として新たな週一サロンの設置に向けての働きかけを積極的に行い、高齢者が自分の住んでいる身近な地域や、交流のある近隣の地域で、定期的に通えるよう、サロンの実施箇所数の拡大を目指します。

具体的には、2025年に国はサロンに通う高齢者の割合目標を8%としているため、本市での週一サロン実施箇所数を2026年（第10期高齢者総合計画の終期）に42箇所（※）を目標に拡大していきます。

※本市の高齢者人口11,875人（75歳以上の2026年人口の予測値）に対する8%の950人が週一サロンを利用するためには40箇所が必要となり、目標達成のためには、2026年まで3箇所/年として設定。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
週一サロン登録数(箇所)	29	29	31	34	37	40

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

③週一サロンサポーター養成・育成

高齢者が身近な地域で通える週一サロンを継続実施するために、サロン活動を支援するサポーターを育成支援します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
週一サロンサポーター登録者数(人)	157	161	161	170	180	190

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

現医療保険制度においては、75歳に到達し後期高齢者となるとそれまで加入していた医療保険制度から、後期高齢者医療保険制度の被保険者に異動することとなり、保健事業の実施主体も後期高齢者医療広域連合に移り、74歳まで実施してきた特定健診・保健指導等の情報も75歳以降には共有されない等、支援が接続していない状況にあります。

また、後期高齢者の心身の状況として、身体的脆弱性や複数の慢性疾患、認知機能や社会的繋がり低下など多面的な課題を抱え、いわゆるフレイル状態にある場合も多く、高齢者の特性を前提に、生活習慣病等の重症化を予防する取組と、生活機能の低下を防止する取組の双方を一体的に実施する必要性が高くなっています。

そのような状況の中、医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを医療、介護、保健等の必要なサービスに結び付けていくことと、社会参加を含むフレイル予防等の取組まで広げていく必要があります。

このため、後期高齢者医療担当が中心となり、健康づくり担当部局等と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進のため、企画・調整に従事する専門職を配置し地域の健康課題の分析、対象者の把握、事業の企画・調整や医療関係団体等との連絡調整を行い、地域において高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を実施します。

具体的には、ハイリスクアプローチとして、糖尿病性腎症重症化予防等を、ポピュレーションアプローチとして通いの場等においてフレイル予防をはじめとした、運動・栄養・口腔等の健康教育、健康相談を実施します。

(7) スポーツ活動の推進【新規】

健康で充実した日々を過ごすことができるよう、スポーツ推進部局と連携し、自宅や身近な場所で高齢者が参加しやすい機会の充実を図るとともに、気軽にできるスポーツの普及を図ります。

3 総合的な認知症施策の推進

国全体の認知症高齢者の数は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には約700万人になると言われ、65歳以上の約5人に1人が達すると見込まれることから、認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。

国では、令和7年（2025年）を見据え、平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を策定し、令和元年6月には「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。

認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とし、施策を推進していくこととなっています。

また、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行しており、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえて認知症施策を推進していくことが必要とされます。

本市においても、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）、認知症基本法、認知症施策推進大綱の中間評価等を踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、実効性のある認知症施策を推進していきます。

*「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味。

*「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。

1 市民への認知症の理解促進

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症についての正しい理解の普及と地域の人々が認知症の人や家族の支援に関わることができるよう、普及・啓発活動を推進します。

(1) 認知症セミナー【新規】

認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症セミナーを開催し、より多くの市民に対して認知症の理解促進を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	—	—	—	80	90	100

(2) 認知症サポーター養成講座の推進

認知症について学び、対応の仕方について理解を深めることで、学んだことを家族や友人等身近な方に伝え、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り支える認知症サポーターを養成します。

地域の人だけでなく、事業所や企業の職域等にも、認知症サポーター養成講座の開催を拡大していきます。また、65歳未満で発症する若年性認知症についての正しい知識の周知を図ります。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間養成者数(人)	169	176	190	220	230	250

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(3) 認知症キッズサポーター養成講座の実施【新規】

小・中学生に対し、認知症についての認識と理解を深め、思いやりの心を育むことで、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けができる地域づくりを目指すために、キッズサポーター養成講座を開催します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間養成者数(人)	—	—	—	30	50	70

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る人で、なにか特別なことをする人ではありません。認知症の人やその家族の「応援者」です。

※2026年（第10期高齢者総合計画の終期）に認知症サポーター1人当たりの担当高齢者数5人（県内同規模市と同等の人数）を目標とし、認知症サポーター総数4,200人を目指すため、認知症サポーター養成講座及び認知症キッズサポーター養成講座の年間養成者数の目標を年間250人以上として設定。

（4）指針の策定【新規】

認知症施策推進大綱や今後、国が策定する認知症施策推進基本計画等の内容を踏まえながら、認知症の人やその家族の意見等に基づき、認知症施策を推進するための指針について検討し策定します。

2 認知症の予防及び早期発見・早期対応の推進

認知症の早期発見・早期対応がその後の認知症の人の生活を左右するため、相談窓口の普及に努めます。また、認知症の予防のために脳の健康づくりを推進します。

(1) 認知症への気づき事業【新規】

認知症は、早期の相談や対応（治療含む）により、進行が緩やかになる場合もあることから、気軽に脳の健康チェックができるよう、市のホームページ等様々な機会を通して、「早期発見」「早期対応」につなげるための支援を行います。

(2) 認知症に関する相談窓口の普及・啓発【強化】

認知症の相談窓口や支援等をまとめた「認知症ケアパス」の積極的な活用とともに、市ホームページや広報、各種教室等あらゆる機会を通して、認知症の相談窓口となる地域包括支援センター等の普及・啓発を図ります。

(3) 認知症相談事業

認知症の早期発見、早期対応のため、もの忘れが気になる人やその家族等を対象に、脳いきいき相談（認知機能低下を評価する二段階方式等）や電話・来所相談、訪問を継続して実施し、地域包括支援センター等関係機関との連携を図ります。

(4) 脳の健康づくり事業

高齢者の認知症予防を目的として、「認知症予防を通じた脳の健康づくり」「仲間づくり」「地域社会への参加促進」を図るため、学習療法やICT等を活用した教室等を実施します。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
脳の健康づくり事業 参加者数(人)	16	23	25	30	30	30

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(5) 高齢者補聴器購入費助成事業【拡充】

高齢者の認知症予防を目的として、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に補聴器の装用を促進することで、高齢者の社会参加及び地域交流の支援を促すことから、補聴器の購入に要する費用の助成を実施します。また、今後は利用者の更なる拡大に努めます。

○事業の利用実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請者数(人)	—	—	190	190	190	190

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

3 認知症高齢者とその家族への支援の推進

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことができるよう認知症の人やその家族の視点を重視した取組を推進します。

(1) 認知症初期集中支援事業

認知症の早期診断、早期対応が重要であることから、認知症専門医と医療介護専門職で構成された「認知症初期支援チーム」により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護のサービスの調整や家族支援など、包括的、集中的に初期の支援を行い、自立生活のサポートを行います。

また、認知症初期集中支援事業の活用推進と認知症疾患医療センターや相馬郡医師会などと連携し、認知症の人やその家族への支援体制づくりを推進します。

(2) 認知症地域支援推進員活動の推進

認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症に関する相談窓口の機能充実と、認知症の理解促進に向けての取組等を実施し、認知症の人と家族を支える地域づくりの推進に努めます。

認知症地域支援推進員は、認知症の人に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症専門医療機関や介護サービスの事業者等への支援を行うとともに、地域の状況に応じ認知症の人や家族への支援体制を構築する等の役割を担います。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員による地域づくり活動(回)	7	10	18	20	22	24

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(3) チームオレンジの活動の推進【新規】

認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」の取組を推進します。

「チームオレンジ」として、認知症の人やその家族の支援ができるよう研修会等を開催し、チーム員の育成と活動を支援します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動回数(回)	—	—	—	3	5	7



出典：厚生労働省

(4) 認知症カフェの普及【拡充】

認知症の人やその家族、地域の人や専門職等、誰もが集まれる場所であり、お互いに情報を共有し合うことで、地域の人が認知症についての理解を深めるとともに、早期に専門職や適切なサービスにつながり、介護者の介護負担の軽減を図ります。今後も認知症の人が安心して暮らせる地域や在宅生活の安定を目指し、認知症カフェの参加者・場所の拡充に努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェの開催回数(回)	1	4	5	5	6	7

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

4 認知症高齢者の在宅生活支援

認知症高齢者の在宅生活を支援するため、地域住民や関係団体等との協働による見守り体制を構築するとともに、徘徊の恐れがある高齢者の情報を登録して、高齢者の安心安全の確保のための各種事業等の利用拡大及び整備に努めます。

(1) 見守り活動の推進

認知症の人が安心して日常生活を送ることができるよう、地域の身近な人たちや民生委員、認知症サポーター、定期的な集い等による地域の見守り活動を推進します。また、地域包括支援センター、関係部署等による訪問や相談を行いながら、必要に応じた支援を行います。

(2) 徘徊高齢者等早期身元特定事業

徘徊の恐れがある高齢者の情報を予め登録したQRコードシールを交付し、徘徊により保護された場合に、地域住民、警察署、消防署等と連携し早期に身元を特定することで、高齢者と擁護者の安全安心の確保に努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	37	30	50	50	60	65

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(3) 徘徊高齢者等位置情報探索機器貸与事業

徘徊の恐れがある高齢者の事故防止を図るとともに、家族介護の負担軽減を図るため、徘徊時に位置を探索できるGPS機器を貸与し、所在をインターネットにより確認し、早急に保護できるよう、高齢者の安全安心の確保に努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	—	18	34	45	60	70

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(4) 認知症高齢者等の安心安全のための支援【新規】

認知症高齢者等が安心して住み慣れた地域で生活していけるよう、認知症高齢者等の情報を事前に登録を行う等安心・安全を確保するための認知症見守りネットワークの整備を行います。

4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

子どもから高齢者まで、誰もが地域福祉の担い手として活動できる地域づくりを推進します。

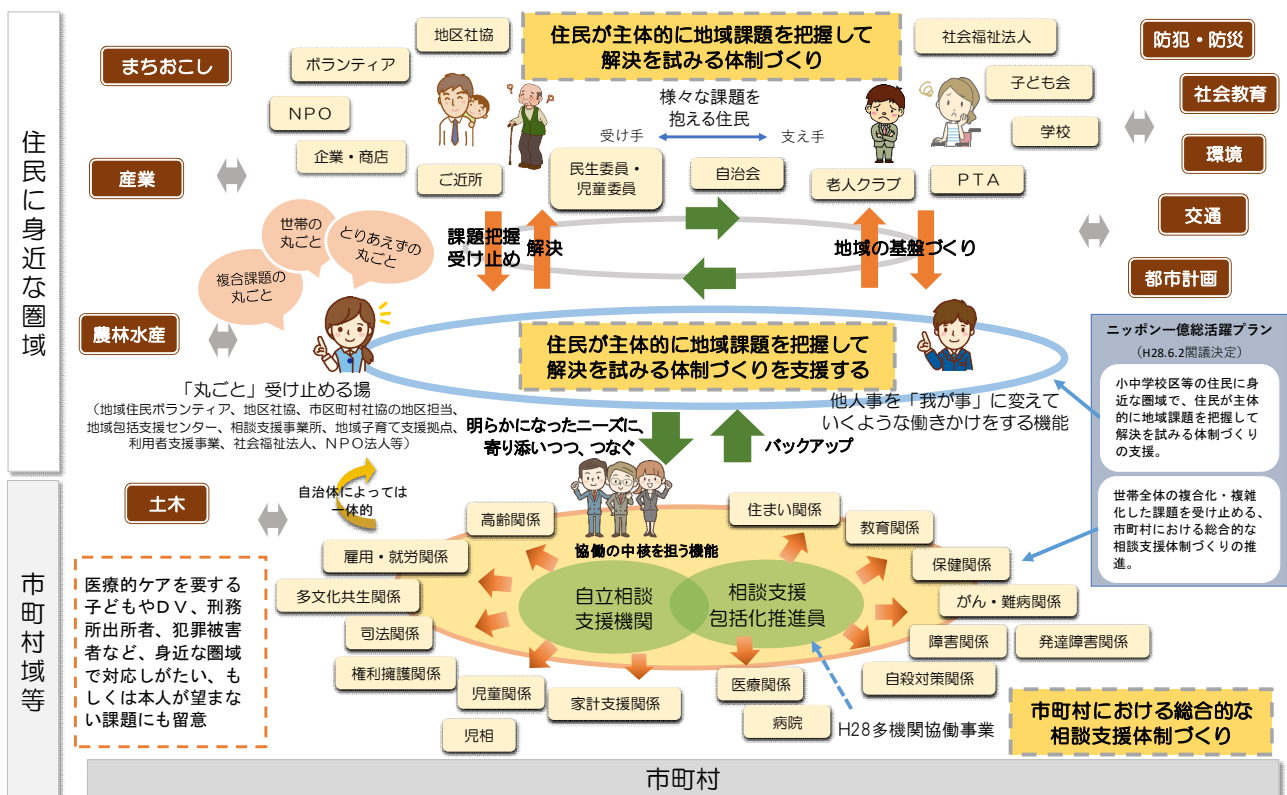
(1) 包括的支援と多様な参加・協働の推進

「地域共生社会」とは、子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人々が、それぞれの枠組み、また、支え手側と受け手側という従来の関係を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会です。

本市では、地域共生社会を見据えた取組として、高齢者部門と障がい者部門との意見交換を行い、課題の共有と改善を通して、より良いサービス提供体制の構築を図るとともに、対応が困難な個別ケースについては、検討会議において、民生委員や地域住民、関係部門の専門多職種が一堂に会しての検討を強化してきました。

今後も、地域共生社会の実現に向けて既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための仕組み（重層的支援体制整備事業）について検討していきます。

○包括的な支援体制

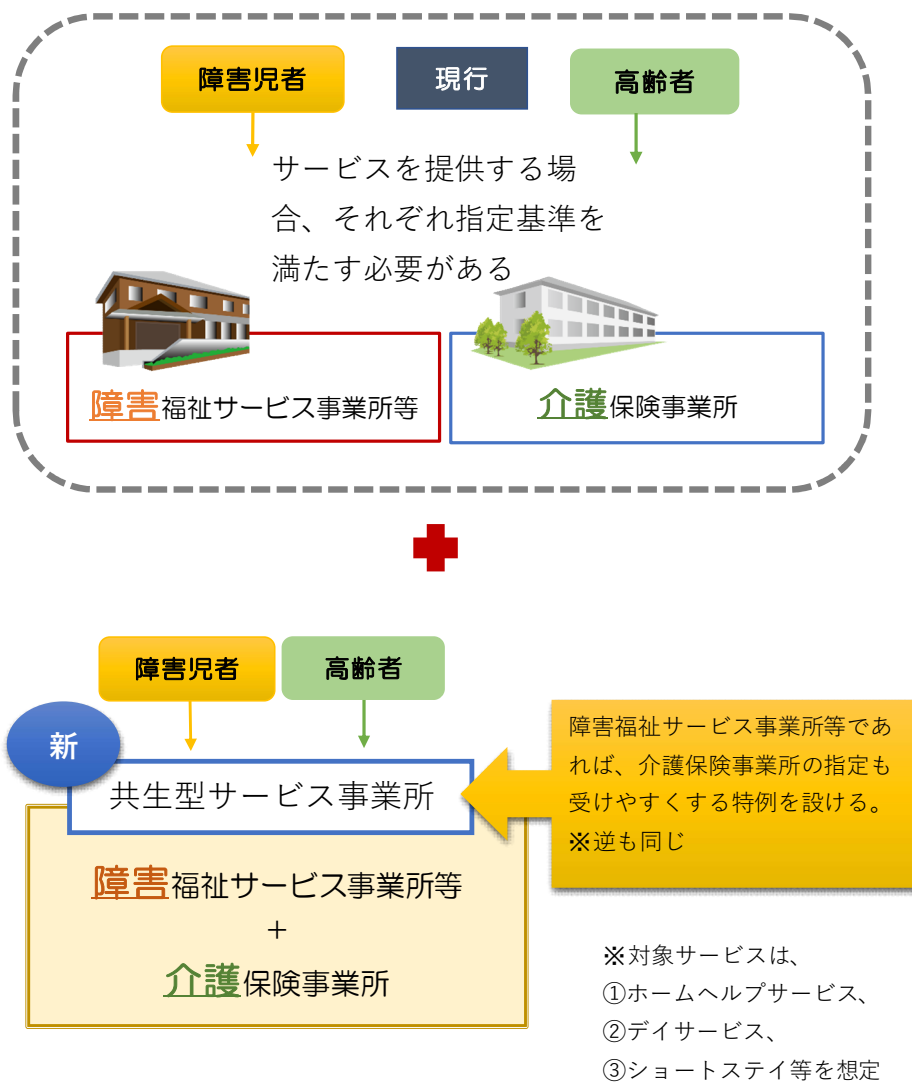


出典：厚生労働省

(2) 共生型サービスの推進

障がい者の方が65歳以上になった場合、介護保険の被保険者となるため、障がい福祉サービスの事業所から介護保険の事業所に変わらなければならないことがありました。しかし、同一事業所で障がい福祉サービスと介護サービスを一体的に提供する「共生型サービス」により継続したサービス利用が可能となることから、今後、事業者の参入希望を確認しながら体制づくりに努めます。

○共生型サービス



出典：厚生労働省資料を加工

第3章 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供

～介護保険制度の推進～

住み慣れた自宅で暮らしながら利用することのできる在宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスが必要な方には施設での安心した生活を実現するため、サービス基盤の整備と適切な事業運営に努めます。

1 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

望ましい公正な介護保険事業運営を図るため、不適切・不要なサービスの利用などにより余分な費用が生じないように、介護認定と給付の適正化に取り組むとともに、介護現場の生産性の向上の推進のため、県との連携を図ります。

(1) 地域密着型サービス事業所等への指導の実施

市が指定・指導権限を持つ、地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所等への指導を実施し、サービスの質の向上や利用者に適正なサービスが提供されるよう努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営指導実施割合(%)	100	100	100	100	100	100

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(2) サービス事業所への立入調査等の実施

利用者からの情報等に基づき、サービスが適正に提供されているかどうかを確認するため、必要に応じた事業所への立入調査や聞き取り調査の実施、あるいは書類提出を求めるなど、よりよいサービス提供の向上を図ります。

(3) 介護認定・給付の適正化

要介護認定における認定審査会の運営を公平・適正に行います。また、要介護認定の判定結果に疑義がある場合、被保険者に認定の仕組みや審査判定について責任をもって十分な説明を行います。

併せて、介護費用の適正化についても取り組んでいきます。また、介護給付適正化事業については、事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行います。

①要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施される要介護認定調査の結果に対し、認定審査会用資料としての整合性の確認漏れをなくすべく、全調査項目の内容を入念に点検します。

その際、チェック項目や記載内容に不備や疑義などがある場合は、当該調査員に直接確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査票の点検割合 (%)	100	100	100	100	100	100

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

②医療情報との突合

国民健康保険団体連合会の介護給付システムを活用した医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況の確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行っていきます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検の実施(回)	4	4	4	4	4	4

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

③ケアプランの点検

ケアプランを点検し、不適切なサービス提供が無いかを確認します。

なお、不適切なサービス提供が認められた場合、居宅介護支援事業者等に対し改善報告を求め、適正なサービスの提供に努めます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検(回)	1	1	1	1	1	1

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

④住宅改修の点検

住宅改修において受給者の状況にそぐわない不適切・不要な改修を行っていないか、工事見積書・竣工写真等を点検します。

また、住宅改修がより受給者に合った改修となるかを点検するため、理学療法士・作業療法士等に意見等を求められるよう取り組みます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修の点検割合(%)	100	100	100	100	100	100

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(4) 介護保険料収納率の確保・向上【強化】

本市の第1号被保険者の介護保険料の収納率は、震災以降、減免等が継続されていたため、第8期計画期間の3か年の平均は、全体としては約96%で推移しています。第9期計画期間の介護保険料の推計にあたっては、予定保険料収納率を3か年平均で94.5%と見込んでいますが、介護保険事業を安定的に運営するとともに、被保険者相互の負担の公平の確保のため、収納率の確保・向上に取り組みます。

(5) 介護職員等専門人材の養成・確保の支援

本市の介護施設においては、東日本大震災や原発事故の影響から、介護職員不足が深刻化しており、介護サービスを維持するための人材確保が喫緊の課題となっています。

このことから、本市の介護サービスの維持、充実を図るため、介護に携わる職員の養成・確保を図ります。

①介護職員初任者研修講座等の開催

市において介護職員を養成・確保することを目的とした介護職員養成事業を実施するとともに、介護事業所への就業に向けた就職説明会を開催し、人材の確保・就業促進に努めます。

○事業の実績と目標・見込み

	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初任者研修	養成講座開催回数(回)	2	2	2	2	2	2
	受講者数(人)	26	23	28	35	35	35
	資格取得者数(人)	25	19	27	35	35	35
実務者研修	養成講座開催回数(回)	2	2	2	2	2	2
	受講者数(人)	15	22	22	30	30	30
	資格取得者数(人)	13	21	22	30	30	30

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

②介護職員の復職・再就職支援講座の開催

介護福祉士やホームヘルパー等の有資格者で、福祉の現場から一度離れた方の再就職支援に向け、介護福祉士会と連携し、復職・再就職に向けた講座等を開催し、施設への就業を促進することで人材の確保に努めます。

(6) 介護人材における外国人の受入れ支援

開発途上地域等の経済発展を担う人づくりに寄与し、国際貢献の推進を行う市内の介護事業所が、外国人受入れに係る各制度（経済連携協定、外国人技能実習制度等）の趣旨に沿って、外国人を円滑に受け入れられるように支援します。

(7) 介護事業所の介護職員・看護職員不足解消対策

みらい育成修学資金事業を実施し、同事業により介護福祉士、社会福祉士、看護師等の免許・資格を取得した方が、一定期間市内介護事業所で勤務した場合に貸付金の返還債務を免除し、市内の介護事業所における人材不足解消に努めます。

(8) 介護職員合同就職説明会の実施

市内の介護・障がい福祉事業所では、東日本大震災の影響等により深刻な職員不足が続いており、この状況を改善するため、介護、障がい福祉事業所及び医療機関等による合同就職説明会を開催します。

(9) 介護事業所の介護職員就労継続支援【強化】

市内介護事業所における職員不足に対応するため、市内介護事業所に正規職員として就労した介護職員等に、一定期間就労後に、介護事業所就労支援助成金を支給し、職員の継続した就労を図るなど、継続支援に努めます。

(10) 南相馬市保育・介護・医療等人材バンク【新規】

市内の医療・介護体制整備の一つとして、市内外における医療・介護などの有資格者等の掘り起こしのため、登録対象を拡充することで、職員不足の改善を図ります。

2 介護保険サービスの充実

介護を要する状態となった高齢者が地域で安心して暮らせるよう、介護サービス提供体制の確保と利用支援の充実を図ります。

(1) 介護サービス基盤の整備とサービス必要量の確保【強化】

地域包括ケア「見える化」システム等を活用しながら、要支援・要介護認定者に必要なサービスを確保します。

(※詳細については、第Ⅲ部「介護保険事業計画」を参照)

(2) サービス利用の支援

①制度及びサービスの周知

介護保険サービスを必要とする高齢者やその家族に、制度の概要やサービスの内容、介護保険料など必要な情報がわかりやすく伝わるよう、広報紙やパンフレット等の配布を活用した周知に努めます。さらに、出前講座などの機会を捉えて、制度とサービスの周知を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
制度等の広報回数(回)	6	5	5	6	5	5

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

②制度の利用を容易にするための施策

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、利用制限を受けることがないよう、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③サービス利用に関する相談支援と苦情への対応

サービス利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制の充実を図り、その改善を支援します。

3 介護サービスの質の充実

介護サービスについて、サービス提供の「量」の確保と同時に、サービスの「質」の向上を図ることで、要支援・要介護認定者の安心感と満足感を高めます。

(1) 介護サービス提供事業者の活動環境の整備

介護サービス提供事業者が利用者に、より良質のサービスを効果的に提供できるように、市が事業者に対して積極的な情報提供を進めるとともに、市と事業者、あるいは事業者同士の情報交換などのコミュニケーションを通じてサービスの質の向上を図ります。

①情報交換会の開催

介護サービス等を効果的に提供するため、状況に応じて介護事業所との情報交換会を行い、サービスの質の向上を図ります。また、市で開催する各種会議においても適宜情報交換を行います。

②介護ロボット・ICTの導入支援

少子高齢化が進展し、介護職員不足が続く中、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、ケアの質を確保しながら、必要なサービス提供が行えるよう、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠であります。

そのため、介護現場の業務効率化及び介護に携わる職員の負担軽減につなげるため、市・県などによる導入助成制度の周知を図るなど、関係機関と連携しながら、市内各事業所における導入を支援します。

4 介護者への支援

自宅で家族を介護する方への支援として、在宅介護に必要な知識・技術の習得や介護用品の助成や交流機会の提供などを通じて、高齢者を身近で支える家族介護者への支援の充実に努めます。

(1) 家族介護教室事業

要介護高齢者を現に介護している家族を対象に、介護を担う家族の負担軽減と、適切な介護知識・技術の習得を支援します。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	139	220	248	300	400	400
開催回数(回)	14	15	16	16	16	16

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(2) 紙おむつ・介護用品助成事業

在宅で介護を受けている寝たきりや認知症の状態にある高齢者が介護用品を使用する場合、その購入に要する費用の一部を助成することにより、当該高齢者を介護する家族の経済的負担の軽減と在宅福祉の増進を図ります。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数(件)	1,382	1,477	1,517	1,550	1,660	1,770

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(3) 家族介護者交流事業

要介護高齢者を現に介護している家族を対象に、交流会を通して介護に関する情報交換等を行うことにより、リフレッシュと介護負担の軽減を図るとともに、介護に関する悩みの解決などにつなげていきます。

○事業の実績と目標・見込み

単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	79	74	90	120	120	120
開催回数(回)	9	10	8	8	8	8

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

(4) 仕事と介護・子育ての両立が可能な環境の醸成

介護や育児等による離職防止のため、介護や子育てをしている人たちが働きやすい職場づくりに取り組む企業へ「魅力ある職場環境づくり事業補助金」等を活用し、仕事との両立が可能な環境づくりを推進します。

5 非常時における介護事業所等の業務継続への支援

令和3年度の介護報酬改定により、介護事業所に対する業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられ、令和6年4月以降はすべての介護事業所が業務継続計画を策定し、災害などの緊急事態に備えておく必要があります。

近年は広域な災害のほか、大雨・洪水などの局地で発生する自然災害もあり、一部の事業所だけが被災する状況も発生する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症のほか既存の感染症の同時流行や、自然災害と感染症拡大の同時発生という事態も考えられます。

介護事業所等が策定した業務継続計画が、有事の際に有効に活用できるよう、訓練の実施や非常時に備えた物資の調達・備蓄などを啓発するほか、定期の業務継続計画の確認・見直しを促進します。

また、非常時における業務の継続やサービス提供に関し、事業所や法人を越えた連携・応援体制の構築に向けた検討を、介護事業所等とともに推進します。

（１）自然災害への対策支援

自然災害が発生した場合は、深刻な人的被害が生じる危険性があり、利用者と職員の安全確保とともに職員の労働環境が過酷になることが懸念されます。事業所の業務継続限界点の引き上げを目標に、避難訓練の実施や防災啓発活動、食料、飲料水、生活必需品、燃料、防寒対策、その他の物資の備蓄・調達状況の定期的な確認を、事業所と連携して推進します。

（２）感染症への対策支援

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ等により、感染症の拡大リスクが日常的にあり得る状況と考えられます。高齢者は感染症による重症化リスクが高ことから、感染症発生・拡大を想定した訓練の実施や感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービス確保に向けた連携体制の構築を推進するとともに、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等職員への感染症に関する研修を継続します。

また、感染症発生時の必要な物資については、事業所に適切な備蓄と対応長期化に備えた調達体制の確保を促します。

第Ⅲ部 介護保険事業計画

第1章 介護サービスの見込量

1 居宅系サービスの充実

(1) 居宅サービス/介護予防サービス

在宅において自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

在宅医療のニーズや整備状況も踏まえ、介護給付対象サービスの種類ごとの量を見込みます。

○居宅サービス・介護予防サービスの一覧と市内事業者数

(令和5年7月末現在)

①訪問介護(ホームヘルプサービス)	事業者数
訪問介護員(ホームヘルパー)や介護福祉士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等の必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。	13
②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護	事業者数
要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスです。	1
③訪問看護／介護予防訪問看護	事業者数
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。	4
④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション	事業者数
病院・診療所または介護老人保健施設等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。	0
⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導	事業者数
要支援者・要介護者に対して、病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が自宅を訪問して療養上の管理指導を行うサービスです。	— ※

※保険医療機関・保険薬局であれば介護保険事業所としての指定があったとみなされます。

第1章 介護サービスの見込量

⑥通所介護(デイサービス)	事業者数
要介護者が老人デイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を受けるサービスです。	13
⑦通所リハビリテーション(デイケア)／介護予防通所リハビリテーション	
要支援者・要介護者が介護老人保健施設や病院、診療所に通い、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。	3
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)／介護予防短期入所生活介護	
要支援者・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を受けるサービスです。	6
⑨⑩短期入所療養介護(ショートステイ)／介護予防短期入所療養介護	
要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を受けるサービスです。	4
⑪特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護	
有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援者・要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練療養上の世話を行うサービスです。	0
⑫福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与	
要支援者・要介護者に対して、心身の状態や希望、環境を踏まえ適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い貸与するサービスです。	7
⑬特定福祉用具購入費支給／特定介護予防福祉用具購入費支給	
要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具(入浴用品や排せつ用品)を購入したとき、購入費の9割等、介護保険給付対象相当額を支給するサービスです。	7
⑭住宅改修費支給／介護予防住宅改修費支給	
要支援者・要介護者に対して、手すり取付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行ったとき、改修費の9割等、介護保険給付対象相当額を支給するサービスです。	—

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

< 現状と課題 >

訪問介護は、13 事業所がサービス提供を行っています。サービス提供の実情は、身体介護が中心ですが、軽度者においては生活援助が中心となっています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	要介護 1～5	99,168 回	115,728 回	124,285 回
		4,248 人	4,692 人	4,992 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、サービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	要介護 1～5	131,729 回	138,434 回	140,251 回
		5,280 人	5,592 人	5,772 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

< 現状と課題 >

市内では、1事業所によりサービスが提供されています。現状では必要な供給量を満たしているとはいえないことから、サービス基盤の整備について検討していきます。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	要介護 1～5	2,760 回	4,140 回	5,868 回
		492 人	720 人	996 人
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	84 回	156 回	120 回
		24 人	24 人	24 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	要介護 1～5	5,975 回	6,170 回	6,116 回
		1,020 人	1,044 人	1,044 人
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	120 回	120 回	120 回
		24 人	24 人	24 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

< 現状と課題 >

市内では、4事業所によりサービスが提供されています。

在宅での医療的管理が必要な要支援・要介護者等の増加に対し、供給量が確保されているか在宅医療の充実を図る観点からも注視していく必要があります。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	要介護 1～5	19,104 回	23,784 回	27,434 回
		2,124 人	2,556 人	2,676 人
介護予防訪問看護	要支援 1・2	3,660 回	5,252 回	6,192 回
		528 人	708 人	744 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、サービス利用を要介護は増加傾向、要支援は同水準を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

利用者を継続的にサポートしていく必要なサービスであり、他の介護サービスの提供内容やケア内容の確認のため、主治医、ケアマネジャーやサービス事業者などとの連携体制の充実に努めます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	要介護 1～5	29,009 回	29,971 回	30,851 回
		2,820 人	2,916 人	3,000 人
介護予防訪問看護	要支援 1・2	6,119 回	6,365 回	6,365 回
		804 人	840 人	840 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

< 現状と課題 >

平成24年11月に東日本大震災復興特例区域法により期間限定で1事業所が開設されましたが、令和3年8月に閉所し、現在は、訪問リハビリテーションの事業所は市内にありません。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	5,748 回	684 回	587 回
		516 人	60 人	48 人
介護予防 訪問リハビリテーション	要支援 1・2	2,076 回	72 回	228 回
		228 人	12 人	12 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。今後は、在宅生活の支援、介護予防の観点からも、リハビリテーションの意義は大きいことから、サービス基盤の整備について検討していきます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	要介護 1～5	587 回	587 回	587 回
		48 人	48 人	48 人
介護予防 訪問リハビリテーション	要支援 1・2	228 回	228 回	228 回
		12 人	12 人	12 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

＜ 現状と課題 ＞

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理指導を行うサービスで、保険医療機関及び保険薬局等、介護保険事業所としてみなされている事業所によりサービスが提供されています。

主治医の判断により提供が決まるサービスですが、ケアマネジャーが介護サービス提供事業者と医師との橋渡し役を担い、医療・保健・介護の総合的な見地からサービスが提供できる体制が求められています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	要介護 1～5	2,004 人	2,112 人	2,232 人
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	216 人	240 人	456 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

人数は1月当たりの利用者数×12月

＜ 今後の見込み・方策 ＞

第8期の実績等から、第9期については、要介護、要支援ともにサービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

在宅医療の充実と医療・介護連携を図る観点からも今後サービス利用の増加が想定されます。

また、医療・保健・介護の総合的な見地から主治医、薬剤師等の理解を求め、ケアマネジャーや介護サービス事業者等との連携を図っていきます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	要介護 1～5	2,268 人	2,340 人	2,280 人
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	480 人	540 人	540 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑥ 通所介護（デイサービス）

< 現状と課題 >

要支援・要介護認定者及び介護する家族にも広く浸透しているサービスです。本市では、13事業所で提供しており、一定程度の供給量は確保されています。

本サービスについては、本人にとっては外出機会や閉じこもり予防に効果があること、また、家族にとっては介護等の負担が一時的に軽減されることなどが、多く利用される背景と考えられます。

全体的に今後も利用者の増加が見込まれるため、希望者に対し、質、量ともに十分なサービス提供ができる体制が必要です。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	要介護 1～5	89,364 回	87,972 回	84,240 回
		8,220 人	8,088 人	7,764 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、サービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

介護度の重度化防止や家族の介護等負担軽減を図る観点からも、居宅サービスの中心的サービスの1つであり、今後も同等からそれ以上の給付水準で推移すると見込まれます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	要介護 1～5	86,881 回	88,230 回	88,230 回
		8,004 人	8,124 人	8,124 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

< 現状と課題 >

市内の老人保健施設において、理学療法士や作業療法士などのリハビリテーションの専門職により現在3事業所でサービス提供が行われています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所リハビリテーション	要介護 1～5	12,768 回	12,660 回	13,490 回
		1,500 人	1,548 人	1,716 人
介護予防 通所リハビリテーション	要支援 1・2	720 人	744 人	696 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、要介護は増加傾向、要支援は同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

介護予防や介護度の重度化防止の観点から提供事業者に対して運動機能維持・向上、口腔ケア等のメニューやサービス内容の一層の充実を働きかけていきます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション	要介護 1～5	14,165 回	14,860 回	15,551 回
		1,800 人	1,884 人	1,968 人
介護予防 通所リハビリテーション	要支援 1・2	720 人	780 人	804 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

< 現状と課題 >

市内では、6事業所によりサービスが提供されています。

避難先における市外事業所のサービス利用もあり、稼働状況は高い水準にあります。

また、定期利用している人がいるため、介護者が病気や用事などの緊急時に利用できない状況にならないよう、適正な運用が図られるよう働きかけていくことも必要です。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	要介護 1～5	22,992 日	24,264 日	23,645 日
		3,420 人	3,324 人	3,372 人
介護予防 短期入所生活介護	要支援 1・2	1,872 日	1,776 日	1,476 日
		468 人	432 人	360 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定

日数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

緊急的な一時入所など、ニーズが多いサービスであり、また地域包括ケアを支える後方支援としての機能にもなることから、在宅介護の維持、充実を図るため、適正な運用が図られるよう働きかけていきます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護	要介護 1～5	23,840 日	24,238 日	24,238 日
		3,396 人	3,444 人	3,444 人
介護予防 短期入所生活介護	要支援 1・2	1,649 日	1,649 日	1,649 日
		396 人	396 人	396 人

日数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

⑨ 短期入所療養介護(ショートステイ)／介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)

< 現状と課題 >

短期入所療養介護は、介護老人保健施設によりサービスが提供されています。介護老人福祉施設の短期入所生活介護とは異なり、短期入所定員として区分されておらず、空いているベッドを短期入所に振り分けるため、長期入所者を中心に相当数のベッドを充当した後、短期入所に一定数のベッドを確保している状況です。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	要介護 1～5	4,596 日	4,068 日	5,419 日
		744 人	672 人	744 人
介護予防 短期入所療養介護	要支援 1・2	408 日	420 日	510 日
		96 人	84 人	120 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
日数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

このサービスも地域包括ケアを支える後方支援の役割を担うことになります。介護者が緊急の時など、必要なときにサービスが利用できるよう、居宅介護支援事業所等との連携に努めます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護	要介護 1～5	5,743 日	5,743 日	5,743 日
		792 人	792 人	792 人
介護予防短期入所療養介護	要支援 1・2	510 日	510 日	510 日
		120 人	120 人	120 人

日数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

⑩ 短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）

< 現状と課題 >

短期入所療養介護は、1 医療機関のみサービスが提供されています。介護老人福祉施設の短期入所生活介護とは異なり、短期入所定員として区分されておらず、介護保険適用の療養病床を短期入所に振り分けるため、長期入所者を中心に療養病床を充当した後、短期入所に一定数を確保している状況です。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	要介護 1～5	36 日	108 日	217 日
		12 人	12 人	12 人
介護予防 短期入所療養介護	要支援 1・2	0 日	0 日	0 日
		0 人	0 人	0 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
日数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護	要介護 1～5	217 日	217 日	217 日
		12 人	12 人	12 人
介護予防 短期入所療養介護	要支援 1・2	0 日	0 日	0 日
		0 人	0 人	0 人

日数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

⑪ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

< 現状と課題 >

有料老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウスへ入所し、さらにその施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上のサービスを受けることができます。避難先における施設利用や緊急的な入所措置により、要支援認定者、要介護認定者ともに利用しています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	1,068 人	1,080 人	1,056 人
介護予防 特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	168 人	192 人	180 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

地域包括ケアシステム構築の要素の一つである「住まい」にも関係するサービスであることから、提供量の確保に努めます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	1,092 人	1,092 人	1,092 人
介護予防 特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	180 人	180 人	180 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑫ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

< 現状と課題 >

要支援について、利用者は増加傾向にあります。ただし、軽度の方については、過度なサービスが提供されることにより身体機能の低下を助長し、廃用症候群などを引き起こすおそれもあるため、利用者の自立支援の観点からの適切なサービス提供が求められます。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	要介護 1～5	10,440 人	10,884 人	11,268 人
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	5,040 人	5,220 人	5,076 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、要介護、要支援ともに、サービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

また、必要性を的確に考慮した上で福祉用具の貸与が行われるように、介護度が軽度の方に対する福祉用具貸与の確認事務等により、給付の適正化に向けて事業者やケアマネジャーに対する指導や支援を行います。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	要介護 1～5	11,436 人	11,508 人	11,460 人
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	5,160 人	5,220 人	5,220 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑬ 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

< 現状と課題 >

要支援、要介護ともに、利用者は横ばい傾向にあります。品目としては、入浴補助用具などの購入が多くなっています。

引き続き、サービス利用希望者が安心して購入できるよう、サービス内容の周知や事業所に対する指導・支援が必要です。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具購入費	要介護 1～5	168 人	192 人	168 人
特定介護予防福祉用具 購入費	要支援 1・2	108 人	108 人	144 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第9期については、購入品目が追加になることからサービス利用の増加を見込みます。

福祉用具の購入については、購入された福祉用具が利用者の身体状況に適したものとなっているか、適正な価格となっているか等を確認し適正給付に向けて事業者やケアマネジャーに対する指導や支援を行います。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入費	要介護 1～5	300 人	300 人	300 人
特定介護予防福祉用具 購入費	要支援 1・2	180 人	240 人	240 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑭ 住宅改修／住宅改修（介護予防）

< 現状と課題 >

要支援、要介護ともに、利用者は横ばい傾向にあります。手すりの取付けや段差解消などの住宅改修を行うことにより生活環境を整備することが目的ですので、サービスの利用にあたっては、利用者の今後の日常生活に対する希望を第一に考えて適切な工事を行うことが求められます。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修	要介護 1～5	60 人	48 人	60 人
介護予防住宅改修	要支援 1・2	72 人	72 人	60 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、下表のとおりサービス利用を見込みます。

介護保険サービスの一つとしての適正利用を推進するため、住宅改修の工事内容が利用者の身体状況に適しているか、工事価格が適切か等を書類で点検するとともに、必要な場合には現地調査を行います。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修	要介護 1～5	120 人	96 人	96 人
介護予防住宅改修	要支援 1・2	96 人	60 人	60 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

(2) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。事業者の指定・指導権限は所在地の市町村にあり、原則としてその市町村の被保険者のみがサービスを利用できます。

また、県と連携を図り、広域利用に係るに関する事前同意等の調整を検討します。

○地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスの一覧と事業者数 (令和5年7月末現在)

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業者数
重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。	0
②夜間対応型訪問介護	事業者数
24時間安心して生活できるように、定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護サービスを提供するサービスです。	0
③認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護	事業者数
認知症の要支援・要介護認定者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。	1
④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護	事業者数
要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。	1
⑤認知症対応型共同生活介護(グループホーム)／介護予防認知症対応型共同生活介護	事業者数
グループホームに入居している認知症の要支援者・要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを提供し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援するサービスです。	6
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	事業者数
定員29人以下の有料老人ホームなどの特定施設に入居している要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援するサービスです。	0

第1章 介護サービスの見込量

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業者数
定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入居している要介護認定者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理等のサービスを提供し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援するサービスです。	1
⑧看護小規模多機能型居宅介護	事業者数
要介護度が高く、医療ニーズの高い要介護者に柔軟に対応するため、同一の事業所から、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するサービスです。	1
⑨地域密着型通所介護	事業者数
利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業で、要介護者が通いで、入浴、排せつ、食事等の介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を受けるサービスです。	9

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

< 現状と課題 >

現在、市内に提供事業所はありませんが、避難先において利用されているサービスです。今後、利用状況やニーズを踏まえ、市内のサービス基盤の整備を検討していく必要があります。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護 1～5	48 人	48 人	48 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

市内でのサービス事業者の参入見通しがないため、第8期の実績等から第9期についても同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護 1～5	48 人	48 人	48 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

② 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

< 現状と課題 >

現在、市内では1事業所においてサービスが提供されています。今後、利用状況やニーズを踏まえ、市内のサービス基盤の整備を検討していく必要があります。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	1,476 回	1,584 回	2,323 回
		156 人	156 人	168 人
介護予防 認知症対応型通所介護	要支援 1・2	0 回	0 回	0 回
		0 人	0 人	0 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から第9期については、サービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

今後はニーズの把握に努め、単独型による事業所、社会福祉施設等への併設型事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等において行われる共用型事業所など、効率的なサービス提供方法及び整備の在り方を検討していきます。

なお、要支援者の方によるサービス利用については、過去の実績がないため、第9期期間中は見込んでおりません。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	2,548 回	2,772 回	2,772 回
		180 人	192 人	192 人
介護予防 認知症対応型通所介護	要支援 1・2	0 回	0 回	0 回
		0 人	0 人	0 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

③ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

< 現状と課題 >

現在、1事業所においてサービスが提供されています。利用に際しては、登録制となっており、「通い」と「泊まり」、「訪問」を組み合わせるサービスにより、利用者の多様なニーズへの柔軟な対応が図られています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	324 人	336 人	324 人
介護予防 小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	24 人	12 人	0 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から第9期については、同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

このサービスは、登録制で利用定員が決まっているため、利用者が定員に達した場合には、他のサービスの総合的な利用調整を図り利用希望者のニーズに対応することが求められます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	336 人	336 人	336 人
介護予防 小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	12 人	12 人	12 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護

< 現状と課題 >

現在、市内では震災の影響により1事業所の再開が遅れておりますが、6施設においてサービスが提供されています。

また、避難先において特例的なサービス利用者がいます。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	1,284 人	1,164 人	1,344 人
介護予防 認知症対応型共同生活介護	要支援 1・2	0 人	0 人	0 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第9期については、新設・再開予定の事業所があることからサービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。認知症高齢者が増加している状況において、利用者本人や家族を地域で支える重要なサービスであることを踏まえ、提供量と質の確保に努めます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	1,452 人	1,776 人	1,992 人
介護予防 認知症対応型共同生活介護	要支援 1・2	0 人	0 人	0 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

< 現状と課題 >

現在、市内に提供事業所はありません。定員 29 人以下の有料老人ホームなどの特定施設に入居している要介護者に、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援するサービスです。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型 特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	24 人	0 人	0 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

市内でのサービス事業者の参入見通しがないことから、第8期の実績等から第9期期間中は見込んでおりません。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型 特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	0 人	0 人	0 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

< 現状と課題 >

市内では1事業所においてサービスが提供されています。家庭的な雰囲気と地域や家庭等との結びつきを重視したサービス提供が求められています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護1～5	240 人	240 人	228 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第9期については、新設予定の事業所があることからサービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

施設サービスの必要性が高い方が優先的に利用できるようサービス提供の適正化を図るとともに、サービスの質の確保と向上を事業者に対して働きかけていきます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護1～5	228 人	228 人	576 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑦ 看護小規模多機能型居宅介護

< 現状と課題 >

現在、1事業所においてサービスが提供されています。利用に際しては、登録制となっており、「通い」と「泊まり」、「訪問」を組み合わせるサービスにより、利用者の多様なニーズへの柔軟な対応が図られています。

要介護度が高く医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することを支えるサービスとなっています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	36 人	48 人	108 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第9期については、新設された事業所があることからサービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

このサービスは、登録制で利用定員が決まっているため、利用者が定員に達した場合には、他のサービスの総合的な利用調整を図り利用希望者のニーズに対応することが求められます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	348 人	348 人	348 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

⑧ 地域密着型通所介護（デイサービス）

< 現状と課題 >

利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業で、現在、市内では9事業所においてサービスが提供されています。本サービスについては、本人にとっては外出機会や閉じこもり予防に効果があること、また、家族にとっては介護等の負担が一時的に軽減されることなどが、多く利用される背景と考えられます。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	要介護 1～5	24,036 回	22,548 回	23,470 回
		2,352 人	2,364 人	2,568 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から第9期については、サービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	要介護 1～5	23,680 回	23,792 回	23,792 回
		2,592 人	2,604 人	2,604 人

回数は年間累計の数、人数は1月当たりの利用者数×12月

(3) 居宅介護支援／介護予防支援

○サービス内容と市内事業者数

(令和5年7月末現在)

居宅介護支援／介護予防支援	事業者数
要介護者・要支援者が居宅において日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、本人や家族の要望などを踏まえ、利用する居宅サービスの種類、内容等の計画(ケアプラン)を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整を行うサービスです。	18

< 現状と課題 >

要介護者を対象とする居宅介護支援は、現在、市内18事業所及び近隣の事業者が、要支援者を対象とする介護予防支援は地域包括支援センターが中心となってサービス提供を行っています。

居宅(介護予防)サービスの利用の増加に呼応して、ケアプラン作成件数も高い水準にあり、ケアマネジャーの不足が問題となっています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	要介護 1～5	15,492 人	15,576 人	15,912 人
介護予防支援	要支援 1・2	6,132 人	6,252 人	6,096 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第8期の実績等から、第9期については、要介護については増加傾向の、要支援については同水準のサービス利用を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

本サービスは介護保険制度の根幹をなすものと言え、ケアプランの適正化等、公正な利用がなされるよう事業者に対し指導します。

利用者の状態にあったケアプランが作成され、利用者の満足と要介護状態改善につながるよう、サービスの質の向上を目指し、ケアマネジャー対象の研修会の開催支援などに取り組みます。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	要介護 1～5	16,092 人	16,200 人	16,116 人
介護予防支援	要支援 1・2	6,132 人	6,132 人	6,108 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

2 施設サービスの充実

介護保険施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者の方に、施設において生活支援を行うものです。

○介護保険施設サービスの一覧と市内の施設数

(令和5年7月末現在)

①指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	市内の施設	
	施設数	定員数
身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とした在宅介護が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等日常生活介護や療養上の世話を行う施設サービスです。	5	385
②介護老人保健施設(老人保健施設)	市内の施設	
	施設数	定員数
症状が安定している要介護者に対し、在宅の生活への復帰を目指して看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う施設サービスです。	3	260
③介護医療院(平成30年度に新たに創設された施設)	市内の施設	
	施設数	定員数
介護療養型医療施設の転換先等として平成30年度から新たに創設された施設です。 慢性期の医療及び介護ニーズへの対応のため、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。	1	53

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

< 現状と課題 >

現在、市内5施設によりサービスが提供されています。震災以降、避難先における被災高齢者の緊急的な入所措置等により、入所者は大きく増加しましたが、その後は同水準のサービス利用量となっています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	要介護 1～5	4,596 人	4,524 人	4,428 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第9期については、再開予定の施設があることからのサービス利用の増加を見込みます。

特例入所も含め、地域の実情を踏まえた適切な運用を図ります。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	要介護 (1・2) 3～5	4,500 人	4,620 人	4,740 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

(2) 介護老人保健施設(老人保健施設)

< 現状と課題 >

現在、市内3施設によりサービスが提供されています。

介護老人保健施設の役割である「医療」「リハビリテーション」「在宅復帰」の一層の充実に努め、新たなニーズに応えながら、引き続き地域包括ケアに寄与することが求められています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	要介護 1～5	3,900 人	3,864 人	3,396 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第9期については、再開予定の施設があることからサービス利用の増加を見込みます。

介護老人保健施設の本来の機能が発揮されるよう、施設退所から在宅生活への移行を支援し、自宅に帰っても安心して暮らせるような生活支援施策の充実に努めます。また、その促進によって新たな入所やショートステイ利用等ベッドの有効活用を図ります。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	要介護 1～5	3,636 人	3,756 人	3,756 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

(3) 介護医療院

< 現状と課題 >

現在、市内の1医療機関によりサービスが提供されています。

本市では令和元年より本サービスが提供されおり、自宅療養介護の困難な方を受け入れています。

○サービスの利用状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	要介護 1～5	588 人	564 人	552 人

令和5年度の実績値については、7月末をベースに見込値算定
人数は1月当たりの利用者数×12月

< 今後の見込み・方策 >

第9期については、新設予定の事業所があることからサービス利用の増加を見込みます。具体的な見込み量は下表のとおりです。

○サービスの利用見込み

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院	要介護 1～5	552 人	552 人	780 人

人数は1月当たりの利用者数×12月

第2章 介護保険事業費

1 介護サービス給付費の見込み

各サービスの見込みに基づいて給付費を算出した結果、第9期介護保険事業計画期間である令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの本市におけるサービス給付費の年度ごとの推移は以下のようになりました。

（1）介護予防サービス給付費（予防給付）

介護予防サービス給付費は、3年間合計で約5億3千万円の費用を見込んでいます。

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護予防サービス				
① 介護予防訪問入浴介護	1,102	1,103	1,103	3,308
② 介護予防訪問看護	26,172	27,261	27,261	80,694
③ 介護予防訪問リハビリテーション	753	754	754	2,261
④ 介護予防居宅療養管理指導	5,895	6,625	6,625	19,145
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	28,128	30,896	31,988	91,012
⑥ 介護予防短期入所生活介護	12,231	12,246	12,246	36,723
⑦ 介護予防短期入所療養介護（老健）	4,571	4,576	4,576	13,723
⑧ 介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
⑨ 介護予防福祉用具貸与	39,481	39,969	39,969	119,419
⑩ 特定介護予防福祉用具購入費	4,961	6,631	6,631	18,223
⑪ 介護予防住宅改修	11,223	6,968	6,968	25,159
⑫ 介護予防特定施設入居者生活介護	15,016	15,035	15,035	45,086
⑬ 介護予防支援	28,157	28,192	28,081	84,430
介護予防サービス給付費計	177,690	180,256	181,237	539,183

(2) 居宅サービス給付費

居宅サービス給付費は、3年間合計で約82億円の費用を見込んでいます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
居宅サービス				
① 訪問介護	428,488	451,149	457,677	1,337,314
② 訪問入浴介護	82,700	85,488	84,768	252,956
③ 訪問看護	168,338	174,495	179,103	521,936
④ 訪問リハビリテーション	1,964	1,966	1,966	5,896
⑤ 居宅療養管理指導	30,550	31,548	30,736	92,834
⑥ 通所介護	808,363	822,508	822,508	2,453,379
⑦ 通所リハビリテーション	145,657	152,489	158,357	456,503
⑧ 短期入所生活介護	230,217	234,664	234,664	699,545
⑨ 短期入所療養介護(老健)	70,292	70,381	70,381	211,054
⑩ 短期入所療養介護(病院等)	2,720	2,724	2,724	8,168
⑪ 福祉用具貸与	197,884	199,277	198,337	595,498
⑫ 特定福祉用具購入費	11,079	11,079	11,079	33,237
⑬ 住宅改修	11,677	9,370	9,370	30,417
⑭ 特定施設入居者生活介護	260,757	261,087	261,087	782,931
⑮ 居宅介護支援	245,950	248,055	246,640	740,645
居宅サービス給付費計	2,696,636	2,756,280	2,769,397	8,222,313

(3) 地域密着型サービス給付費

地域密着型サービス給付費は、3年間合計で約33億円の費用を見込んでいます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
地域密着型サービス				
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,656	14,675	14,675	44,006
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	34,934	38,040	38,040	111,014
④ 小規模多機能型居宅介護	83,969	84,075	84,075	252,119
⑤ 認知症対応型共同生活介護	418,074	512,233	573,909	1,504,216
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	74,973	75,068	189,100	339,141
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	125,316	125,475	125,475	376,266
⑨ 地域密着型通所介護	226,312	227,560	227,560	681,432
地域密着型サービス計	978,234	1,077,126	1,252,834	3,308,194
地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	1,031	1,032	1,032	3,095
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス計	1,031	1,032	1,032	3,095
地域密着型サービス給付費計	979,265	1,078,158	1,253,866	3,311,289

(4) 施設サービス給付費

施設サービス給付費は、3年間合計で約83億円の費用を見込んでいます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護保険施設サービス				
① 介護老人福祉施設	1,351,205	1,390,292	1,425,793	4,167,290
② 介護老人保健施設	1,127,929	1,167,017	1,167,017	3,461,963
③ 介護医療院	194,075	194,320	275,379	663,774
施設サービス給付費計	2,673,209	2,751,629	2,868,189	8,293,027

2 介護サービス事業費の見込み

(1) 標準給付費見込額

第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度（2026年度）までについて、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込みます。

○第9期各年度の標準給付費見込額

(単位:千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
総給付費		6,526,800	6,766,323	7,072,689	20,365,812
給 付 費 以 外 の 費 用	特定入所者介護サービス費等給付額	154,596	155,319	154,792	464,707
	高額介護サービス費等給付額	17,181	85,423	85,423	188,027
	高額医療合算介護サービス費等給付額	1,692	8,400	8,400	18,492
	算定対象審査支払手数料	5,435	5,454	5,435	16,325
標準給付費見込額		6,705,704	7,020,919	7,326,739	21,053,363

※表中の総給付費と各種介護サービス給付費の合計は、千円単位で四捨五入しているため一致しない場合があります。

※総給付費については、制度改正により、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額、消費税率等の見直しを勘案した影響額を調整後の金額となっています。

※「特定入所者介護サービス費」とは、居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

※「高額介護サービス費」とは、介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

※「高額医療合算介護サービス費」とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

※「審査支払手数料」とは、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

(2) 地域支援事業費

第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度（2026年度）までに
ついて、地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・
任意事業費を以下のように見込みます。

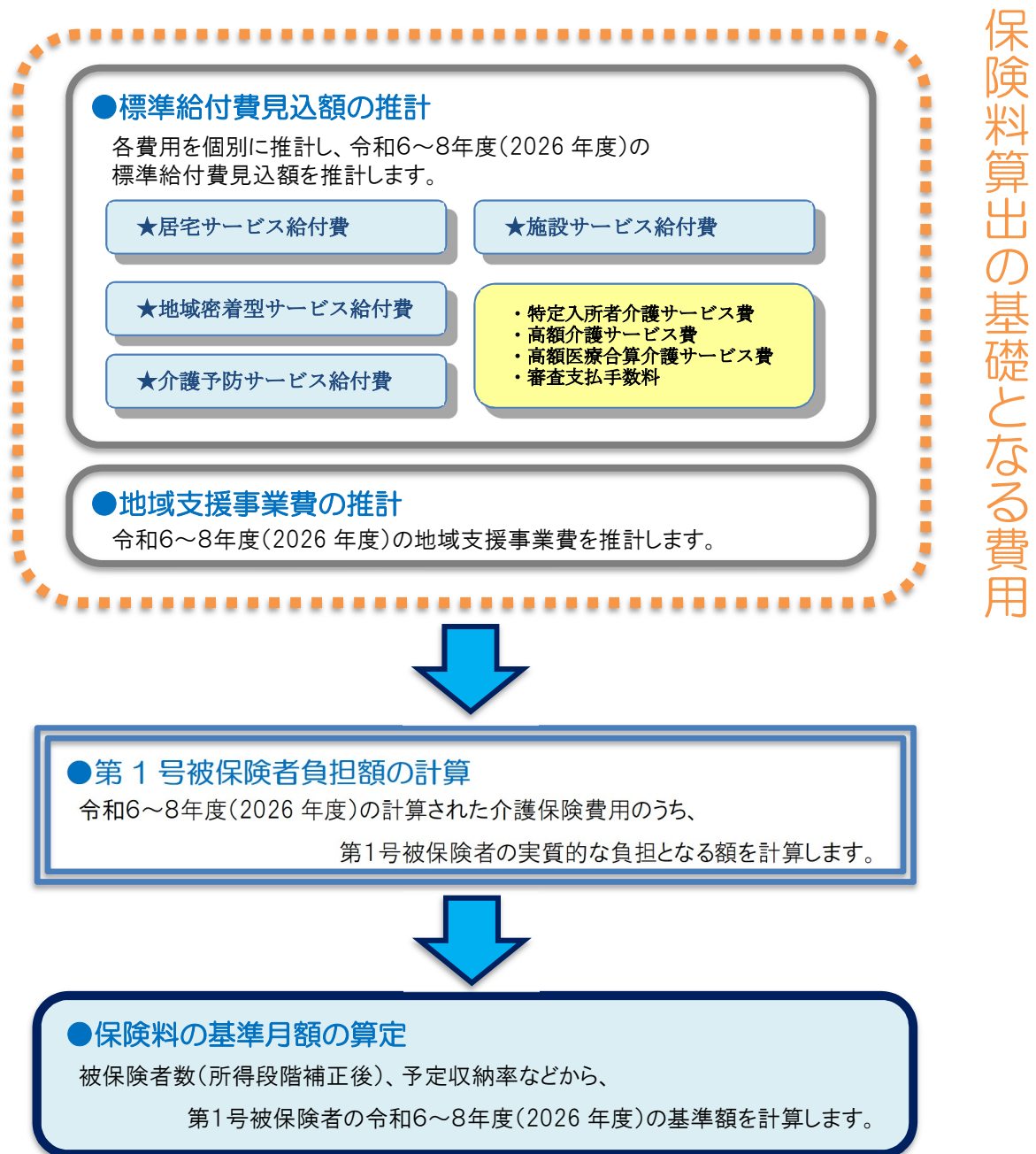
（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費				
① 介護予防・日常生活支援総合事業費	287,292	288,451	289,337	865,080
② 包括的支援事業・任意事業費	137,212	137,212	137,212	411,636
地域支援事業費計	424,504	425,663	426,549	1,276,716

第Ⅳ部 介護保険料

第1章 介護保険料算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、概ね以下のようになります。



第2章 第1号被保険者の保険料負担割合

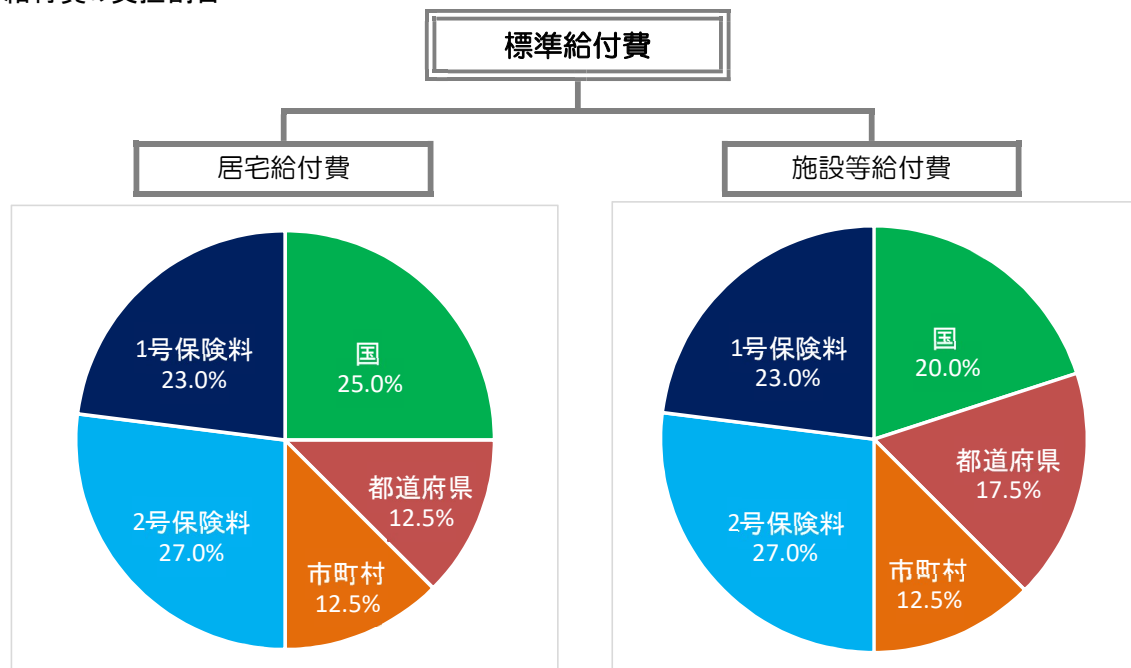
1 標準給付費の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担（1割から3割）を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分の半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23.0%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は27.0%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25.0%、同じく国負担部分の施設等給付費の20.0%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

○標準給付費の負担割合



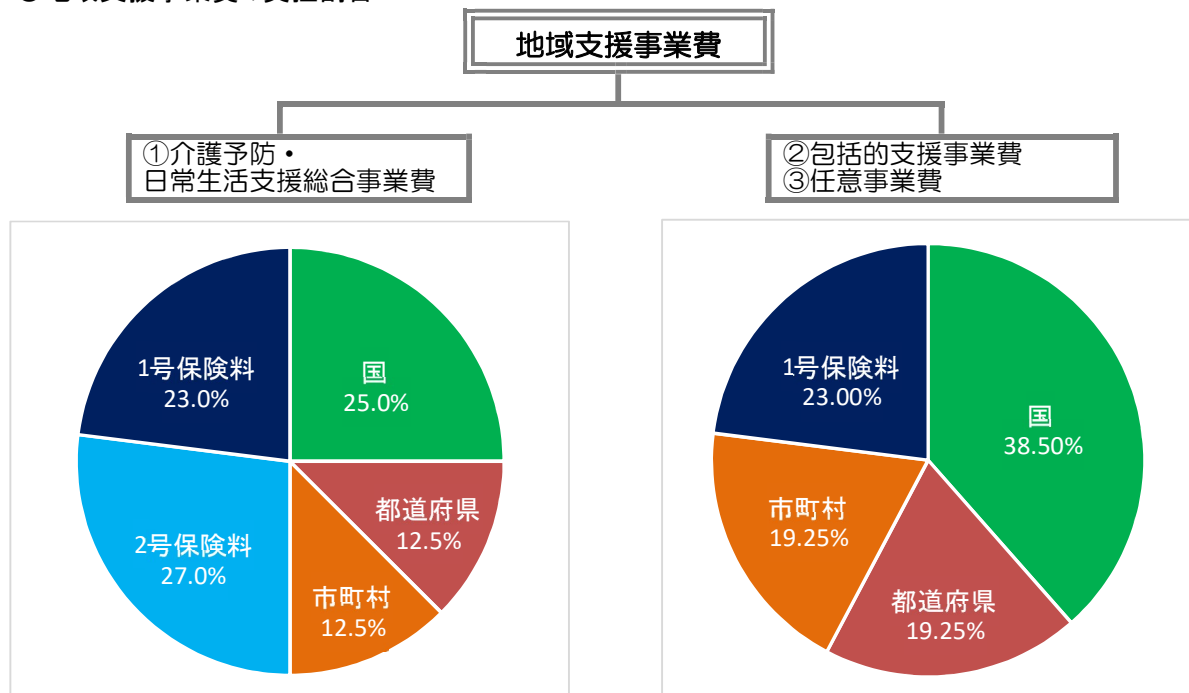
※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

2 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

○地域支援事業費の負担割合

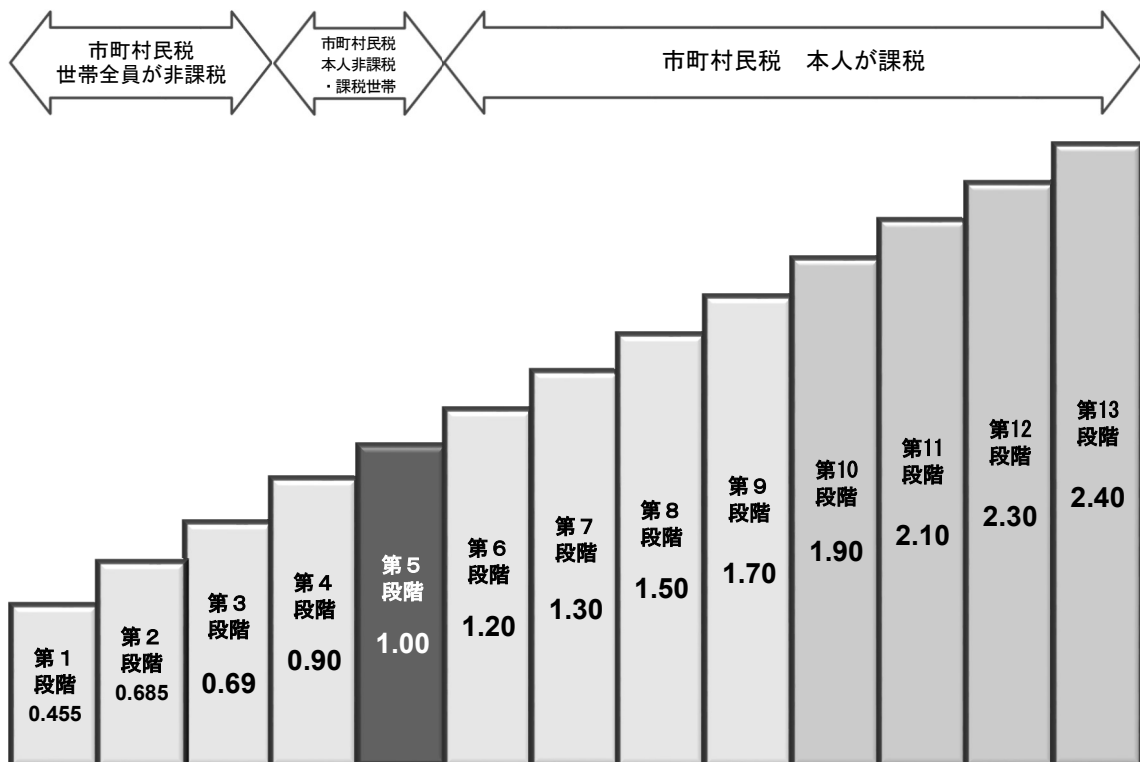


第3章 第1号被保険者保険料の段階設定

第1号保険料については、被保険者の負担能力をきめ細かく反映して基準額乗率を設定することが重要であるとの考え方から、保険者（市）の判断によって、被保険者の年金収入や合計所得金額に応じた負担の公平性への配慮が求められています。

なお、これらの措置に必要な調整は第1号被保険者から徴収する介護保険料の中で行うこととされているため、各段階の負担額等を勘案し、本市では13段階の保険料を設定しています。

○保険料段階と負担軽減措置



第4章 保険料の算出

1 第9期介護保険料の算出

第9期計画期間である令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までについて、本市における介護サービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

○保険料の算定

（単位：円・人）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (A)	6,705,705,084	7,020,919,059	7,326,739,111	21,053,363,254
地域支援事業費 (B)	450,702,863	463,708,768	464,599,674	1,379,011,305
地域支援事業費の内、介護予防・日常生活支援総合事業費 (B')	287,291,863	288,450,768	289,336,674	865,079,305
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者負担割合23%】	1,645,973,828	1,721,464,400	1,792,007,921	5,159,446,149
調整交付金相当額 (D)【(A+B')×5%】	349,649,847	365,468,491	380,803,789	1,095,922,128
調整交付金見込額 (E)【(A+B')×(見込交付割合)】	520,979,000	412,110,000	409,974,000	1,343,063,000
特別調整交付金の交付見込額 (利用者負担分相当額) (F)	200,000,000	100,000,000	100,000,000	400,000,000
介護給付費準備基金 基金取崩額(G)				250,000,000
保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額(H)				16,185,000
保険料収納必要額 (I)【C+D-(E+F)-G-H】				4,646,120,277
予定保険料収納率 (J)				平均収納率 94.5%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (K)（第1号被保険者数）	21,503	21,432	21,333	64,267
保険料基準額(年額) (L)【I÷J÷K】				76,501 円
保険料基準額(月額) (M)【L÷12】				6,375 円

2 第9期の所得段階別保険料一覧

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）における本市の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

○保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	（ 対 象 者 ）	基準額に 対する割合	第9期保険料 【月額】
第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下の人	基準額 ×0.455 ※	2,900 円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税の人 （前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円超 120万円以下）	基準額 ×0.685 ※	4,366 円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税の人 （第2段階に該当しない人）	基準額 ×0.69 ※	4,398 円
第4段階	○本人が市民税非課税の人 （前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下の人）	基準額 ×0.90	5,737 円
第5段階 （基準）	○本人が市民税非課税の人 （第4段階に該当しない人）	基準額 ×1.00	6,375 円
第6段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が 120万円未満の人	基準額 ×1.20	7,650 円
第7段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が 210万円未満の人	基準額 ×1.30	8,287 円
第8段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が 320万円未満の人	基準額 ×1.50	9,562 円
第9段階	○本人が市民税課税で合計所得金額が 420万円未満の人	基準額 ×1.70	10,837 円
第10段階 （新設）	○本人が市民税課税で合計所得金額が 520万円未満の人	基準額 ×1.90	12,112 円
第11段階 （新設）	○本人が市民税課税で合計所得金額が 620万円未満の人	基準額 ×2.10	13,387 円
第12段階 （新設）	○本人が市民税課税で合計所得金額が 720万円未満の人	基準額 ×2.30	14,662 円
第13段階 （新設）	○本人が市民税課税で合計所得金額が 720万円以上の人	基準額 ×2.40	15,300 円

※第1段階から第3段階については、低所得者の保険料軽減策として、国庫負担金投入により、実際は、第1段階：基準額×0.285、第2段階：基準額×0.485、第3段階：基準額×0.685の割合となっています。

資料編

1 南相馬市地域包括ケアシステム推進会議委員名簿

	氏 名	所属団体(選出区分)	備 考
1	邊 見 直 子	相馬人権擁護委員協議会	学識経験者
2	川 俣 光 利	原町方部介護支援専門員連絡協議会	関係団体の構成員
3	新 道 譲 二	一般社団法人 相馬郡医師会南相馬支部	保健医療関係者
4	熊 耳 隆 洋	相馬歯科医師会	保健医療関係者
5	遠 藤 重 理	一般社団法人 福島県理学療法士会相双支部	保健医療関係者
6	佐 藤 理 香	公益社団法人 福島県看護協会相双支部	保健医療関係者
7	佐 藤 清 彦	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会	福祉関係者
8	鈴 木 礼 子	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会	関係団体の構成員
9	大 内 敏 文	公益社団法人 認知症の人と家族の会福島県支部相双地区会	関係団体の構成員
10	但 野 一 博	相馬薬剤師会	保健医療関係者
11	矢 吹 雄 基	一般社団法人 福島県作業療法士会相双支部	保健医療関係者
12	菅 原 武	社会福祉法人 南相馬福祉会	福祉関係者
13	小 川 務	南相馬市立総合病院	保健医療関係者
14	荒 可 奈 子	福島県厚生農業協同組合連合会 鹿島厚生病院	保健医療関係者
15	高 橋 百 合 子	医療法人社団 青空会 大町病院	保健医療関係者
16	古 山 貴 大	一般社団法人 福島県言語聴覚士会相双地区	保健医療関係者
17	奥 村 健 郎	南相馬市区長連絡協議会	関係団体の構成員
18	鈴 木 健 二	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会	福祉関係者
19	平 田 優 子	社会福祉法人 南相馬福祉会	福祉関係者
20	小 野 田 直 人	南相馬方部介護認定審査会	関係団体の構成員
21	今 野 國 廣	南相馬市老人クラブ連合会	関係団体の構成員
22	片 平 智 榮	公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター	関係団体の構成員
23	大 井 千 加 子	認知症キャラバンメイト	関係団体の構成員
24	岡 部 宏	第1号被保険者	介護保険被保険者
25	中 村 眞 木	第2号被保険者	介護保険被保険者
26	丸 山 光 清	南相馬市健康福祉部長	

2 計画策定経過

開催年月日		内 容
令和5年	3月	南相馬市高齢者総合計画に係るアンケート調査 【市民対象】 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 配布数 2,000 人 回答数 1,111 人 回収率 55.6% ・在宅介護実態調査 配布数 1,000 人 回答数 520 人 回収率 52.0% 【事業所対象】 ・在宅生活改善調査 配布数 40 件 回答数 14 件 回収率 35.0% ・居所変更実態調査 配布数 18 件 回答数 17 件 回収率 94.4% ・介護人材実態調査 事業所票(訪問系) 配布数 15 件 回答数 11 件 回収率 73.3%
	6月27日	第1回南相馬市地域包括ケアシステム推進会議 議事(1)次期南相馬市高齢者総合計画の策定の概要について (2)本市の現状と課題及び現計画の実施状況について (3)各種アンケート調査の結果概要について (4)本市の現状やアンケート結果を踏まえた高齢者の介護・福祉に関わる問題点・課題点について
	7月21日	第1回生活支援体制整備部会 議事(1)次期計画策定にあたり個別事業・取組の見直し等について(案) (生活支援体制整備部会関係) (2)関係機関の活動状況等の情報交換について
	8月3日	第1回医療と介護の連携部会 議事(1)現「南相馬市高齢者総合計画」の取組について (2)次期「南相馬市高齢者総合計画」における医療と介護の連携推進について(案)
	8月10日	第1回介護予防及び認知症支援部会 議事(1)次期計画策定に当たっての個別事業・取組の見直し等について(案) (介護予防部会関係) (2)次期計画策定に当たっての個別事業・取組の見直し等について(案) (認知症支援部会関係)
	8月22日	第1回介護保険部会 議事(1)第8期介護保険事業計画の実績(見込)について (2)第9期介護保険事業計画について (3)意見交換
	9月22日	第2回生活支援体制整備部会 議事(1)次期計画策定にあたり個別事業・取組事項の確認について(案) (生活支援体制整備部会関係) (2)関係機関の活動状況等の情報交換について

開催年月日		内 容
令和5年	9月27日	第2回医療と介護の連携部会 議事(1)次期計画策定にあたり個別事業・取組事項の確認について(案) (医療と介護の連携部会関係) (2)関係機関の活動状況等の情報交換について
	9月29日	第2回介護予防部会及び認知症支援部会(書面会議) 議事(1)次期計画の体系(地域包括ケアシステムの深化・推進)について (2)次期計画策定に当たっての個別事業・取組の見直し等について(案) (介護予防部会関係) (3)次期計画策定に当たっての個別事業・取組の見直し等について(案) (認知症支援部会関係) (4)関係機関の活動状況等の情報交換について
	10月3日	第2回介護保険部会 議事(1)第9期介護保険事業計画の素案について (2)意見交換
令和6年	1月10日	企画調整会議(南相馬市高齢者総合計画(素案)についてパブリックコメント手続きを実施する件)
	1月18日	庁議(南相馬市高齢者総合計画(素案)についてパブリックコメント手続きを実施する件)
	1月23日	小高区地域協議会(南相馬市高齢者総合計画(素案)の策定に係るパブリックコメント手続の実施について)
	1月25日	原町区地域協議会(南相馬市高齢者総合計画(素案)の策定に係るパブリックコメント手続の実施について)
	1月26日	鹿島区地域協議会(南相馬市高齢者総合計画(素案)の策定に係るパブリックコメント手続の実施について)
		第2回南相馬市地域包括ケアシステム推進会議 議事(1)各専門部会の協議概要について (2)次期「南相馬市高齢者総合計画」素案について (3)今後のスケジュールについて
	1月29日 ～ 2月17日	パブリックコメント
	2月22日	企画調整会議(南相馬市高齢者総合計画を定める件)
	2月29日	庁議(南相馬市高齢者総合計画を定める件)
	3月26日	議決(南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について)

南相馬市高齢者総合計画
(第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

令和6年3月

発行 南相馬市

編集 南相馬市 健康福祉部 長寿福祉課

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27

TEL 0244-24-5404 FAX 0244-24-5740

ホームページアドレス <https://www.city.minamisoma.lg.jp/>
